

# 中大法曹



多摩校舎

2001. 5

中央大学法曹会

No.18

中央大学校歌

石川道雄 作詞  
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞  
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



多摩キャンパス正門付近



多摩キャンパス多摩モノレール駅



多摩キャンパス 旧白門



多摩キャンパス 青年像



市ヶ谷キャンパス



神田駿河台  
中央大学記念館



お茶の水駅と聖橋



ニコライ堂

# 「中大法曹」第十八号目次

表紙題字揮毫 猪股喜蔵  
 表紙写真 多摩校舎  
 撮影 伊達俊二

起死回生の妙案を探ねて……………幹事長 猪股喜蔵(5)

中央大学理事長として見た中央大学の現状と展望

……………中央大学理事長 阿部三郎(8)

これからのこれからの法曹養成について……………中央大学学長 鈴木康司(14)

中央大学学会と法曹会……………中央大学学会会長 大西保(18)

ロースクール構想に対する中央大学の取り組み

……………中央大学法学部長 永井和之(23)

ロースクール構想の現状と中大法曹会のバックアップ

……………委員長 石井芳光(28)

『法曹論』雑考……………弁護士 才口千晴(36)

和光の修習生……………研修所教官 横井弘明(42)



修習生から一步前へ……………	裁判官 田中伸子 (45)
一年生弁護士 of 刑事弁護……………	弁護士 片山有里子 (49)
学研連の現状、課題、将来の展望……………	委員長 田中紘三 (52)
法職講座の現状と今後の課題……………	中央大学法職講座運営委員会 (57)
座談会 法職講座の抜本的改革とその成果……………	…………… (60)
札幌分会の活動状況……………	札幌分会事務局長 太田三夫 (83)
機構改革実行特別委員会活動報告……………	委員長 大高満範 (86)
大学問題委員会活動報告……………	委員長 及川昭二 (94)
法職教育検討委員会活動報告……………	委員長 萬羽了 (100)
人事委員会活動報告……………	委員長 石井芳夫 (106)
会則検討委員会活動報告……………	委員長 木戸弘 (111)
関係諸規定……………	…………… (122)
学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)	
中央大学学生会会則	
中央大学法曹会会則・内規	
人事委員会規則	
法職教育検討委員会規則	
大学問題委員会規則	
会則検討委員会規則	



広報委員会規則

役員等名簿……………160

学校法人中央大学等役員名簿

中央大学学生会役員名簿

中央大学法曹会役員名簿

中央大学法曹会各種委員会名簿

会務報告書・主要開催行事……………中大法曹会事務局長 石渡光一 (180)

資料 平成一二年度司法試験結果…………… (207)

編集後記……………委員長 千葉昭雄 (208)





# 起死回生の妙案を探ねて

——学生・院生の集団指導体制の構築

中央大学法曹会幹事長

猪 股 喜 蔵

中央大学法曹会は、法学部教育の充実・改革と司法試験合格者の増加、往年の首位奪回に向け、歴代執行部が積年最重要課題に位置づけて運営努力をしております。

当執行部もその例外ではありません。①市ヶ谷キャンパスの開校に向けて、法職講座、学研連等研究室の移動・整備、②法科大学院の創立を視野においた司法改革シンポジウムの後援、③さらに法科大学院等創立協力委員会を設けて、ロースクールの開設を先取りするかたちで実務法曹を教員スタッフとして推薦し、教材・カリキュラム編成への意見具申など、ここ一年間精力的に活動してきました。

二年後には法科大学院が創立されることに伴い、法学部を中心として指導体制等が大きく変容される状況が見込まれます。それに従い、より一層学部教育の充実を目指さなければなりません。法科大学院に進学する院生についても、挙手傍観するのではなく、「熱いうちに鍛える」という趣旨から、学生・院生の班別集団指導体制をつくって指導、育成していくことが必要であると考えられます。

今、起死回生の妙案を探ねて物心両面にわたる協力が求められています。法曹会を中心とした先輩学員が、後進の指導・育成のため、さながら学園塾のごとくに入学、進学した当初から家族的情味を發揮し、司法試験合格という最後の目的達成に至るまで、学生・院生とも一人の落ちこぼれも出さないような充実した指導体制を整える必要があります。合格者の増減に一喜一憂する今の状況を打開し、キャンパス整備がすむ頃を目途に、この妙案の実現に向けて法人教学、法曹が一体となって集団指導体制の構築に努めることが当面の課題だと思われまます。かつて、中央大学に玉成会、真法会、正法会の各研究室が誕生し、よき指導者のもと、学生が切磋琢磨して高等試験に挑み、合格という栄冠を射止めていった黄金時代と同様に、充実した教育を醸成していくことが、いま、法学部の終焉といわれるこの時期を乗り越えるためには最も必要なことだと痛感いたします。

これについては、集団指導班のなかに経済、財界で活躍されている先輩学員にも参加をお願いし、国際会計専門大学院の開設に併せ、経済学部、商学部の学生にも参加の働きかけを行い、平成の中大塾を創設する魁になることが必要です。試行錯誤の域を出ないという批判もあるかと思われまます、いまだ事なことは学生、院生が司法試験合格という目的に向かい努力し、その目的達成の為に先輩学員として惜しまぬ協力を続けることと感じております。

一 昨年の合格者九二名が昨年は一〇二名に増加したことは、真に喜ばしいことであり、ここから過去の栄光、伝統の輝きに迫り、いずれ越えていくためには、惜しみない私たちの熱意を注いでいくことが必要不可欠です。

- ① 学生・院生の班分けは二五名から三〇名を一班として二五班を予定する。
  - ② 指導体制は、法曹会弁護士、裁判官、検察官各三名、教授、講師各二名
  - ③ 法曹会では各研究室出身の弁護士を網羅する。
  - ④ 組織づくりは学研連、研究室OB等に依頼する。
- このように集団指導体制を整え、司法試験合格率を高めることは、翻って我が中央大学の興隆を促進することにもつながります。

中央大学法曹会創立五〇周年の節目の時にあたり、以上、起死回生の妙案となることを信じ、学員各位のご理解、ご協力をお願いしつつ幹事長の挨拶といたします。



## 中央大学理事長として見た 中央大学の現状と展望

中央大学理事長

阿部 三郎

中央大学法曹会会報「中大法曹」第十八号発行を心からお祝い申し上げます。

日頃から法曹会の歴代役員並びに会員の皆様には、母校中央大学発展の為に多大なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ところで、英吉利法律学校の伝統を受け継ぎ、中央大学が、毎年、多数の司法試験合格者を出し、法曹界等に多くの人材を輩出しておりますことは、大学の評価を高める大きな要素の一つとなっております。このことは、法曹会の先生方が本学の法職講座運営委員会及び司法演習講座並びに学研連の活動等を通じて、後進の育成に日夜ご尽力戴いている賜と、深く感謝申し上げます。

さて、いよいよ二一世紀を迎えましたが、政治、経済そして教育も含む社会全般におきましても、先行きは今一つ透明感を欠き、在るべき姿の確かな手応えが見えておりません。

一方、私立大学におきましても大変厳しい状況下にあり、嘗て経験したこともない少子化、情報化、

グローバル化の状況から、互いに競争の中にあっても輝くような個性のある運営が強く求められております。そのため、母校の経営をお預かりする私としては、教職員一体となりながら法曹会をはじめとする全国学員の皆々様の御力をお借りし、全力を傾注して大学造りに当らなければならないものと承知致しております。

さて、私も早いもので本年の五月で理事長就任三年目に入るところとなります。大学というところは、法人として経営に関わる事項と、教学事項としての研究・教育に関するありとあらゆる事項があります。その範囲は大変に広く複雑であります。理事長就任以来、私は大学経営としての使命を前期理事会が長年に亘る検討の結果、決定された「二一世紀へ向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」の確実な実行に置いてきました。この基本方針には大きく三つの柱があり、学部・大学院・研究所等の改革、キャンパス整備の推進、そして財政改善の推進であります。

また、一方において、昨年五月、念願の都心展開施設、市ヶ谷キャンパスの開校式で私は、この理事会基本方針を確実に実行するに当たっての基本理念として、学長・常任理事のご賛同も得て、日本は素より世界に対してもその存在感を示すべく二一世紀における中央大学の在るべき姿として、

- 一 国の内外に開かれた大学として「知」学問を広く社会へ還元する大学であること。
- 二 各界各層の市民のために、広い教養に支えられた実学など生涯学習の場を提供する大学であること。

三 国際化、情報化の中で世界レベルの交流を伴う高度な研究システムとプロジェクトを持つ高等教

育機関としての大学であること。

という三つの提言を申し上げました。

このことは、昨年十一月の大学審議会答申、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方」の中で、現下の我が国の高等教育は、全く新たな状況に直面しているとして、「①大学はグローバル化、科学技術の爆発的進歩という新たな事態に対応して、国際的水準を視野に入れつつその教育活動の質的向上を図らなければならない。②大学全入時代の到来と社会人の生涯学習の必要性の高まりは、多様な能力、適性、学習ニーズを持つ学生層を生み出していることから、教育内容・方法の改善により、高等教育としての水準確保を図ることが求められている」と謳っておりますので、こうした二極化現象とも言える高等教育システムの改革目標に対して、市ヶ谷キャンパス開校式での私の三つの提言はまさに判断としては誤りはなく、むしろ時宜を得ていたものと言えるわけです。

さて、こうした中、理事会基本方針に則り、現在、精力的に取り組んでいる何点かをご報告いたします。一点目は、英吉利法律学校創設時以来の伝統を誇る中央大学の実学の特色を更に伸ばすべく取り組んでおります、二つの専門大学院、法科大学院（ロースクール）と、国際会計研究科（アカウンティングスクール）の設立の件です。ロースクールは二〇〇三年、アカウンティングスクールは一年早く、二〇〇二年四月の開校を目指し、現在、法人・教学一体となって取り組んでおります。そしてその何れもが、昨年開校した市ヶ谷キャンパスを中心に展開して参りたいとしますものであります。

二点目は、キャンパス整備として、三つの新棟を建設することであり、文京区・後楽園にありま



す理工学部にも、都心展開の機能をもつ法人施設を含む一万九千平米の教育研究・学生生活関連の建物を一棟、多摩に学生中心の学生生活関連棟を一棟と二四時間学べる国家試験受験者のための建物一棟、この計三棟の建設です。これらの建設資金の一部として、昨年学員の皆様方をお願い致しました白門学校債の募集も、特に法曹界の先生方の力強いご支援のお蔭で四三億円の応募を戴き、現在設計事務所の選定も終えて基本設計を経て近く請負業者の選定に入る手筈となっております。

しかし三棟の建設、そして新たに開設した市ヶ谷キャンパスをもつて全て足れりとするものではありません。

大学は、施設があつての研究教育であり、また研究教育あつての施設でもあります。現在の研究教育の施設環境も、決して充分なものとは承知致しておりません。

現在の大学の施設キャンパスもすでに、多摩・後楽園・市ヶ谷の三箇所に拠点を有するところとなりましたが、鈴木学長もこの三施設によるトライアングルによって、より一層の組織的、有機的活力の再発見とその展開を強調されております。

しかし、その中でも私は、今日の大学における状況の変化の中で、そこに新しい価値を見出すべく、二つの状況の変化をみています。

その一つは、念願のモノレールの開通であります。全ての大学関係者の足であり、また我が中央大学という舞台の為の花道であるこのモノレールを大学発展の為にどう活かすかということです。もう一つは、昨年来の鈴木学長を中心とする教学側のご努力によって、多摩地区における大学連合や近県の高専

学校との連携の動きです。これは明らかに中央大学が軸となり、大学や高等学校をはじめとして地域住民、自治体、企業群との交流、発展を目的とするものです。

この二つの状況の変化と動きをみるにつけても、現在はモノレール駅を下車しても、そこに中央大学の玄関があって、新しい白門があるという環境も雰囲気もなければ、施設の構造にもなっておりません。多摩・後楽園・市ヶ谷の三つのキャンパスを束ねるような、そこに新しい白門塔、それは二一世紀を記念するいわば二一世紀記念館とも言える施設。本当に、名実共に中央大学の顔となるような施設、あわせて中央大学の全てを語る資料館、地域に開放されるばかりではなく、国際交流の場ともなり、更には学員の為、父母の為の施設。このような施設の存在をどうしても考えさせられるのであります。

次に、理事会基本方針の三つ目の「財政の改善」につきましても出来ることから着実にその実現を図りつつありますが、何よりも入を図って、出を抑える原則を徹底することにあります。紙幅の関係で、この詳細は別の機会に譲ることとし、現在、法人として取り組むべき大変大きな事業計画についてご報告いたします。

二一世紀においてその存在感を世界に示すべく、そのための基盤整備とも言うべき三棟の建設の外、更に必要とされる新しい教育研究施設の充実、そしてこの仮称二一世紀記念館などのことも含めて、これらを一二五周年記念事業として位置づけ、自己資金一二五億円の外に目標額を百億円とする一二五周年記念事業及び募金計画の件であります。現在理事会で鋭意検討しており、三月の評議員会で正式に上程申し上げさせて戴きたいと存じております。

ところで、中央大学の歴史を振り返って見ますならば、大きな節目や難しい局面においては、必ずと言ってよい程、学員のお力添えを戴く中で存続・発展を続けてまいりました。

ここ数年間における中央大学の専門大学院の設立やキャンパス整備などの事業を通じてみるならば、現況はそれは百十有余年の歴史の中で明治一八年の創立時のこと、或は戦後の大学改革時代のこと、更には多摩移転等の歴史的な大きな経験にも匹敵するような、まさに、改革、前進のための大きな節目ともいえる時期を迎えているものと承知致します。世の中に不言実行という美学もありますが、理事長としては私は有言実行であるべきものと考え、良い事は積極的に発言し提言して、そして実行して参りたいと存じます。

どうか、中大法曹会の皆様におかれましては、今後とも母校の興隆・発展に力強いご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後に、中央大学法曹会の益々のご発展と会員の皆様の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

(平成一三年二月二八日 記)



## これからの法曹養成について

中央大学学長

鈴木康司

中央大学法曹会の会報である「中大法曹」が回を重ね、第十八号の刊行を迎えられましたことは、誠に同慶に堪えません。

また、中央大学法曹会の会員の皆様におかれましては、平素より母校中央大学の発展と後輩の育成のために並々ならぬご支援とご協力を賜り、心より御礼申しあげます。特に法曹会の先生方にご尽力いただいております法学部の「司法演習」は、法律学に関する基礎的理解を深めるのに効果を挙げており、また、実務法曹の先生方と学生が接することにより、学生の法律学の学修意欲を高める良い機会となり、好評を博しております。

大学の評価は、卒業生の活躍の度合いであり、本学が「法科の中央」と称せられますのも、ひとえに法曹会会員の皆様のご活躍によるものと衷心より敬意を表する次第であります。

さて、二一世紀の世相を見ますと、政治、経済共に混迷の度合いを増しており、今後の日本がどのよ

うに動いていくのか、予測がつきにくい状況にあります。このような世相にあって、平成十一年七月には二一世紀における我が国の社会で司法が果たすべき役割を明らかにするため、政府が司法制度改革審議会を設置したことは、皆様ご承知のとおりであります。三十数回におよぶ審議会を経て、昨年の一二月二〇日に同審議会から中間報告が出されました。その報告書には、我々大学人が注目する法科大学院に関する内容が含まれております。いわく法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院とするとあります。司法が二一世紀の我が国の社会において、期待される役割を十分に果たすため、その人的基盤を確立することを目的として、法科大学院は司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関と位置づけられております。そして、法科大学院の理念は理論的教育と実務的教育を結びつけ、法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と豊かな人間性の涵養及び向上を図り、創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するとともに、法曹としての責任感や倫理観の涵養をもはかるとされております。すなわち幅広い素養と法曹として必要な資質と能力を養うことが目的であります。この構想は法曹養成に関する大学の新たな在り方を示すものでありましょう。法科大学院の最終的な内容がどうなるかは、本年夏頃までに出される最終答申を待つこととなります。しかし、私はこれまで機会のある毎に申しあげておりますが、本学におきましてもこの法曹養成を目的とする法科大学院に関しまして、司法制度改革審議会の結論が出次第、即座に対応できるよう万全の体制をとっております。すでに専門大学院設置準備委員会を設置し、法科大学院の設置に関する具体的な検討を開始しております。法科大学院の設置は、司法試験に強い中央大学のイメージを保持し、二一世紀の中大

を發展させるために必要な事項であると思っております。この法科大学院は理論的教育と実務的教育の架橋をはかるとされておりますので、これまでの大学教育とは異なる実務教育が重要なポイントとなると思われます。この分野での充実度が法科大学院の成否の鍵を握っていると言っても過言ではありません。

また、法科大学院が法曹養成の基盤となれば、司法試験制度自体が変革されることは明白であります。法曹養成が法科大学院を経て行われることになれば、各大学は司法試験合格者の数を競うのではなく、その法科大学院を修了した法曹の質が問われることになるでしょう。

従いまして、我々大学は、法科大学院出身者の法曹としての資質を高める努力を行わねばなりません。とりわけ、二一世紀は情報・通信技術の進歩によりボーダーレスな社会が出現して、国際間の交流は頻繁になり、急速に進展したグローバルゼーションは、広い視野を身につけた法曹を求めています。そのような社会のニーズを敏感に受け止め、本学の伝統と特長を活かした高レベルの国際的な法曹養成ができるような法科大学院の設立を目指したいと存じます。そのためには、法科大学院のカリキュラムを含めた教育・指導体制の充実が不可欠であり、設立準備委員会におきましても、鋭意検討している段階でございます。

本学には、法曹として偉大なる先達を輩出しているという伝統があります。また、現在は法曹界の四分の一以上を占める卒業生、すなわち皆様方がいらっしゃいます。誠に心強い限りであります。偉大なる諸先輩、法曹の方々を範として、後に続く立派な法曹を養成できるような法科大学院を設立しなければ

ばならないと決意している次第であります。

法曹会の先生方には、今後とも一層のご指導ご鞭撻をお願い申しあげます。

また、最後になりましたが、法曹会の益々のご発展と会員の方の先生方のご健勝をお祈り申しあげます。



## 中央大学学員会と法曹会

中央大学学員会会長

大西 保

中大法曹の会報発刊を記念し、一言述べさせてもらいます。

### 一 学員会の組織

私は中大法曹会の推挙により、平成四年六月から学員会の副会長に、平成七年六月から会長に就任し今日に至っています。

学員会の内部から学員会の実状を見てきましたが、学員会組織は膨大でその活動が多岐に及んでいるのが実状です。

学員会本部の企画・運営に当たる役員は、副会長が年次支部から推薦の飯塚久子さん、女性白門会支部推薦の市橋千鶴子さん（弁護士）、南甲倶楽部支部推薦の長田繁さん、学員体育会支部推薦の佐藤幸男さん、法曹会支部推薦の瀧澤國雄さん（弁護士）、中央大学からの選出で教授経験者の土屋六郎さん（中大名誉教授）、国会白門支部推薦の廣瀬秀吉さん、それに地方からの選出として、旭川支



部の大塚重親さん（弁護士）、名古屋支部長の兵藤俊一さん（弁護士）、大阪支部長の高橋季義さん、それと私を加えて十一名となります。また、学会会の協議員は八百名以内で協議員会を構成し、このうち約百名が幹事、うち二十五名が常任幹事、会計監事が五名で、それぞれ幹事会、常任幹事会を構成しています。右の役員において、会長・副会長会議は原則として月一回、協議員は年一回、常任幹事会と幹事会は必要に応じて開催し、学会会の運営に当たっています。

現在、中大卒業生（学员）の総数は、約四十五万人強（物故者を含む）で、そのうち住所判明者が約三十万人と推測され、うち学会会費を納入して学会会会員として登録されている方は約十二万三千人（入会率、約二十五％）に過ぎません。

学会会の支部数は、法曹会のような職域等支部が四十七、地域支部が百三（外国支部九を含む）、年次支部が三十九支部で合計百九十九支部が設置されている。更に現在も設立準備を進めている支部が複数あります。

また、会員の人数が支部設置条件に達していない等の関係から設置に至っていない白門会や分会の数については、学会会本部が全てを把握できていないほど多いのが現状であります。

学员がいずれかの支部や白門会に所属されつつあり、私立大学において有数の卒業生組織に発展してきました。このことは、学会会本部が活性化し組織強化の基盤となっています。そして、母校中央大学への支援体制の強化に繋がることから大変心強く思っています。

## 二 学員会本部の業務

本部事務局には、事務局長をはじめ、数名の職員が大学から出向し執務をしています。本部と各支部との連絡、学員時報の発行、学員の住所等の管理、新卒業者及び未加入者への入会募集、諸会議の開催、各種行事の企画・運営等いつでも繁忙を極めています。近年学員一人ひとりについてコンピューターによるデータ登録が整えられ、支部等からの質問や調査依頼に対し、きわめて迅速、的確にできるようになっていきます。

## 三 学員会における中大法曹会の地位

学員会の役員のうち中大法曹会員は、会長・副会長が五名、幹事一六名（内四名常任幹事）、会計監事一名の合計二十二名で役員の約十九%が中大法曹会員によって占められています。このことは学員会の長年の活動において、法曹会員が中心的存在にあった歴史的事実を物語るものでありますが、支部結成が盛んになり支部数が増えますと学員会役員の数に限られているなかで、役員若返り活性化等を図るために、中大法曹会の選出役員を減少すべきであるとの声が聞かれるようになりました。

しかし、役員若年化によって学員会の目的達成や対中央大学との関連から、その効果が実現できるかどうか私は強い疑問を抱いています。学員会の役員は会議に出席するだけでも自らの本業以外のことで大切な時間を消費しなければならぬため、働き盛りの少壮有為の人材には学員会の運営に無報酬で没頭することを期待するのは無理ではないかと思えます。

#### 四 中大法曹会への要望

① 中大法曹会に対しては、学会の協議員にしても全体の十%近くもいて多すぎるとの非難を耳にします。学会の役員選考委員会を開催した際に、このことを主張する方がいます。中大法曹会といっても東京、第一、第二の各弁護士会、東京検察及び裁判官から選出されるので他支部の五つ位に匹敵する数の協議員がいても、あまり多い数にはならないのです。多くの役員を法曹会が独占しようとするような考えはないのですが、学会における過去の実績から今日の結果になっているのであり、法曹会員としては他支部のことも考慮しながら適正な人数を維持すべきであります。

② 中央大学が世界に誇れる私立大学となるためには伝統的立場からして司法界で活躍することが大切であります。私どもはそのために司法試験の合格者を全国第一位になるように後輩の指導に力を傾注しなければなりません。

法学部教育や法職講座の試みとして中大法曹会から多数の講師が派遣されて後輩の指導に当たることも司法試験合格者増員の一助であり、その成果を期待しているところです。

また、中央大学では、二十一世紀に望む改革の一つとして、ロースクール（法科大学院）について、司法制度改革審議会から今年の七月には最終答申が出る予定ですが、政府の具体的方針が示され次第、直ちにその対応に即するように専門大学院設立準備会を中心に中大法曹会の全面的な支援・協力により、法曹界の輝かしい歴史と伝統を有する法科大学院の開設に向け、準備を整えているところです。

私としては、この専門大学院の開設が中央大学の二十一世紀を大きく左右する要因の一つになることから、開設準備をはじめ開設後の運営を含めて、法曹会員が援助する必要性を強く痛感するとともに、一日も早い開設を期待しています。

③ 私どもは、全国各地で開催される支部総会等に学員会を代表して出席していますが、私が特に感銘を深くしていることは、北海道でも九州でも東京から沿革の地にある学員の皆さんが母校愛に燃えておられる姿に接することであります。大学の地元であり学員会の最も有力な支部である中大法曹会は、全国の学員の母校に対する期待を片時も忘れることなく、今後も更なる母校発展のためにご尽力賜りますことを願っています。

以上

(平成十三年三月記)



# ロースクール構想に対する 中央大学の取り組み

法学部長 永井和之

中央大学法曹会の会報「中大法曹」に上記のような表題で寄稿するようにとのお話をいただき、大変ありがたい機会と感謝しております。それというのも既にご存じの通り現在色々審議されている、いわゆるロースクール構想においては、実務家のご協力を不可欠の要素としています。そのため、中央大学のロースクールにおいても、教育面での実務家の協力が不可欠であるからです。勿論設立に向けての検討の中でも、色々とお知恵をお借りしなければならぬことも多く、その意味では、ロースクール設立に際しては、物心両面におけるご支援をいただかなければならないと考えています。

さて、ロースクール構想への取り組みということからいえば、それこそいくつかのアプローチがあると思われます。しかし、大学における構想ということからいえば、とりわけ現在まで多くの法曹を輩出してきた中央大学法学部からのロースクール構想ということからいえば、その基本的な出発点は法曹養成の教育内容から考えていかなければならないと思います。言い換えれば、従来の法学部における法学

教育の何が法曹養成にとって足りないのか、または、将来の二一世紀の法曹養成ということからいって、何が足りなくなるのか、その点を明確にしなければならぬと考えています。その点を明確にしなければ、何のためのロースクールかが不明確になり、それはロースクールへの入学資格から、教科内容や教育方法までに影響するからです。そこで、専門大学院としてのロースクールという位置づけは、従来の法学部における法学教育で、法曹養成としては足りない点を補うという意義を有するものにならないとせばならないと考えていますし、新たな世紀の法曹養成する意義を有するものでなければならぬと考えています。

ちなみに、ロースクールでの専門大学院としての教育内容が、二一世紀の国際化や社会の高度化に対応した法曹を養成するということであるならば、その入学者にはそれなりの能力が要求されることになると思います。その能力の中には、学部段階における法律に関する一定の基礎的な知識と基本的な理解が含まれることになるのではないのでしょうかというのが、教育現場に身を置くものとしての率直な感想です。ソクラテスメソッドをとって、プロブレムメソッドやケーススタディなどによっても、生きた教材から法的な問題点を抽出させ、法的に構成させるといような教育方法においては、法学に関する基本的な理解もなく出来るということはあり得ないと考えるからですし、基礎的な各法律の知識や理解なしに行うことは不可能に近いと考えるからです。出てくる言葉言葉を知らない学生を相手に、どうしてプロブレムメソッドやケーススタディを行うことが出来るでしょうか、しかもソクラテスメソッドで、

講義ではないのです。

では、現在の法学部教育で、どの程度まで法律の理解を達成させることが出来るのか、どの程度まで法的な思考訓練をして、法的な思考を身につけさせることが出来るのかということを考えなければならぬと思います。また、国際化時代の我が国の法律で、その内容が国際化という問題に直面していない法律は少ないという状況で、諸外国の法律についても一定の理解が必要とされている時代です。そこで、そのような比較法的な調査手法や思考を身につけさせることが出来るのか検討しなければならぬと考えています。はっきり言って、学部段階だけで、このようなことまでも要求されるとするならば、それは事実無理であると思われます。現在のように高度化した法律を理解するには、学部段階だけでは短すぎます。そこで、その足りない所を専門大学院としての教育によって補い、高度専門職としての法曹を養成するということが、いわゆるロースクールの意義ではないかと考えています。

以上のようにロースクールを位置づけるならば、①その入学者選抜に関して、②カリキュラム、③教育方法、等も、一定の方向性が明らかになるのではないかと考えています。

中央大学のロースクール構想に対する取り組みにおいて、以上のような一般論としての取り組みの他、特に法曹会のみなさんに報告すべき事項として、次のようなことを報告させていただきたいと考えています。それはイギリス法律学校の伝統を新たに再創出したいという意欲であります。具体的には、国際的な法律業務に強い法曹を養成するロースクールを創出したいというものであります。そのために、入学の段階から、語学力に強い学生、国際的な視野を持った、または、国際的な活動に興味を持った学生を特に歓迎していきたいというものです。そのような学生を迎えて行われるロースクールにおける教育

では、学内における外国法の講義や演習はもとより、海外におけるいくつかのロースクールとの提携による教育をも設定して行くつもりです。この海外におけるロースクールとの提携ということでは、すでに中央大学との長年にわたる交流契約を実施しているロースクールや、教員の交換や学生の留学実績を持っているロースクール、その他この度のロースクール構想で新たに提携を構築するロースクールなどを、全体として組織したものを創りたいと考えています。そのような、いわばコンソーシアムを創ることによって、国際的な教育における多様性をも確保できるのではないかと考えています。

最後に一つ、現在いわれている設立基準についての問題点を指摘させていただきたい。それはロースクールでは一教員あたり学生数を十人に限るといふ設置基準です。それというのは、私立大学にとっては大変深刻な問題です。例えば、使用者側の負担する社会保険料などまでも含んだ人件費が平均一六〇〇万円かかるとすると、それだけでロースクールの学生の学費は一六〇万円以上でなければならぬ。それに職員の人件費や物件費などを加算するならば、二〇〇万円以上でなければ独立採算として成立しない。このような費用を三年間負担できる学生のみが私立大学におけるロースクールに入学しようという制度になるといふ現実です。この点を乗り越えて、中央大学のロースクールが優秀な学生を集めるためには、巨額の奨学金制度が完備されていなければならない。この点の準備は法人・理事側に特にお願いしている点であります。また、物的設備でも、例えば模擬法廷や、少人数の、しかもソクラテスメソッドなどによって講義・演習をしやすい教室の整備、国際的な法律情報をコンピュータなどで検索しうるシステムの整備と維持等、従来の大学とは比較にならない運営費用がかかるであろうと考えられる点で



す。しかも、このような設備が整備・維持さえしていなければ、設立の認可が危ういという点です。市ヶ谷の校舎だけで、このようなロースクールの施設として十分であるのかどうかも再検討を要する課題ではないかと考えています。

幸い、法人にあっては、大学の一二五周年事業を色々と企画されていると伺っています。そこでは、ロースクールの問題が、中央大学の新世紀における浮沈の鍵を握っているという認識で計画が立てられていることを確信しています。是非、法曹会のみなさまにも、以前にもまして、ますますのご支援をお願いしたいと考えています。

宜しく願います。



## ロースクール構想の現状と 中大法曹会のバックアップ

法科大学院創立協力委員会  
法曹養成教育小委員会委員長

石井芳光

はじめに

法科大学院（ロースクール）構想は、数年前には、およそ予想もつかなかったような勢いで、あたたかも燎原の火のように燃え盛り始めている。

中央大学は、司法試験合格者が減少の一途をたどり始め、「法科の中央」の名声もいまや風前の灯のような状態になっている。

かつては、中央大学出身者が司法試験合格者の三分の一以上を輩出し、名実ともに法曹界のトップを独占していたのが、大学の多摩キャンパス移転が裏目に出たのか、学研連団体の受験指導システムも破綻しかけており、最近では、東大・京大・早大・慶大の後塵を排し、合格者の一〇分の一にも満たない長期低落傾向にあるといわれて久しい。

大学法学部当局は、この低落傾向を立て直すために全面的な法学部改革に取り込み、従来からの政治

学科のほかに、国際企業関係法学科を特設し、中心の法律学科は、志望職種別履修モデル制（法曹・行政職公務員・民間セクター各コース選択制）に区分して、中央大学学員会法曹会の協力のもとに、現役法曹（裁判官・検事・弁護士）による法曹論と司法演習、基礎演習、専門演習、憲法・民法・刑法・民刑訴訟法各特講などのカリキュラムを充実し、それに加えて、課外の法職講座（司法試験受験指導）の設置など、必要な諸策を実施し、その効果もあがり始めており、司法試験合格者も増加して、低落の底入れに歯止めがかかり、持ち直してきたかのようにも見える。

中央大学がこのような低迷から脱却しようとするときにあたって、吹き始めたのが法科大学院構想であり、中央大学にとって、法科大学院創立は、建学以来のビッグプロジェクトである。

法科大学院構想は、中央大学にとって、はたして「神風」となって、かつての「法科の中央」を取り戻すことができるのか。

「法科の中央」の更生は、ひとえに、英吉利法律学校（明治一八年・一八八五年開校）の実学精神を伝統とする中央大学法科大学院構想の実現内容にかかっているといえよう。

## 一 法科大学院創立への協力と対応

中央大学学員会法曹会では、中央大学法科大学院の創立にあたり、法科大学院創立協力委員会を組織し、委員会内に法曹養成教育小委員会を設けて、提案事項（平成一二年七月一三日・省略）について、検討を開始し、現在、審議中であるが、いずれ成案として意見を集約したいと考えている。

そこで、本稿では、法曹養成教育小委員会で審議中の内容を要約してご報告するので、法曹会学員の皆様からは、法科大学院の創立に向けて、きたんのないご意見とご批判をくださり、また、積極的なご協力とご支援をくださるようお願いしたい。

## 二 小委員会の審議事項

1 法科大学院（ロースクール）の設立構想は、文部省法科大学院検討会議（座長小島武司本学教授）の「法科大学院構想に関する検討会議の検討まとめ」（平成十二年九月二十九日）が司法制度改革審議会（会長佐藤幸治京都大学教授）に提出されることにより具体化した。

同審議会は、これを受けて、中間報告（平成十二年一月二〇日）で、司法試験合格者年間約三〇〇〇人による法曹資格者の増員を目指す新たな法曹養成制度の構築に向けて、法科大学院制度の設立を提案し、政府に提出した。

法科大学院構想は、法曹養成を目的とする高度専門教育機関としての特化専門大学院（プロフェッショナルスクール）であり、これまでの司法試験による法制養成制度が点（ポイント）による選抜方式であったのが、過程（プロセス）としての法曹養成教育を重視し、法曹に必要な理論教育と実務教育を実施することを目標にしている。

法科大学院構想の基本は、司法が二一世紀の社会で期待される役割を果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関であり、公平性、解放性、多様性を原則とし、履修コースは、三年制を原則とし、二年制（法学既修者）を例外的に

設けることができる。

法科大学院の教育方法は、少人数の講義方式、演習方式、調査・レポート作成、口答報告などを基本としている。

また、法科大学院の教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するために、第三者評価制度（適格認定）の設置を提案している。

そして、新規法曹三〇〇〇人が誕生するまでの新法曹養成制度のスケジュールは、別紙想定表のとおりとされている。

2 司法制度改革審議会の中間報告によれば、法科大学院の教員組織は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るのであるから、法曹実務（家）教員の参加が不可欠であるとされているので、中央大学法科大学院が設立（同審議会は、平成一三年四月二四日、法科大学院を平成一六年・二〇〇四年四月に開設するように提言することを合意した）された場合には、担当教員（学生一〇名に教員一名を原則とするといわれるが、大学院側にとって非常に厳しい基準のようである）のうち、相当数の法曹実務（家）教員（全体教員の約三〇%といわれている）が教育スタッフに参加することが必要になる。

3 委員会では、法科大学院での全体の教育内容を視野に入れながら、中央大学法科大学院が設立された場合、主として、法曹実務教員の果たす役割について、①身分と待遇、②担当専門科目、③カリキュラム編成、④教材作成、⑤教育方法などに関して、検討を開始している。

4 委員会では、法科大学院の履修年数と教育科目の内容について、日本弁護士連合会と東京三弁護士会の公表資料などをはじめとし、情報収集に努めながら、委員の自由討議（フリートールキング）を相当回数（平成一三年四月二三日現在二三回）継続し、審議を進行中である。

5 委員会では、阿部三郎本学理事長、小島武司教授（文部省検討会議座長）、濱田惟道教授（本学常任理事）、永井和之教授（本学法学部長）、木川統一郎元教授、矢部耕三弁護士（米国イリノイ大学（本学海外交流協定大学）ロースクール履修本学学员）などをお招きし、法科大学院の具体的構想と財政問題、本学法学部改革と欧米各国の法曹養成教育事情などについて、ご意見をうかがい、資料の提供を受けて、審議の参考にしている。

6 委員会では、さらに、法科大学院構想と新司法試験制度の立法を担当する法務省首脳部の但木敬一官房長と房村精一司法法制調査部長、本学から永井和之教授（本学法学部長）、椎橋隆幸教授（本学法科大学院設立準備委員長）、大村雅彦教授（前同副委員長）をお招きし、法科大学院の具体的構想や新司法試験制度の構想などについて、有意義な意見交換を行い、審議の参考にしている。

7 委員会では、委員会の実質的討議を深めるために、二次にわたり、司法研修所教官経験者（教官終了後一〇年程度）・司法試験委員経験者・本学司法演習講師経験者など一〇数名を追加委員に指名し、審議に参加してもらい、審議の充実を図っている。

8 委員会では、現在までのところ、法科大学院において、主として、実務教員が担当する実務教育専門科目・教科内容・カリキュラム編成・教材編集などについて、①民事系統、②刑事系統、③憲

法公法系統、④司法制度論、⑤法曹論、⑥法曹倫理、⑦実務研修（リーガルクリニック・エクスタインシップ）などに大別し、少人数のクラス編成による演習形式（ソクラテスマネソード・プロブレムメソード・ケースメソード方式）の具体的な教科内容について、自由討議（フリートーキング）の形式で、審議をしながら検討を深めているが、なにぶんにも、法科大学院の具体的構想そのものに未確定な部分が多いので、実質的な個別討議と結果のまとめは、これからの課題である。

### 三 検討中の課題

1 司法制度改革審議会では、法科大学院構想について、中間報告（平成一二年一月二〇日）に引き続き続いて、最終報告を平成一三年六月を目的に提案することになっている。

2 日本弁護士連合会では、法科大学院設立運営協力センターで、中心となるカリキュラム等の検討を具体的に開始し、全国各大学法科大学院設立担当教員らとの数次にわたる意見交換を経て、早期に検討結果を公表することになった。

日弁連法科大学院設立運営協力センターが現在時点（平成一三年四月一四日）で公表している法科大学院構想のカリキュラムは、「法科大学院モデル・カリキュラムの構想と実験―プロフェショナル法学教育の創造―」（平成一三年四月一四日発行・全文四〇八頁）記載のとおりである。「モデル・カリキュラムの構想」では、カリキュラムの構成と教育方法の詳細が提案されている。

3 東京三弁護士会法科大学院検討協議会でも、新法曹養成制度の構築に向けて、法科大学院構想に

ついて、関東ブロック各大学法科大学院設立担当教員らとの数次にわたる意見交換を経て、検討の内容を集約することになっている。

4 東京三弁護士会所属の司法研修所教官経験者で構成する法科大学院協議会（任意団体）も、多数の元司法研修所教官経験者が法科大学院構想について、主として、カリキュラム編成に焦点を当て、具体的に検討結果を集約しつつある。

おわりに

委員会では、これらの各種協議会の検討結果に関する情報を収集し、整理集約して、本学大学側の法科大学院説立準備委員会（委員長・椎橋隆幸教授）とも随時に協力をしながら、本学法科大学院設立に向けて、ソフト面である教育内容について、カリキュラム編成などを中心に、具体的作業を集約していくつもりである。

（平成一三年四月二六日記）

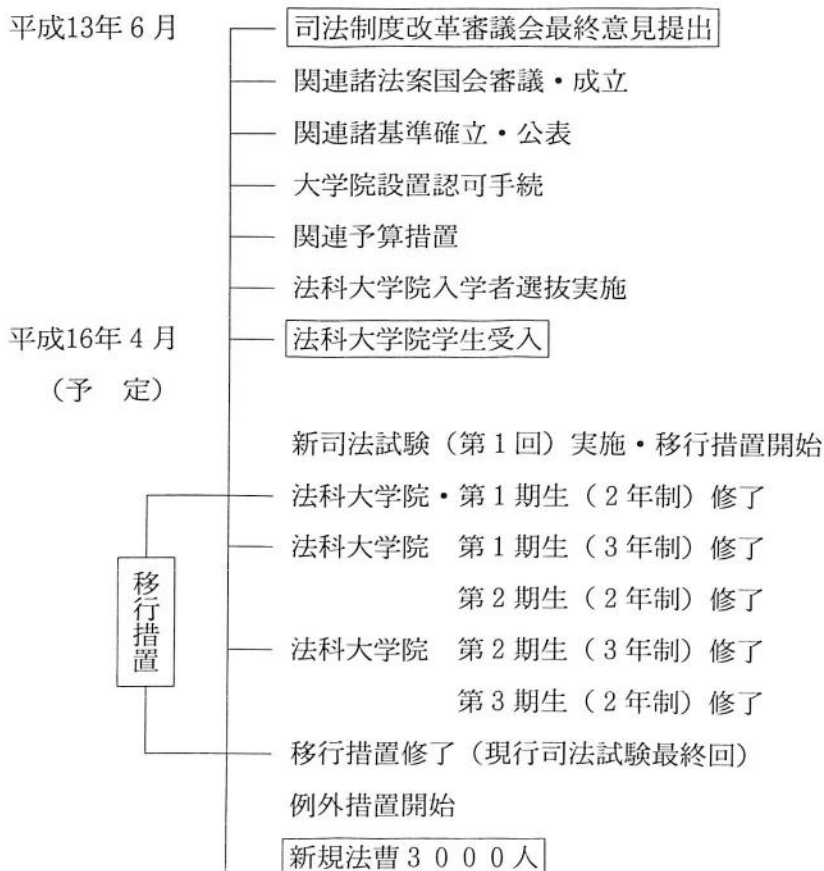
（いしいよしみつ）

東京弁護士会所属 同弁護士会副会長・司法修習委員長・広報委員長・非弁取締委員長・日本弁護士連合会司法修習副委員長・司法研修所弁護教官

中央大学法学部客員講師（民法特講・司法演習民法・大学院法学研究科特殊講義民事訴訟実務研究・各担当）



## 新法曹養成制度のスケジュール（想定表）





## 『法曹論』雑考

よりよき法曹教育の実現をめざして

法曹論講師 弁護士

才口千晴

### 一 はじめに

中央大学法曹会が平成五年度から母校に派遣した講師の先鞭を務め、司法演習二年担当の後、法曹論担当講師の五年目を迎えた。

法曹論や法学概論は、一般的に功なり名を遂げた著名な学者が法の本質や法曹のあるべき道などを説く講座であるが、本学の法曹論は、受験地獄から開放され、晴れて母校の法学部に入学した純真無垢な一年生に対し、判・検事、弁護士の職務や生きざまなどを紹介して「法曹とは何か」を浮き彫りにし、学生の法曹志向を啓蒙して司法演習履修への橋渡しをするガイダンス的な講座である。

法曹三者による法曹論と司法演習の開講は、中央大学法曹会が野宮利雄幹事長時代に発意し、安原正之幹事長時代に実現した実務家による法曹教育の嚆矢であるが、教学側に異論があり、その実現

には紆余曲折があった。その後、派遣講師の努力が実を結び、今やその履修者から多くの司法試験合格者を輩出し、最近では現役合格率の向上に寄与するなど母校の司法試験合格の原動力となっている。

ここに母校の法曹論を紹介するとともにその実態を検証し、きたるべきロースクール構想の実現をめざして、よりよき法曹教育のあり方を展望したい。

## 二 法曹論の概要

法曹論は、例年、法学部法律学科の新生生約八〇〇人に対し、前期（四月から九月）毎週土曜日の四時限に合計一二回開講する。

講義は、現職の裁判官、検察官、弁護士の方の法曹三者の講師が、三回連続して自己の職務を関与事件を交えて語り、併せて法曹の使命、役割、倫理などを説明するという講義をオムニバスの行い、学生の理解を補うため、法学部の専任教授による導入的あるいは展開的講義を挿入している。また、毎年、模擬裁判を開催して法曹三者の職務の内容と役割の理解を深め、最終回に専任教授を交えてパネルディスカッションを行って学生との質疑応答の機会を持ち、筆記試験により成績を評価する方式を採用している。

なお、講師の招聘につき、判・検事の出講日時と場所及び転勤に問題があり、また、試験は法曹三者がそれぞれの問題を出題してこれを学生に選択させ、出題者が採点しているが、この採点負担が講師の後継者難の一因ともなっている。

### 三 学生の反応や理解

開講当初、学生は、法曹三者につき、冷静沈着な裁判官、正義のために敢然と立ち向かう検察官、被告人を弁護する弁護士という一般的なイメージを抱いているが、その認識は、講義の進展に応じて徐々に変わり、模擬裁判を契機として、法曹三者それぞれにつき、法服を纏った人間性、権力を背負った職務性、自由闊達な活動性などの色合いの違いを肌で感ずるようになる。

学生の人気は、検察官が圧倒的に高く、特に女子学生の権力志向は例年変わることがない。最後のパネル・デスカッションにおいてツー・ショットの記念撮影を求められるのも検察官に限られる。裁判官には常連客の人気があり、証拠に基づき判決をくだすクールな職業に憧れと期待を寄せる学生も多い。ところが、弁護士の収入やアフター・ファイブ等には興味津々であるが、権力や組織を持たずに靴を減らして東奔西走するタイトな弁護士生活には驚きと敬遠の気持ちを隠さない。現代っ子気質の一端がうかがえて誠に興味深い。

### 四 弁護士の法曹論

弁護士の法曹論の道筋と展開は、単純明快である。

まず、学生に「正義とは何か」と問いかけ、それは「究極の価値」であり、正義は多様であることを教える。次いで、「正義の実現のためにアクセスできる法曹は誰か」と問い、判・検事の「在朝性」と弁護士の「在野性」との区別を説明する。また、刑事事件を例に引いて、弁護士は権力に対抗できる唯一の資格であり、その使命は権力と距離をおき、かつ市民との距離を縮めることであると説く。

この段階で、弁護士は権力や組織を持たない無冠の帝王であり、独立独歩、正義の実現に立ち向かう弁護士稼業に興味と魅力を示すようになる。曇みかけるように、弁護士の事件を通じての人間関係の拡がりや生涯弁護士を語れば、学生は職業人としての弁護士を理解する。もっとも、それまでには資産を公開し、事務所経営のバランスシートを分析し、悪徳弁護士や非行弁護士の実態を解明するなど人間弁護士にも触れるサービスも必要である。多くの学生から依頼者との信頼関係の形成や刑事被告人を弁護する正義の在り処を問われるようになれば、弁護士の法曹論は大方の目的を達する。

## 五 模擬裁判の意義

法曹三者の講義を終えた時点で模擬裁判を開廷する。被告人に法学部長、被害者に事務長、目撃証人に女子職員などをあて、過剰防衛の殺人事件や覚醒剤取締法違反事件などを題材にして、人定質問から始め、冒陳、審理、求刑、弁論そして判決までのプロセスを法曹三者が法廷さながらに演ずる。

判決の直前に学生から量刑と意見のアンケートを取り、最後に裁判官が判決の言渡しをする。

模擬裁判に対する学生の関心と反応は顕著であり、傍聴席は立ち見が出るほど満員で、アンケートの量刑も概ね当を得ている。

この頃には、学生は法曹三者の職務と役割をほとんど理解し、法曹を将来の自分の職業の射程距離に入れて認識するようになる。

## 六 期待される人間像、求められる法曹像

大詰めは、パネルディスカッションと学生との質疑応答である。法曹三者と専任教授が、学生と

人間像や法曹像を語り合う最後の機会である。ここでは、法律の普遍性は、法律は一部のエリートのためのものではなく普通の市民のためのものであることを、法曹の多様性は、いろいろな人と気持ちに通い合う「温かさ」、いろいろな考え方を理解できる「心の広さ」、さまざまな悩みを解決する「知恵」が必要であることを議論する。「期待される人間像」には、秀才ばかりではなく凡人も、男性ばかりではなく女性も、若者ばかりではなく熟年者も不可欠であると強調する。そして、最後に、「求められる法曹像」は、プロトタイプやエリートではなく、公正な心と違法を憎む倫理感を持った普通の人と結論づけ、講義を閉じる。

## 七 法曹論の効用と展望

以上が法曹三者と専任教授による法曹論の概要と実態である。

法曹実務家による法曹論や司法演習の功罪については議論がないではない。しかし、法曹実務家による講義が凋落した「法科の中央」に活力を与え、現に司法試験合格の原動力となっていることは紛れもない事実であり、その後、教学側が開講した「基礎講座」は、法曹論や司法演習に啓発されて誕生した講座であることを否定できない。

また、概念法学の講義がいかに向学心を啓蒙しないかは経験的に実証済であり、もし、われわれが法曹への志を懐いた往時に、法曹実務家による法曹論や司法演習を受講できていたら、法曹への道はもっと平易であったに相違ない。

実務法学を建学の精神とする母校「中央大学法学部」が法曹実務家による法曹論や司法演習をます

まず發展させ、学生の勉強や研鑽に資することは些かも躊躇すべきことではなく、これがきたるべき  
ロースクール構想の精神にも合致することは疑いない。

中央大法曹会が法曹論と司法演習に託した夢と決断は、ここに見事に開花し、そのノウハウは、  
今後も多くの有能な先輩法曹の努力と研鑽によって継承され、必ずや大きく結実するものと確信する。



## 和光の修習生

司法研修所教官 弁護士

横井弘明

一 昨年の四月から司法研修所の刑事弁護教官に就任した。

修習は三六期で昭和五九年弁護士登録、平成元年から五年まで刑事弁護教官室の所付をしていた。経歴を見て、「研修所が好きなんです。」と言われることもある。

所付をしていたので、激務であることは覚悟していた。一年間教官を経験して、大きなやりがいを感じるし、こんなに楽しいとは思わなかった。嘘ではありません。

二 湯島時代と比べて和光の修習生は、ずいぶん様変わりした。

若い、人数が多い（一クラス七〇名ほど）、女性が多い（三割程度）、明るい。教壇に立つと大学で授業をしているのかと錯覚してしまう。

和光の修習生に対してはいろいろな評判、批判も聞く。たとえば、人数が増えて実力が低下したとか、マニユアル指向であるとか、自分で物を考えないなどということをよく言われる。当たっている



と感ずる部分もあるが、一面的過ぎると思うところもある。

昔に比べて優れているところも多い。

若いということも関係するが、非常に柔軟で、新しいものに対する適応力、吸収力が旺盛である。大量の情報を上手に処理できる技術を身に付けている。われわれの世代はワープロができればよしとされていたが、ほとんどの修習生がパソコンを持ち、インターネットや電子メールで情報をやり取りしている。教官のメールアドレスを教えてくださいとよく言われるが、もっていないと言うと本当に不思議そうな顔をする。私自身はまったくの機械おんちで、ビデオの予約さえできない。研修所に入ると、必要に迫られ携帯電話を購入し、パソコンを始めた。研修所にはおじさんに対する教育効果もある。

また、意外と思われるかもしれないが、今の修習生は非常によく勉強する。和光に移転して周囲に遊ぶ場所がないからかもしれないが、われわれのころに比較して格段に勤勉である。検察官、裁判官を志望する者は早い段階で事実上絞りをかけられるので、前期から真剣である。弁護士志望者も二回試験のプレッシャーがあるにせよ、よく頑張っている。少し気の毒かなと感じるときもある。

三 教官の最初の仕事は、クラスの修習生の名前を覚えることにある。カードにして覚えるが、日に日に記憶喪失能力に磨きがかかり、ようやく全員の名前を覚えるころには別れのときとなってしまう。覚えるのは名前だけになっている。先入観をもつので出身大学は特に意識しないようにしているが、やはり後輩の存在は大変気になる。

われわれが修習生のころは、先輩から最近の中大生の実力は今ひとつだなどとしばしばお叱りの言葉を頂戴した。今は、中大生のレベルを把握しようとしても遺憾ながら比較対照できるほどサンプルが多くない。しかしながら、意外とよくできる中大出身の修習生がいるという印象をもっている。数少ない分よくできる子が目立つのかもわからない。できると評判の修習生の中に中大出身者がいると本当に嬉しい。

先日、五四期の修習生の会合に顔を出したら、中大で受け持った司法演習の生徒がいた。随分早く研修所に入ったねと言ったら、現役合格だという。中大もまだまだ捨てたものではない。

四 研修所では、現在五五期のクラス編成の準備を進めている。クラス編成は公平にということから、年齢、男女の別、出身大学等の要素を考慮してクラス分けをする。大学は上位五大学ということで、わが母校は五番目にかろうじて入っていた。しかし五番目は悲しいし、クラス分けの基準校から脱落するようになるのもっと悲しい。

やはり、駅伝と司法試験は中央大学の良き伝統としていつまでも健闘してもらいたいものだと思う。



## 修習生から一步前へ

東京地方裁判所裁判官

田中伸子

### 一名ばかりの裁判官

東京地方裁判所民事部、右陪席裁判官の斜め後ろに位置して弁論準備手続に参加し、期日指定の段になって私が期日簿を開いたとき、「えっ」という感じの顔をされた代理人がいらしたことがあります。きっと私を修習生だと思われていたのだと思います。

実際のところ私は平成一二年一〇月初旬までは修習生で、その出来事は同年一二月の任官後間もない時期のことだったので、その代理人の方に対して「失礼しちゃうわ」などと思う気はさらさらありません。

まさしく、私は名ばかりの裁判官だったので。

## 二 任官直後の落ち込み

東京地方裁判所に着任して数日後、法服を着て法廷に臨み、私も裁判官になったのだな、と思うのも束の間、読み終わらない記録、次々と舞い込んでくる事件等、すべきことは山積みでした。自分の要領の悪さと相俟って、目の前にある問題をなんとかやり過ごしていかざるをえないことに多少なりとも落ち込みました。任官前は、裁判官の魅力の一つとして、物事をじっくり考えられることがあると考えていたのですが、現実にはなんとかやり過ぎすのに精一杯という感じだったのです。私自身の取り組み姿勢に多分の問題があるのですが、勢い、裁判長、右陪席裁判官、書記官の助けを期待して事件にあたるが多くなっていました。

もちろん、はじめから一人前の裁判官としてやっていくことなどできるはずもないのですが、周りの人々に助け、教えられているうちに、気持ちまで受け身となり、責任感が希薄になってしまいました。任官前には、裁判官になったら合議体の一構成員として常に自分なりの意見をもって臨もうと思っていたのですが、任官後の慌ただしさの中で、「教えて下さい」のみでも許される修習生のままになってしまいました。

## 三 私一人で

そんな中で、比較的典型的な事件などについて、私一人が受命裁判官となって手続をすすめる機会を持たせていただくようになりました。期日の前後に合議体の裁判官と合議をし、方針を決めて臨む

わけではありませんが、その期日中に裁判官という立場で意見を述べられるのは私一人となるので、裁判官として具体的にどう、対応すべきなのかということ为主体的に考えざるを得なくなってきました。

ただ、自分の考えを納得してもらえように伝えるということは難しく、また裁判実務経験、社会経験の豊富な方々の間に座って話を進めていくというのは、どうも気後れしてしまい、言うべきと思っていたことを控えてしまったり、裁判所として止めるべきであろうことを止められないままになってしまったりとなかなかうまくいかないものです。そのようなことを話していましたら、合議体の裁判官に、裁判官は法廷や準備室ではある意味、役者となることを求められているのだから、個人的な感情でそれを演じられないのだとしたら裁判官としての職務を放棄したことになるという指摘をいただきました。そこで最近では、気恥ずかしさを払拭すべく、私一人が受命裁判官となって手続をすすめている事件のある日には、その事件をどうすすめるかを鏡の前で少し練習をするように努めています。修習生時代には、考えもつかないことでした。

#### 四 世間知らずを埋めるもの

鏡の前の練習がどれだけ成果を上げているかは別として、受命を受けた事件をきっかけとして裁判官を演じることを心掛けるようになりました。しかし事件解決というストーリーの中で、自分の役者としての薄っぺらさを感じざるを得ない日々です。

司法改革の中でも議論の対象となっていますが、社会経験もなく世間知らずな裁判官である私は、

社会に対する洞察を欠くままに、要件事実に割り切った判断をしてしまいがちになることを否認しません。事実を抽象的な事実として捉えたままで、その背後にどのような人の考えがあり、社会の考えがあるのかに思いが至らず、本来あるべきであろう解決から遠ざかってしまったことに気付かされることもしばしばです。合議等で他の裁判官と話をしていますと、裁判官は中立でなくてはなりません、当事者の視点で、なぜそうしたのか、なぜそのように主張するのか、本当のところは何をどうしたいのかということを想像することの大切さを痛感します。想像も一定の経験に裏打ちされていなくては、突飛なものになることもあると思いますので社会経験、裁判実務経験を積んでいくように努めなくてはなりません、差し当たっては多少突飛になることはあっても、想像をめぐらせて事件全体をみつめるよう心掛けたいです。

## 五 裁判官に向かって

裁判官に任官して四か月余、裁判官を演じること、当事者の主張に耳を傾けること、事実をみつめること、想像をめぐらせてあるべき解決を探ることを心がけ、そしてあるべき解決に近づけられたと思うことができたときなどにこの仕事のやりがいを感じています。裁判官としての課題をようやく見つけつつあるところで、傍目からみましましたらまだまだ修習生のものであるのでしょうか、自分自身としては、最近ようやく修習生から裁判官に向かって一歩前へ進めたのではないかと思っております。



## 一年生弁護士の刑事弁護

五三期弁護士

片山 有里子

一〇月に弁護士登録をしてから、すでに五ヶ月がたとうとしています。勤務先が渉外事務所というところもあり、この五ヶ月間で法廷に立ったのはわずか一件という状態ですので、ありきたりの事件ではありませんが、その刑事事件について、書こうと思います。

この刑事事件は、第二東京弁護士会の義務研修である国選弁護研修の一貫として、担当したものです。事件は、住所不定・無職の男が、金に困って、ひったくり、侵入窃盗、カード詐欺をはたらいたという典型的とも言えるものでした。選任命令を受け取った翌日、まだ記録も出来ていないのに接見に来てほしいとの依頼があり、週明けに記録を閲覧して、代用監獄であった警察署に向かいました。記録によれば、被告人は、逮捕当時から素直に犯罪事実を認めていました。

被告人の用件は、ひったくりの被害者である女性に、被害弁償をして欲しいというものでした。これで少しは罪が軽くなるかもしれないと話す被告人に言いたいことは山ほどありましたが、時間もなかつ

たため、被害弁償の申し入れをして、お金を受け取ってただこうということになりました。

翌日、無事に被害弁償金を送金したことを伝えるに接見に行き、被告人の書いた「上申書」なるものを読みますと、前刑出所後に世話になっていた保護会へのうらみつらみが何枚にもわたって書かれ、被告人の口からも、自分がどれほど更正に向けた努力をしてきたか、それを保護会がどのように妨げたかという話がほとんどでした。それをじっと聞きながら、私は、被告人の口から反省の言葉が出るのを待ちましたが、「結局は、自分が悪いんです。」という、ふてくされたような一言だけでした。

私は、この接見のあと、被告人を本当に反省させるにはどうしたら良いのか、考え込んでしまいました。だが、数日後、再び接見に向かいました。人生経験も、弁護士としての経験もほとんどない私には、一度の接見で被告人の心を開かせるのは難しい、それなら、何度も通うしかないと考えたのでした。

三度目の接見では、被害者の女性の恐怖について、話をしました。被告人には、離婚した元妻との間に二〇歳になる娘がいましたので、あなたの娘さんが同じ目に遭ったら、どう思います？どんなに被害者の方が怖かったか、分かるでしょう？謝罪すべき相手は、私や、裁判官じゃない、被害者の方でしょう？と、何度も繰り返して説明し、ようやく、被告人が、「考えたこともありませんでした。」と云うつむいたので、接見を終えました。

四度目の接見では、公判で情状を争うため、細かな事実関係について確認し、また、今後どうすれば、刑務所に行かない人生を送れるかについて、話し合いました。何度も犯罪を繰り返す被告人の場合、何か悪いことがあるとすぐに他人に転嫁して、自分は不幸だと開き直っているタイプが多いと思いますが、



この被告人もまさしくこのタイプで、なんとしても、この考え方を変えさせなければなりませんでした。なかなか難しいものがありました。被告人が他人より優れている点をひとつひとつ挙げて、あなたにはこのような優れた点があるのだから、もうちょっとだけがまんすれば、立ち直れるはずですよ、何事もプラス思考で考えてくださいと言いつづけました。二時間の接見の甲斐あって、被告人は分かってくれたようでした。

公判期日は、典型的な事件らしく、一時間であっけなく終わり、判決は、懲役二年の実刑でした。

判決後に、接見に行くと、被告人はすっきりした様子で、今後の人生のことを話してくれました。最後に、被告人が、「生きていて良かった。先生に会えて良かった。」と言ってくれ、私の弁護は終わりました。

かつて検察官を志望していた私は、刑事事件で、弁護人の果たせる役割は余り大きくないと考えて、刑事事件の少ない渉外事務所を選択したのですが、この一件で、刑事弁護に対する見方が変わりました。東京のように、検察官が忙しいために、一件一件の刑事事件に時間を割けない地域では、弁護人が自白事件の被告人とゆっくり話しをすることが出来る唯一の存在なのかもしれません。

事務所で扱う企業との法律相談とはまた一味違った喜びを感じた一件でした。



## 学研連の現状、課題、将来の展望

平成二二年度中央大学学  
術研究団体連合会委員長

田 中 紘 三

### 一 来し方を思う

学研連（中央大学学術研究団体連合会）の構成六団体（玉成会、中桜会、真法会、正法会、瑞法会及び済美会）は、若干の程度の差こそありますが、総じて、低迷状態に入ったままの推移が続き、一陽来復のきざしすらまだしの感があります。かつては、これらの団体の研究室に入室を許されたときは、もうすでに司法試験の合格はなかば保証されたも同然という時期がありました。それも一過性の勢いではなく、かなりの期間継続したものでした。実に今昔の念に堪えません。

### 二 低迷の原因に思う

学研連の低迷の原因を大学キャンパスの八王子移転のせいだと主張する意見があり、研究室が制度疲労をおこなっているのだという意見もあり、また、学生の質的低下のせいだという意見もあります。また、

旧態依然の受験勉強ではドラスティックに変わってしまったという司法試験に合格するのは夢物語だと断言する意見もあります。おそらくは、それらの意見にみられる諸原因が複合し、悪循環となって現在に至っているというのが正解なのでしょう。合格者数が往時より飛躍的に増大している大学もあることからいえば、なおさらそう思いたくなります。

### 三 中央大学の合格者増加法を思う

学研連は、合格者の増加対策に真剣にとりくむため、平成一二年五月に司法試験対策検討特別委員会を設置し、現在の低迷状態から脱却するための具体的方策の検討に入りました。その結果、同特別委員会においては、現状の司法試験制度のもとで中央大学としての合格者数の増加をはかるためには、法職講座をさらに充実することがもっとも効果的であるとの結論に達しました。そこで、学研連もこの認識を共有したうえで、法職講座運営委員会の指導方針を尊重しつつ、法職講座の充実のために今後は従前にもまして協力し、バックアップ態勢をととのえていくことにいたしました。もちろん、現在の司法試験制度は、ごく近い将来、根本的変革の波にさらされることもあり得るところです。学研連は、そうした将来像をも同時に描く必要に迫られています。

なお、かつての時代に司法試験の受験勉強をした者が母校の後輩の受験勉強の方法に手を貸してやりたいという思いに駆られるのはごく自然なことです。私は、特別委員会における現状分析の結果から、そういう思いを行動にあらわすときには、昔の体験談は役にたたないばかりか、ときには有害にすらな

るということをご心得たうえですべき、ということをご思い知らせました。

#### 四 学研連研究室の将来を思う

学研連は、中央大学のご理解と中大法曹会のご努力とにより、市ヶ谷キャンパスに六三席分の研究室を与えられ、さらに、現在建築計画が進行中の八王子オフキャンパス施設には合計で四二〇席分の研究室の割当を受けることになっております。当然のことながら、学研連は、これらの割当席数にふさわしい成果をあげる展望を示さなければならず、また、その場合には、ロースクールをも視野にいれたものとしなければなりません。

これからの学研連は、中央大学全体の合格者数を押し上げ、その高質化に寄与していくことにおいても、十分にその存在意義を發揮できるものと考えます。また、法職講座との有機的連携を強化するとともに、八王子のキャンパスに接したところに位置し、大学の教授陣も身近におられるという地の利を生かすことも検討すべきだと考えます。学研連は、平成一三年一月に研究室制度検討特別委員会を立ち上げ、各研究室がそれぞれの特色を生かしつつその存在意義を最大限に發揮するためにどうすべきかの共同検討を開始いたしました。この特別委員会をいかに活性化し、その検討の成果をいかに各研究室の将来に生かしていくかは、これからの各研究室にとって、それぞれの重大な課題となるはずであります。

## 五 総合大学の利点に思う

医師について言われているように、法曹もまた、人間の全人格を取り扱うことを職務としています。それに必要な資質は、漠然とした言い方ながら、深い教養から生まれます。その教養の基礎は、取り敢えずは、ひろく諸学問をのぞいてみることにしても得られます。

しかし、司法試験の実情に詳しい若手のなかには、そのようなことは司法試験に合格してからすればよいこと、と主張する者がいます。おそらく、これは最近における受験生のおおかたの一致した考え方なのでしょう。

どうしてそんなに若いときから浮足立ってしまったのでしょうか。人生にはその精神の成長成熟段階、すなわち、おおまかにいうと年齢のいかんにより、やるべきことは違っているはずです。つまり、二〇才前後までにやるべきことをやった人とこれをやり残して後年になってはじめて手掛けた人とは、どこかで違いがあるように思えてならないのです。人生には、なにごとにつけ、年頃というものがあるのです。これは、人類がその歴史において学んだ知恵でもあります。

また、司法試験を少数回のトライで合格するためには、それにふさわしい論理思考をする能力を必要としています。とくに凡庸との自覚のある学生がその能力を短期間で涵養して習得するためには、総合大学としての中央大学の特色を生かした秘策があると思います。その秘策というのは、法律学以外の分野の授業に首をつっこみ、その世界での思考訓練に参加してみるということです。たったの一年間でもいいのです。これは、司法試験の受験に必要な法律学の習得を非常に容易にするとともに、法曹になっ

たあとにおいても力強い底力となるという意味において一石二鳥の名案のはずです。このことをいままじきの受験生にはどうしてわかってもらえないのでしょうか。浮足立ってもらくなく法曹にはなれない、というのは司法試験の受験指導にあたる者においてぜひ口癖にしてほしいと念願しております。

私は、そうした頭脳の準備体操をしないままにいきなりスタートラインにたつ受験生をはらはらして見ています。また、私は、中央大学が八王子オフキャンパス施設を大学の校舎に近接した位置に建設することにした叡知ある決断に対し深い敬意と心からの感謝の気持ちをお伝えしたく思っております。室員が選択科目以外の授業や他の学部の授業をつまみぐいの自由聴講してもおとがめなしになっており、室員があちこちの教室での聴講に胸をときめかせるようなときがあれば申し分ありません。そうした総合大学の利点を生かした修学環境のもとで、この人ありと世に尊敬される法曹がひとりでも多く生まれるために学研連がお役にたてれば、学研連はその成果を世に示し、将来の展望を現実のものにしたことになると思います。私は、そのように考えることは、決して学研連の終焉を意味するものではなく、むしろ、来たるべきロースクールの時代における学研連の存在価値を大きなものにしていくために大きな意味のあることであると考えております。

# 法職講座の現状と今後の課題

平成一二年年度の司法試験最終合格発表の結果を踏まえて

## 法職講座運営委員会

平成一二年年度の最終合格者数は、九九四名で、昨年度の一〇〇〇名より六名減っているが、本年度も一〇〇〇名合格体制が続いている。

法職の合格者数は、多摩研究室（一名↓六名↓七名）、市ヶ谷研究室（一八名↓一九名↓三四名）とも一昨年、昨年より増加している。特に市ヶ谷研究室は、昨年度から見れば三四名になり大幅な増加である。また多摩研究室では四年生が五名合格しており、いずれも一年生から多摩研究室の指導を受けてきた在学生である。

これに対して、学研連の合格者数は昨年より減少している（三七名↓二七名）。今後の学研連の動向に注目したい。

本学は本年度、大学別順位は昨年と同じく五位であったが、合格者数は増加傾向にある。これは司法試験早期合格者を増加させるため、受験指導内容の一層の充実に務め、昨年度よりスタートさせた法職

講座の抜本的改革、並びにそれを理解し、支援体制を敷いた。

年齢別にみると、二二歳を中心とした若年層と二七歳代のベテランの健闘があげられる。なかでも、二一歳から二五歳までの合格者が（四〇名↓四七名）であり、二六歳から三〇歳までの合格者は（三三名↓四三名）で、いずれも昨年より大幅に増加した。

若年層の増加は、多摩研究室の指導体制がいかに充実しているかを物語るものである。また、市ヶ谷研究室の大躍進は三年ほど前から取り組んできた、論文合格のためのプロジェクトに加え、本年度からの試験科目の変更（選択科目の廃止）にいち早く対応し、昨年度より実施した両訴対策のための特別ゼミなどが実を結んだことに起因すると思われる。このように、本年度は予想より合格者が増加したが、次年度は本学の最終合格者数について、相当の苦戦が予想される。抜本的改革三年目の目標は九〇人台後半であるが、目標達成は前途多難である。理由は、法職関係者以外の受験生の動向が不安だからである。

法職としては、法職関係者でない中大生、特に最終合格直前の受験生を多く法職講座の指導を受けられる環境に吸収する必要がある、市ヶ谷キャンパスにそれらの受験生を多く収容し、徹底指導することにより、即効性のある合格者増員策を実施しながら学研連の回復を待つしかない。

さらに、市ヶ谷研究室では、今年二二三名の入室希望者があり一八一名の室員合格者を出し、室員のレベルが飛躍的に向上している。それに伴いレベル別受験指導システムを導入し、三年間での択一合格経験のある者とならない者に区分し、前者については科目毎に完成コースと基礎コースに分けてゼミを実施



し、完成コースは科目の基礎的理解を十分に目ざせるための指導をしている。加えて、幹事会直轄で、本年度に合格するのが当然だった室員、いわば実力者を集中的に指導するシステムがある。具体的には、なぜ落ちたかを分析するためのレポート提出と個人面談、弱点を補強するための個別ゼミ指導（同じ弱点を持つ者を集めて、指導すること）を徹底して実施し、新規室員には専任指導員が担当としてつき、個別指導にあたっている。

また多摩研究室でも室員と定席を持たないゼミ会員についてレベル別指導を行っている。具体的には、それぞれ一四名、七〇名、九〇名程度を対象として、論文合格レベル、択一合格レベル、基礎レベルに分けて指導している。特に論文合格レベル一四名は専任指導員による徹底的指導を行っている。

最後に、本学は口述試験不合格者（一〇名↓一〇）が多いことに留意しなければならない。法職としては、すみやかに口述落ちの一〇名を市ヶ谷研究室に入室させ口述対策の指導、具体的には口述ガイドンス、口述ゼミ等を実施したいと考えている。

# 座 談 会

## 法職講座の抜本的改革とその成果

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1 受験指導スタッフ幹事会について | 9 商法・訴訟法重要論点講座 |
| 2 基礎講座について        | 10 口述試験指導ステップ  |
| 3 基礎ゼミについて        | 11 法職講座研究室     |
| 4 重要論点講座について      | 12 今後の予想       |
| 5 択一答案練習会について     | 13 法職講座の運営の方向性 |
| 6 答案書き方ゼミについて     | 14 ロースクール問題    |
| 7 基礎答案練習会について     | 15 まとめ         |
| 8 公開答案練習会         |                |

### 出 席 者 (敬称省略・順不同)

法 職 講 座 受 験 指 導 ス タ ッ プ 幹 事 会 幹 事 長	高	柳	一	誠
同 副 幹 事 長	永	山	在	浩
同 事 務 総 括	池	田	健	司
同 主 管	斎	田		求
同 主 管	山	本	昌	平
同 主 管	高	田	千	早
同 主 管	櫻	井	滋	規
同 主 管	今	朝	丸	一
同 事 務 局 長	阿	部		鋼
中 大 法 曹 会 事 務 局 次 長 法 職 講 座 運 営 委 員 会 委 員	伊	達	俊	二

◆日時 平成13年3月6日  
◆会場 中央大学市ヶ谷キャンパス会議室にて



伊達 先生方には、お忙しいところ集まっていたいただきありがとうございます。

いただきます伊達です。

現在、中央大学は、法職講座に力を入れ、ここ数年、法職出身の司法試験合格者が飛躍的に増えております。

現在、法職講座では、多摩キャンパスにおける現役学生を対象とした指導と、市ヶ谷キャンパスにおける卒業生を対象とした指導と、それぞれ、学習進度に応じた指導体制がとられています。

特に、多摩キャンパスでの指導が充実するにつれ、最近、若年合格者の割合が顕著に増えているというのが実状です。

本日は、若手弁護士を中心とした法職講座の指導スタッフの皆さんに集まっていたいただき、法職講座の現状と課題について、忌憚のないお話をお聞きしたいと思います。

## 一 受験指導スタッフ幹事会について

伊達 現在、現場で法職講座の運営を企画し、そして講師もやっている方々で法職講座受験指導スタッフ幹事会が組織されていますが、この幹事会は必ずしも、中央大出身の法曹関係者の間で一般には知られていないと思います。

まずは、幹事長をやっておられる高柳先生に、この会ができた経緯についてお話しさせていただきます。



高柳 法職講座受験指導スタッフ幹事会というのは、一言で言えば、中央大学の組織である法職講座運営委員会の下部組織です。運営委員会は、大学の教員と法曹とで組織されていますが、実際には、受験指導を行うことはできませんので、その実働部隊として組織されたものと理解していただければよいと思います。

そこで、このような組織があることについての沿革について、少しお話しさせていただきます。

ちょうど、平成八年に、いわゆる中大ショックというのがございました。中央大学の司法試験合格者数が五二名まで激減しました。現在の指導スタッフは、その頃受験生であった者もいますが、すでに合格してお茶の水（注 神田駿河台の中央大学記念館）にあった法職講座研究室でゼミをやったりして受験生を指導していた者が中心となっています。

大学の法職講座というものは従来からあったのですが、なかなかうまく機能していなかったと思います。まあ比較的うまく機能していたとすれば、お茶の水にあった駿河台法職研究室でした。しかし、その当時のやり方も、その年の合格者が中心となってゼミ等の指導をし、次の合格者が出れば指導スタッフも交替していったので、指導に一貫性がなく、受験生からも一貫した指導をして欲しいという要望がありました。

そこで、ちょうどその頃、ゼミ指導をよくやっていたスタッフが集まり、当時運営委員長をされていた三

和一博教授（民法）や当時の事務室長に対し、指導体制についていろいろ意見を申し上げました。

実際に、司法試験合格直後の者の意見でしたので、具体的であり、また、三和先生もその意見をよく聞いていただきました。その結果、運営委員会の先生方も協力していただき、いろいろな改革に着手することになりました。

そうこうしている内に、中期的な目標を立てた、法職講座の抜本的な改革が必要であるということになり、我々の有志で、改革に向けた意見書、レジュメ等を作成しました。そのような中で、正式には平成一〇年四月にこの受験指導スタッフ幹事会というものを立ち上げました。その沿革からすれば合格者の集まりが組織となったということになります。

伊達 なるほど、よくわかりました。

ところで、その幹事会の皆さんが中心となって法職講座の抜本改革を推進してきたわけですが、その抜

本改革とは一体どのようなものだったんでしょか。

高柳 簡単に言いますと、まず、平成一一年度を初年度として、法職講座抜本改革四ヶ年計画というものを立てました。

そして、短期的、中期的、長期的の三段階の目標達成システムを作り上げました。

そこで、中期的目標といたしまして、平成一一年以降の入学生が三年次、四年次において六〇〇人程度司法試験の択一本試験を受験する体制をまず作る。

そして、それらの者が四年次生において三〇〇人程度択一試験に合格する。そして、平成一四年度以降の最終合格者の内、中央大学出身者が一〇〇人以上占めるようにする。

この三つの目標を立てました。

そして、その目標を達成するために行った二つのポイントがあります。

まず、第一のポイントですが、従来の法職講座の中心であったマスプロ教育、講義中心の指導を、部分的

に修正し、レスンプロ型教育、少数人数によるゼミ指導を導入し、これを強化する。そして、ゼミ指導は、レベル別指導を行い、きめ細かい指導体制で臨むようにしました。

次に二番目のポイントとして、講座あるいはゼミの講師を司法試験に精通している者に限定するようにしました。

そして、若手合格者すなわち合格したばかりの者や登録したての弁護士を指導者に取り入れ、それらの者を中心に活動するようにしました。

伊達 それでは、そのように設定された講座において、具体的にはどのような指導をされているのでしょうか。

高柳 指導の方向性としては、大きく挙げて二つあります。

まず第一番目は、講座やゼミの指導においては、旧態依然的な発想をやめる。具体的に言えば、学者が書いている、例えば我妻民法に象徴されるような基本書

を押しつけない。近時の合格者は、いわゆる予備校本も併用して合格していますので、その年に合った勉強方法で指導するという柔軟な発想、そういう意味では、予備校本を取り入れることです。

第二は、従来から司法試験は非常に難しいということとで途中であきらめる人が多かった。しかし、近時はレベルも下がりましたので、受かりやすくなっている、大学四年生で受かるんだということを強調し、一年生の時から受験へのモチベーションを高く持ってもらい、勉強してもらおう。親しみやすい、受かりやすい試験だということ forcefully することです。

## 二 基礎講座について

伊達 なるほど。

ところで、そのような改革によって生み出された講座がいくつかあると聞いていますが、各講座の特徴を、実際に指導に当たっておられるスタッフの先生方に紹介していただけますでしょうか。

まずは、司法試験入門ステップということで、現在、四月に八〇〇人の受講生が受講し始め、講座が終わる一二月までその受講生数がほぼ維持されるという超人気講座となっている基礎講座について、担当講師の永山在浩先生にお話ししていただきます。



永山 基礎講座の主任担当講師  
をしています永山です。

まず、基礎講座の改革については、私たち幹事会においては最重要課題として、取り組み、活動してきました。

その理由について、やはり、もとを質すとすれば、平成八年の中大ショックにたどり着きます。その年に中大の合格者が激減し、他方では東大、早稲田、慶應の伸びにすぎましいものがあつた。

その時、私は合格していたのですが、一緒に勉強してきた多くの仲間が、受かりませんでした。そこで、中央だけが減って、慶應はなぜ伸びたのかを分析しなければ、中大ショックからは何の教訓も得られないで

終わってしまうだろうと考えました。

そして、その分析に入りました。その中で出てきたのが、慶應に代表される近年伸びてきた大学は、大学がやっている場合がありますが、その大学の多くの学生が予備校に通って、いわゆる入門講座を受講しているということがわかったのです。

彼らは、基本書を読む前に、まず法律、例えば民法という法律がどのような法律なのか、刑法という法律がどのような法律なのか、ということを通りやっただから、基本書や予備校のテキストに入っていたのです。

ところが、中央の学生の場合は、まず司法試験をやるという段階になったときに最初に基本書を読む、基本書を一回読んでもわからなければ三回読め、五回読め、一〇回読めばそのうち解るようになる、そのような指導がなされてきたと思います。

私たち、幹事会は、そのとき、絶対にこうしようと思っていたことは、「どうあるべきかというものは捨てよう」ということでした。正直言ってここまで落ち込んだ以上、「どうあるべきか」ということを議論し

ていたのでは、このまま数を減らすだけだと思います。た。

そうではなくて、単純に「受からない要因」になっているものをなくして、「受かる要因」になっているものを取り入れることにしました。

そのために、とにかく少しでも早い時期に入門講座というものを中央の一年生に定着させて行こうと決めました。従来から基礎講座というものはありましたが、平成一一年からは、このコンセプトのもとに全く別の講座という位置づけになっています。

次に、中大の場合、中央大学に入ったから司法試験を目指すという学生が非常に多いということを、私共は体験的に感じています。やはり、そこを変えなければいけないのではないかと思います。要するに、何のために司法試験を目指しているのか、また、司法試験に受かったらどうしたいのか、ということも受験生たちに植え付けたいと思いました。

前に述べましたように、私たちは、受験生たちに対して、徹底して「受かる方法」を教授したい、彼らを

絶対に受からせてあげたいということをテーマに活動しています。しかし、受かったら、私たちの仲間になるわけですから、「やはり、中央大学を出た法曹は違うな」という評価を世間から受けられればいい、ですから、そのようなものについても、指導しの中に取り入れています。

とにかく、受かるのに役に立つ方法はすべて取り入れ、逆に受かるのに弊害となっているものは、排除する、このような単純な発想でやっています。その形態をとっているのが司法試験入門ステップとしての基礎講座です。

### 三 基礎ゼミについて

伊達 永山先生ありがとうございます。次に、基礎講座の次のステップに位置づけられている基礎ゼミについて、おうかがいしたいのですが。この基礎ゼミは、夏、冬、春の大学の休暇時期に実施され、学生には大変人気となっていると聞いています。講師をやってお

られる櫻井滋規先生に紹介願います。



櫻井 基礎ゼミでは、基礎講座を終えた学生を対象として、次へのステップということで、法律の基礎知識の確認と基本的な法的思考を身につけさせる、この二点をコンセプトとして、次への橋渡しのためのノウハウや知識を身につけてもらうようにしています。

実際のゼミの指導方法ですが、まずクラス分けを、ゼミ員の学習進度に応じて実施しています。それから法律の基礎知識の確認という点の指導につきまちはチューターがゼミ員に質問したり、予め宿題を出してゼミの冒頭でゼミ員に発言させたりするなど、密な指導を行っています。講義では得られないメリットがここではあります。

そして、あくまでも法的思考方法を身につけさせるための手段として、基本的な論点の解説をします。そして、いきなり難しい基本書だけを読ませるとい



う指導方法はとることなく、あくまでも基本的な論点を解説し、基本書は引用とか参照という形で触れる機会を作っています。

基礎ゼミを受ける受講生に対する精神面への指導ですが、まず合格へのモチベーションを高めてもらうために、司法試験の直近合格者を中心にチューターを依頼しています。次に、司法試験は自習がなければ合格できない、ということを前提に置き、ゼミ員に対しては、講座を受講するだけではなく自習の大切さを認識してもらおうよう指導し、自習への意識喚起を図っています。

それから、受験生が陥りやすい暗記重視の勉強は司法試験にとってはマイナスであることも指導しています。現在、募集予定者数を上回る受講者が基礎ゼミに参加しており、人気講座となっています。今後も、これを充実させるつもりでいます。

#### 四 重要論点講座について

伊達 ありがとうございます。次に、択一受験ステップとして、重要論点講座と択一答案練習会が用意されていますが、まずは、重要論点講座について高柳先生お願いします。

高柳 私は、重要論点講座の講師をしています。この講座は、択一試験受験へのステップとして重要なものと位置づけています。

基礎講座を終了した二年生以上の者を中心に重要論点の解説講義を行います。ここでは、難しい論点をやらずに、よく択一試験に出題される論点をピックアップして、その解説を行っています。

この講義の目玉は、その重要論点の後に択一本試験の過去問をレジュメに載せて、その解説も行っていることです。その際に、過去問の解き方、テクニック等も適宜講義することによって、二年生の段階で、択一

問題の実践的な解法テクニックも身につけてもらっています。例えば、足の切り方、問題文の読み方、事案の分析のやり方、択一試験における引っかけ等をポイントにして講義をしています。ただし、講義で取り上げている過去問は、本試験の正答率が六〇パーセントを超えている、つまり本試験で基礎点となっている問題に限り、難しい問題は省くようにしています。

講義は、週二回、各三時間実施していますが、三時間の講義の中で、七論点、択一問題を一〇問前後、スピードよくこなしています。平成一二年の実績としましては、民法が三三五名、刑法が三七四名、憲法が六一名の応募がありました。

## 五 択一答案練習会について

伊達 ありがとうございます。次に、択一答案練習会復習講義について、斎田先生にお話をお聞きしたいと思います。



斎田 私は本来基礎講座を永山先生と一緒に担当しておりますが、今日は択一答案練習会復習講義の説明をします。択一答案

練習会復習講義とは、中大法曹会、学研連、テミスを育む会の三者が合同主催で実施しております、択一答案練習会の復習企画です。

まず、択一答案練習会について、述べます。択一答案練習会は、本年度で三年目を迎えますが、極めて人気のある練習会です。受講希望者は、現在においても三年間変わることなく、定員の六〇〇名をキープしています。そして、その六〇〇名の受講者は、申込開始後一週間で埋まってしまいます。

法職が実施しています復習講義では、この択一答案練習会を受験した後、復習を効果的に行うために、行う講座です。

択一に合格するためには、基礎的な知識のみならず、現在の択一問題に求められる解法テクニックをマスターするとともに、受験時間の三時間三〇分を効果的に活

用する必要があります。

復習講義では、このような択一に合格するためのノウハウを提供することを目的としています。

## 六 答案書き方ゼミについて

伊達 ありがとうございます。次に、論文試験受験ス  
テップについてうかがいたいと思います。

現在、法職講座では、答案の書き方ゼミが実施されています。この書き方ゼミは、中大法曹会、学研連から若手弁護士チューターを派遣していただくなど、OBの協力のもとに成り立っています。その詳細について、担当の池田健司先生にお話ししていただきま  
す。



池田 受験生が、講義を聴く、  
本を読む段階から答案を書く  
という段階に移るについては壁が  
あると思います。私自身も答案

練習会に行くというのは、最初は抵抗がありました。

それから、中大生の悪い傾向として、論証を丸暗記して終わりにする、そして答練の際には論証を丸々はき出してくるだけということがあります。こういう悪癖を取り除くために、できるだけ早い段階で答案の書き方ゼミを実施しています。受験生は二年生を中心としています。二年生の段階から、答案の書き方を通して論点を学び、理解を深めることを目的としています。論点に対する考え方を学ぶことによって、論証も自ら練り上げてゆくことができるようになることを目指しています。

先ほどもありましたが、この講座は、若手弁護士をチューターとして派遣していただいております、学生は若手弁護士から指導を受けられるということで、かなりの人気を博しています。

本年度からは、答案の書き方ゼミの特別クラスを設けました。本年度の選抜試験として、択一の過去問を四五問ほど出したのですが、四五点の満点を取っている者もいました。

そういう高いレベルの人を相手に、できるだけ早い段階での最終合格を目指して、本年度より特別クラスを編成しました。そのクラスでは、司法試験の過去問を使い、分析し、どこで点を取るかということを中心に身につけてもらおうと思っています。

## 七 基礎答案練習会について

伊達 次に、基礎答案練習会について、今朝丸先生にお願いします。



今朝丸 基礎答案練習会は、これまで司法試験の答案用紙を使って書いたことがないという人、

あるいは書いたことがあると

ても一、二通程度という人を対象としています。憲法、民法、刑法の答案を書かせることを通じて、初歩的な答案の書き方を身につかせることを目的としています。法職講座では、すでに市ヶ谷で実施している公開答案

練習会がありますが、この練習会は択一合格レベルの、あるいは、最終合格寸前の受験生を対象としていますので、答案の書き方の基本を学ぶという点から見ると不適當です。やはり、答案の作成に関してある程度基本的なところを身につけた上で、こういった答案練習会を受けさせる必要があります。以前はこういったことをやっていたのですが、数年間中断していました。

ところが、やはり、基礎答案練習会をやるしかないのではないか、ということになり、再び復活させました。

司法試験の受験勉強の中で、こういった基礎答案練習会のニーズがあるということは、各予備校においても、初歩的な答案練習会が必ず設けられていることからみても明らかです。

この基礎答案練習会で出題される問題は、ある程度のレベルは保ちつつ、初めて答案をす書く人でも、ある程度は書けるようにしようというコンセプトのもとに、大学の教授が作った問題を弁護士や新合格者といった受験に精通している人がチェックを入れる、そういった

たプロセスを経て慎重に作成されています。

また、答案練習後に、その日のうちに理解不十分であった点の補強をするため、合格者による解説講義も行っています。

## 八 公開答案練習会

伊達 ありがとうございます。それでは、論文受験ステップの最終段階である公開答案練習会について、山本昌平先生におうかがいしたいと思います。



山本 公開答案練習会は、定評のある学者の先生が出題された問題を二時間という時間の枠の中で解くという、論文本試験の

模試です。これは、中央大学の研究団体が、伝統的に

実施していたものと同じ位置づけになると思います。

この公開答案練習会の特色は、東京近郊に住んでいるレベルの高い受験生のみ受講を許可し、ハイレベル

の受験生同士で競わせることによって、本試験の合格レベルを把握できるところに特色があります。

また、近時の本試験問題は現場での思考力を試す問題が主体となっています。公開答案練習会は、著名な学者の方が出題する関係で、そのような本試験の現場思考の訓練に最も適していると考えています。

平成一二年度の答案練習会の受講生数は、四一九名です。その内六一名が論文本試験に合格することができました。

## 九 商法・訴訟法重要論点講座

伊達 次に、平成一三年度から新企画として、商法・訴訟法の重要論点講座を実施するようですが、高柳先生にご説明願います。

高柳 先ほど話しました重要論点講座は、択一試験を意識した憲法・民法・刑法の講座でした。受講生から数回アンケートを取った結果、特に訴訟法についても

重要論点講座を開設してほしいという要望が強くありました。

その結果、平成一三年度から初めて、商法・訴訟法についての重要論点講座講義を始めることになりました。商法については大学の教授にお願いすることにし、訴訟法につきましては予備校講師を経験されている先生に、お願いすることができるようになりました。

この講座の特色は、予備校が出版し市販されている横書きの図が多いテキストを使って講義をしていることです。それを使って予習復習もできる。訴訟法については、現役でかつ司法試験に精通した弁護士が具体的なイメージを受験生に持ってもらいながら、手続法としての特質そしてそのおもしろさ、裁判の話もまじえながら論点をつぶして行く、という予定でいます。

## 一〇 口述試験指導ステップ

伊達 以上が論文試験指導ステップですが、最終ステップとして口述試験指導ステップについて、高田千早先

生お願いします。



高田 口述試験の指導につきましては、論文試験の発表が終わった翌日に口述ガイダンスというものを行っています。

そこでは、口述担当の若手弁護士および直近の合格者を五人ほど集め、口述試験についての情報提供を行っています。そこで、残された短い期間をどう過ごすか、本試験でどう対応すべきか、というような有益な情報をガイダンスします。その後、いろいろな質問に対応します。そして、ガイダンスの数日後から口述本試験と合わせた模擬試験をやっています。平成一二年度から口述試験を憲法・民事系・刑事系の三つで実施するというように大改革されました。

そこで、それに合わせ、本試験として予想される口述試験を想定し、実際と同じように緊張感を持ってもらいながら模試をやりました。主査、副査を置き、大学教授や弁護士に講師を依頼し、本試験と同じやり方

で質問をし回答を受け、それが終わって一旦部屋から出て、もう一度入ってもらい講評するという風に、徹底した指導を行いました。

平成一三年度も、昨年の本試験を参考に、なるべく本試験に近い形で模擬試験を実施できるよう、協議検討しています。

### 一 一 法職講座研究室

伊達 以上が、各試験に対応した指導システムの説明でしたが、法職講座は、多摩キャンパスと市ヶ谷キャンパスに研究室を置いて受験指導をしています。この研究室について、阿部鋼先生にお話をいただきました。



阿部 法職講座では、独自の研究室を持ち、寺子屋式の指導をしています。この研究室は多摩キャンパスと市ヶ谷キャンパス

にあり、全国でも屈指の実績を誇っています。

まず、多摩研究室ですが、室員のほとんどが在学学生です。その実績は、平成七年度の設立以来六年を経て、飛躍的な伸びを示しています。具体的に言うならば平成九年度は最終合格者が二名でしたが、平成二二年度になりますと、多摩研究室出身者の合格者は一六名になっています。多摩研究室の特色は、全部で一二段階にわたるレベル別の指導を計画的に行い、よりきめ細かな指導ができるところにあります。法職講座としては、多摩における講座の大黒柱として多摩研究室指導システムを考えています。

次に市ヶ谷研究室ですが、これは平成二二年八月に駿河台記念館にあった研究室が移転したものです。その実績は、設立一三年を経て、ゆるぎない確たるものとなっています。具体的に申し上げるならば、平成九年度の合格者数が二九名であったのに対し、平成二二年度には市ヶ谷研究室出身者が四一名（注 多摩研究室出身合格者と一部重複）を数えるようになりました。研究室の受験指導の特色は、合格直近者に対し、そ

の室員が合格するために欠けている点を明確に自覚させ、そこに集中的な指導をすることにあります。

市ヶ谷キャンパスにおける公開答案練習会と併用して市ヶ谷研究室での指導を受けることにより、合格直前にある者は司法試験に極めて近い位置に置かれ、集中的な指導を受けることとなります。

現在、市ヶ谷研究室のレベルはより高くなっています。今後は、東京近郊にいる司法試験合格直前の者を全員市ヶ谷キャンパスに集めるようにして、集中的な指導をし、徹底的に鍛え、中大の合格者増に貢献したいと思っています。

## 一一二 今後の予想

伊達 以上で、だいたい法職講座のシステムが理解できましたが、今後の展開について高柳先生お話し願います。

高柳 平成一二年の成果を踏まえ、平成一三年のこと

ですが、本音を言うならば、一〇〇人の大台に乗せることができるのではないかと思われまし、そのうちの六割ぐらいは法職研究室の出席者で求められるのではないかと思われまし。しかしここではあえて、合格者数目標は九〇人代後半と申し上げます。

平成一二年度は一〇〇人を超えたことからすれば、なぜ目標の数字が下がっているのか、ということになります。我々はつぎのように考えています。その理由は、法職講座以外の環境で受験勉強を続けている学生の動向が不安定だからです。

我々の見たところ、旧態依然の勉強方法では司法試験は合格できないと思っています。独学あるいは三〇年も四〇年も前に合格した人の話を聞いて勉強している人等には、我々は関与できませんから、そのような中大出身者が多い現状では、厳しい数字を挙げざるを得ません。

ただ、我々の本来の目的は、平成一一年度の法職講座抜本的改革四ヶ年計画の実現です。そして、この抜本的改革の目標は確実に毎年一〇〇人の合格者を輩出



することにあります。そのような体制はすでに確立しつつあります。平成一四年度には完成するといっております。

### 一三 法職講座の運営の方向性

伊達 それでは今後、法職講座はどのような運営の方向性を持っているのでしょうか。

平成一三年一月二日の法職講座運営委員会において、法職講座運営委員会と学研連その他の一二団体との連絡協議会を本年七月から設置することが決まりました。

これは、現在計画が進められている、多摩キャンパスのいわゆる「炎の塔」と呼ばれるオフキャンパスが建設されることにより、中大司法試験受験団体のハード面での統合が図られることになりました。そのため、ソフト面での統合の可能性も踏まえて、連絡協議会を作ることにしたものと思われませんが、高柳先生いかがでしょうか。

高柳 連絡協議会は、今、おっしゃったように平成一四年にオフキャンパスと呼ばれる国家試験棟が建設されますので、そのための各団体間の協議会です。

それについて、我々幹事会スタッフが特に感じていることは、我々は法職講座を通じて受験指導している、今現実に受験指導している受験生を何とか合格させたということです。

特に幹事会スタッフ自身、私も含め非常に苦勞して合格していることもありますので、一生懸命勉強してなかなか受からない人を特に合格させてあげたい、また初めから勉強するときにはわけの分からない本を読んだり学者の難しい本を読んで研究者の道に行こうとして失敗した人に対し、そのような無駄な作業をなるべく減らしてあげたいということから、今の指導をしています。

しかし、我々は、法職講座でしか行っていませんが、中央大学全体としては、学研連に所属している受験生やそれ以外の受験生もいます。中央大学がこれから司法試験の合格者を増やして行くためには、それらが一

つにならなければならないのではないかと思っ  
ています。

学研連がどうしたとか、なんとか会がどうしたとい  
うことでは、これからは通用しない、と考えています。  
国家試験対策棟ができるのを機に各種団体が連絡を取  
りながら一つになって行きたい、これは、私の個人的  
な見解ですが、将来的には中央大学における実学につ  
いてのライセンスクールの性格を持たせ、いろん  
な資格の取得を目指し、一つになればよいと思っ  
ています。

#### 一四 ロースクール問題

伊達 ところで、ロースクール問題については、どの  
ように取り組んでおられますか。

高柳 ロースクール問題については、受験生は揺れて  
おり、我々も、いろんな質問を受けています。そこで、  
我々幹事会としましては運営委員の先生方とも相談

し、法職講座は現状においてロースクール問題にどう  
対応すべきかということについては、話し合いを設け  
て一つの立場を作っています。

具体的にいたしますと、我々法職、特に幹事会のスタ  
ンスとしましては、現行の司法試験の受験指導に徹す  
る、一言でいえばそのような立場にいます。

ロースクールにつきましては、いろいろな問題があ  
りますが、最短で、二〇〇三年四月開講、その後二年  
後、すなわち最短で二〇〇五年に最初の卒業生が出ま  
す。そうしますと、二〇〇四年までは、現行の司法試  
験のままということになります。二〇〇四年という年  
は、二〇〇一年の入学生が四年生になったときという  
ことになります。今年入学する学生は、四年時におい  
て現行の司法試験を受けることができます。

したがって、現段階におきまして現行の司法試  
験についての指導を徹底することに決めています。

## 一五 まとめ

伊達 今、法職講座は、大学からも注目されています。しかし、ロースクールが現実化することになれば、現在の幹事の皆さんが折角築き上げてきた指導方法は見捨てられるやもしれません。今後は、幹事会はどのような方向に行くのでしょうか。

永山 私たち幹事会は、今現在、現行の司法試験の合格を目指して勉強している受験生を全員合格させてあげたい、現行制度の中で合格させてあげたい、ということを目標としています。

阿部 私たち幹事会は、今、現実に勉強し、苦しんでいる受験生達に対し、先輩として何かをしてあげたい、彼らがかつての私達である、そういうところから活動が始まっています。

池田 私個人の意見ですが、私自身は中央大学の合格者数がかつてのように一位になることには全く関心がありません。中央大学の合格者が五〇とか四〇とかになってもそれは仕方がないと思っています。そうなれば大学の経営上、困ることになるわけですから、本来は合格者数については大学から給料をもらっている方々が心配すべきことだと思います。

合格者を増やすためのカリキュラム等についてはO Bの弁護士がアイデアを出すのではなく、本来、大学の方でいろいろシステムを考えるべきであり、その結果、数が増えればそれでいいですし、逆に減る一方であれば、残念ですが、私自身としてはそれはそれで仕方がないと思っています。

その私が、なぜ幹事会にいるかといいますと、一緒に勉強した仲間が、まだ合格せずにいますので、それに対しては手助けできるのではないかと思っていますからです。

合格者の数が他の大学と比較して多いとか少ないとかじゃなく、がんばって勉強している人に少しでも手

助けできるのであれば手助けしたい、そう思っただけならば、幹事会に参加しています。

櫻井 私は、法職講座にお世話になったということで、その恩返し、ということの後輩の指導に従事していません。

正直なところ申し上げますと、やはり、私も、中央大学の数が増えるとか減るとかは大きな問題ではなく、いい人に受かって欲しいという発想もありまして、そういうところに自分も関わりたいと思ひまして、指導にあたってはいます。

合格してほしいという人は、やはり一生懸命勉強している人に多く、そういう人はいい人が多いので、私としてはそういう人に手を貸してあげたいのです。

今朝丸 私は幹事会のメンバーの中では異質でして、受験歴も極めて短く、丙案を利用し、運良く受かった人間だと思っています。

私は、現行制度では丙案の存在が重要な役割を持ち

ていますので、知識がなくてもある程度はやっていけるんだというところを指導して行きたいと思ひ、主に基本的な講座を中心として参加させていただいておられます。

もちろん、市ヶ谷でも講義をしたことありますが、そのときでも、基本的な視点から講義をしています。細かい知識においては、むしろ研究室の室員の方が知っていることが多々あります。そういった部分の指導はできませんが、対極的な視点から、試験への取り組み方を指導していければ、ということに参加しています。

阿部 今、スタッフの方々から、それぞれ角度を変えてお話ししていますが、根本には、受験生に対し、自分たちがかつて味わった無駄な苦勞をさせないように、最大限の協力をしよう、という気持ちがあります。

しかし、いづれ制度が変われば、現行の司法試験対策というものは、その存在意義を失っていくことになります。一方で、現行司法試験が存続している限り、受験生たちは残ります。幹事会としてはそのような人

たちのために最大限の協力をしたいと思っているのです。

そのために、今、二つの模索をしています。一つはOB会の設置です。法職講座のOBも、かなり大所帯となり、そろそろ同窓会、OB会を開いて欲しいという声が相当数あります。そのOB会をしっかり組織することによって、受験生たちをしっかり支援して行ける体制を、私たちが作っておく必要があるのではないかと思います。

その際には、今日、長年の間運営委員をやっておられる伊達先生には是非ともお力を貸していただきたいと思っています。

それから、もう一つは、法職講座運営委員に、より一層の活力を与えることであります。運営委員の半分は現在研究者の方々に、半分は弁護士です。そして、幹事会の高柳先生、永山先生、池田先生並びに寺崎先生が、運営委員補佐という形で、運営委員会の活動を補佐しています。できましたら、その四氏が、今後は、法職講座運営委員として活動できるように状況になれ

ば、生の現場の活動が運営委員会の中に反映されるのではないかと考えています。

他にも、検討しなければならぬことがあります。一つは、中大法曹会、学研連、テミスを育む会というOB会との連携です。OB三者との連携は、より密なものとして検討して行かなければなりません。

次に、他の研究団体、学研連との協力体制を作っていく必要があると思います。学研連とのより協調した体制を作り、現行の受験生を支援して行く必要があります。最後に、法学部との関係ですが、ロースクール設置にあたって、現行の司法試験と、ロースクール後の新司法試験という二つの法曹養成システムができていく中で、法学部との役割分担をしっかりと、受験生が、法学部の授業をおろそかにすることなく、司法試験に合格するような体制を実現して行く必要があると思います。

伊達 私は、長年、法職講座運営委員を長くやってお

ります。昭和五三年に多摩へキャンパスが移転し、卒業した受験生と大学との関係が距離的に希薄になってしまった。中大の合格者が減ったのは、そこに原因があるのではないかという声が多く、都心に卒業後の受験生を呼び寄せようと、駿河台の法職講座研究室ができました。

ところが、残念ながら、なかなか実績が上がらなかったのです。法職講座出身の合格者が飛躍的に伸びたのは、ここ四、五年であり、これも皆さんのおかげであろうと思います。

その要因を見てみますと、昔の研究室は、ただ中大出身者というだけで、卒業生を集めて、とにかく教えていた。来ていた人たちは、勉強する場所がない独学の人たちばかりでした。とりあえず、駿河台に席を置いて、辰巳や早稲田などの予備校に通うための中継地点みたいな場所でした。ですから、なかなか合格者が伸びなかった。

私は、長年、大学との関わりを持ってきたのですが、どうも変わってきたのは、平成五年に、当時の学部長

であった角田教授が中心となって、大学が正規の授業で実務家による司法演習を始めた。あの頃は、大学当局は、もっと危機的な感じを持っていました。当時、司法試験合格者の数は三位を維持していました。しかし、それは、卒業後も長年勉強している受験生の数の多さに支えられているにすぎませんでした。数打てば当たる、状況でした。ところが、実際に大学で教えている教員の方々は、とても今の学生が受かるとは思えないような感じを持っておられたと思います。

私も、平成五年から司法演習の講師として参加しました。そこで、OBが演習を通じて一、二年生の学生たちと語るようになり、大学の雰囲気が変わってきました。中大法曹会にも法職教育検討委員会という委員会もできました。OBは、その頃から、何とかしなければいけない、多摩に移転したことがかりをいつまでも嘆いていたのでは始まらないと、司法演習もそうですが法職講座にもすぐく期待をするようになりました。

学研連だけに任せていたのではだめだ、サークルの

延長としての活動で受かるような時代ではない、大学も、OBも組織的に力を注がなければならないと。

と言っても、すぐには改革の実は上がらなかったのですが、やっと、ここ数年、その中の合格者が増えてきたこともあり、機能するようになってきたと思います。

この成果は、大学の入学者にも影響を与え、今年のも法律学科の合格者の内、他の大学に逃げる合格者が減ったと聞いています。喜ばしいことと思います。

また、平成一二年度の試験では、択一式合格者数に対する最終合格者数の比率は、早稲田大学を上回っています。

それだけ、中央大学は、丁寧な教育をしていることが分かります。そういうことは、宣伝しなくても、大受験生はよく見えています。

また、法職講座が充実することにより、ほとんどの合格者が学研連と法職講座で占めている。すなわち、中央大学出身の合格者は中央大学の組織で勉強し受かっているのです。これも他の大学と比べ、数の問題では

なく、誇れる実績です。

出身大学別に合格者数は出ていますが、東京大学や早稲田大学の学生が、果たして大学で学んで受かっているのか、実態を調べれば、そうではないのではないのでしょうか。

したがって、この傾向は、是非とも維持していただきたいのです。

中大法曹会の中でも議論しているのですが、自分の子供を後継者にするために中央大学の法学部に入りたい、という人が少なくなったと思います。ところが、今、そうでもないぞ、と徐々に見直されてきている。むしろ、入れたくても入れない、という声すらあります。

それが、結果として、合格者数にも影響を与えていると思います。大学で学び、大学で受かる。これは、将来、ロースクールがどのようになるかわかりませんが、まったく別物ではなく、皆さんが努力なさって改革を進めている教育システムは、必ず、その延長線として、ロースクールに繋がって行くのではないかと思います。こ

の先の制度がどうなろうと、皆さんに期待するところは多いと思います。

学研連との協調についてですが、どのような形で実際に協調していけるのかを考えなければなりません。現在、多摩研究室の室員の身分と学研連の身分を併用することはできません。そのシステムが果たして正しいやり方なのかどうか、両者の協調を考える上で、もう一度検討する必要があります。

時間がまいりましたので、本日は、この辺で終わりたいと思います。お忙しい中、協力ありがとうございました。



平成12年度司法試験合格発表





## 札幌分会の活動状況

札幌分会 事務局長

太田 三夫

一 札幌分会は、対外的には「平成一〇年九月幹事一〇名をもって設立の運びとなった」、「去年（平成一一年のこと）能登要会長以下三役を決定した」こととなっている（中大法曹ニュース 第3号）。しかし、真実は分会の設立というには全く実体を伴っていないことを正直に告白しなければならない。

二 札幌分会設立の話は、平成一〇年六月当時の法曹会機構改革実行特別委員長村山芳郎先生からの、札幌分会（当時は「ランチ」と呼んでいた）結成準備についての呼びかけに始まる。しかし前記ニュースで渡辺裕哉先生が正確に述べておられる通り、中大法曹会副幹事長横山昭先生、村山先生と札幌の有志数名の弁護士により平成一〇年七月に会合をもった際には、分会の設立目的につき具体的イメージが思い浮かばず、分会設立という話に進展することはなく終了してしまった。

しかし、その後も渡辺先生には東京から札幌分会設立の働きかけがなされ、中大法曹会幹事長田宮甫先生とのお話もあり、中大出身弁護士のご了解を得ていわば見切り発車に近い形で形式上分会設立・三役決定ということになった。

しかし、その後札幌分会としての具体的活動は全くなされていない。

従って、以上の実体からすれば本稿を書くに当り私自身「札幌分会事務局長」と名乗ること自体憚るのである。

三 平成一二年五月になって、法曹会機構改革実行特別委員長大高満範先生から、本部から幹事長も出席し近況報告等もあるので、平成一二年度の札幌分会総会の開催要請があり、平成一二年六月総会を開催した。

当日本部から大高先生がご臨席され、札幌分会の九名が出席した。

この中で大高先生から本部での活動状況等の詳細なご報告及び法曹会への積極的な参加の要請がなされた外、出席者との間で意見交換がなされた。

出席した弁護士が比較的登録間もない方であったこともあり、受験期間中は予備校での勉強が中心であるため、中大への帰属意識について我々あるいは本部との間に差があることを痛感した。

札幌弁護士会には現在三九名の中大出身者がおり、全体の八分の一を占める。しかし年令的には失礼ながら高齢化しており、登録間もない若手は少なくなってきた。

札幌弁護士会の特徴は委員会活動が極めて活発なことであり、若手の弁護士の意識は専ら委員会活動に向いていると行って過言でない。

しかも前述した大学に対する帰属意識の薄さを併せ考えると、これら実働部隊となる若手を法曹会の活動に引き入れることはなかなか困難なことと思われる。

四 学研連出身の私は、業務を行なううえで色々な困難に直面していた際、能登・高田・渡辺先生に様々なご助言とご協力をいただいた。

しかし札幌弁護士会では、そもそも中大出身者間で中大出身者であることを接点として親しく懇談する機会を持つことさえなかったのが実情であった。

今後はこの様な機会を増やし、先輩が若手に助言と協力を惜しまず、中大の将来について忌憚のない意見交換をすることが、若手のエネルギーを中大法曹会に向けさせるための遠まわりでも確実な方法かもしれないと考えている。

このため、今後は年二回の定期的な総会を開催し、懇親を深めることをそのまず第一歩としたい。



## 機構改革実行特別委員会活動報告

委員長 大 高 満 範

一 当委員会はその名のとおりすぐれて実行を伴う委員会である。いわば中央大学法曹会（以下中大法曹という。）の組織拡大のための実行委員会である。中大法曹は田宮甫前幹事長のもとで会則を「中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。」とされていたが、これを「本会は中央大学学員である法曹」をもって組織する旨の改正がなされた。

即ち従来東京を中心に会員を限っていた中大法曹の組織を全国規模に拡大するよう会則を改正した。そして幹事の数を六〇〇名に倍増し、増員した幹事に東京地区以外のこれから誕生する分会の会員を割り当て、同時に若手会員にもご就任頂いて、老・荘・青打って一丸となって自由闊達に議論を沸かせ、中大法曹が全国的規模の学員のエネルギーを結集して活動を展開させることとなった。この全国規模の連帯によって法科の名門中大復活に向けて、司法試験合格のための短期・長期の対策を調査・

研究することとなった。ちなみに司法改革の提言の中に法曹養成としての特科大学院、即ちロースクールの創立構想があり、平成一六年にスタートすることとなった。二一世紀に生き残る法学部のために、中大法曹は母校のロースクール創立準備を後援するため中央大学法科大学院等創立協力委員会を設置し、平成一二年六月以降精力的に活動を進めている。かかる趣旨を以って田宮執行部は、原則として地方裁判所管内に一箇の分会を設立するのが適当であるとして、初代委員長に弁護士村山芳朗氏を任命して中大法曹の組織拡大に向け活動に着手した。

二 猪股喜藏幹事長も、前執行部の当委員会を継承して、私が委員長に任命された。副委員長として弁護士山本隆幸、同諸永芳春両氏、並びに事務局長責任者として弁護士中根茂夫事務局次長らを選任し、新陣容を組んで当委員会は平成一一年五月に発足した。

当委員会は猪股執行部の活動方針として高等裁判所管内に八つの分会を設立することを決定した。高等裁判所管内に八つの分会を設立した上で、それぞれの分会と協力して地方裁判所管内に一つづつの分会の設立を進める方針を当委員会で決定した。

三 現実に呼び掛けをしたところ、県単位の学会支部が存在するところでは、中大法曹分会の設立をすることは屋上屋を重ねることになり、存在理由（レーゾンデートル）がないのではないかとの批判が厳しかった。この批判を受けて田宮甫前幹事長の「御報告」という文書並びに平成一〇年五月一四

日付中大法曹ニュース第一号（特に村山芳朗前委員長の「法科の中大奮起せよ」の当委員会報告書）を送付して、中大法曹分会設立のレーゾンデートルの理解を深める行動から機構改革実行を始めた。

#### 四 分会の設立

1 平成一一年度は中大法曹札幌分会が最初に二月初め頃に設立されて発足の運びとなった。創立総会には本部から誰も出席しなかった。

役員として下記の通り報告があった。

会 長 能登 要

副会長 高田 照市

副会長 岩本 勝彦

事務総長 太田 三夫

2 ところで札幌分会は平成一二年六月一六日第一回総会を札幌後楽園ホテルで開催した。当委員会委員長が猪股幹事長の代理として出席した。特に総会の席上で、母校の司法試験対策、法科大学院設立構想、多摩キャンパスにおける国家試験受験生のためのオフキャンパス施設の建設、都内市ヶ谷キャンパスの購入などについて熱心な意見交換があった。

五 次に四国において香川弁護士会（小早川輝雄・松本修二両弁護士が代表世話人）が呼び掛けの中心

となり、徳島、高知、愛媛の各県弁護士会と協議を重ねた結果、四県が合同で四国分会を設立することを平成一一年一二月決定した。平成一二年四月二二日高松市のホテルリーガゼスト高松において、当時の豊嶋秀直高松高等検察庁検事長を代表世話人として中大法曹四国分会創立総会が発足することになった。創立総会に本部から猪股幹事長、当委員会大高委員長、山本隆幸副委員長の三名に、高松出身である中央大学松家里明理事にも同行して頂いて、合計四名が出席した。松家理事から中央大学の最近の情報として報告された都内市ヶ谷キャンパスの開設については、四国分会の反響は大きかった。多摩キャンパスにオフキャンパス施設建築の具体化（法職講座、学術研究団体連合会、経理研究所並びに通信教育研究所などの国家試験受験受験団体の校舎建築事業）、法科大学院構想への取り組みなどの報告をして貰った。

総会では四二名の入会、当日出席者一七名の参加があり、会則の承認、役員を選任、幹事長を四県の持ち回りとするなどの決議がなされ、盛会であった。  
役員は下記の通りである。

顧問 豊嶋 秀直（検察庁）  
顧問 田中観一郎（裁判所）  
幹事長 小早川輝雄（香川）  
幹事 島内 保夫（徳島）  
幹事 林 一宏（高知）

幹 事 藤山 薫(愛媛)

事務局長 松本 修二(香川)

会計幹事 武田安紀彦(香川)

六 三番目に名古屋分会が平成二二年五月二五日創立の運びとなった。代表世話人の兵藤俊一弁護士

(同氏は中央大学学員会副会長)からこの旨報告があった。

役員は下記の通りである。

幹 事 長 兵藤 俊一

副幹事長 那須 国宏

副幹事長 大池 暉彦

副幹事長 塩見 渉

事務局長 串田 正克

七 最近の分会設立は大阪分会である。世話人として友添郁夫弁護士が若手弁護士の協力を得て、大阪

地区の中大出身の法曹人に呼び掛けて、漸く平成一三年二月一六日淀川畔の帝国ホテル大阪で創立総会が開催された。

元大阪高等検察庁検事長であった杉島貞次郎弁護士を代表世話人として、一一六名の入会者の登録



を得た。当日の出席者は五〇名であった。大阪分会会則制定、役員の選任、平成一三年度活動方針決定などの決議がなされ、盛会であった。

役員は下記の通りである。

幹事長	杉島貞次郎(弁護士)
副幹事長	加藤 幸則(弁護士)
副幹事長	針間 禎男(弁護士)
副幹事長	津田 禎三(弁護士)
連絡副幹事	友添 郁夫(弁護士)
幹事	井筒 宏成(判事)
幹事	表 久守(弁護士)
幹事	中路 義彦(判事)
幹事	福本 孝行(検事)
幹事	宇田川力雄(検事)
幹事	清水 伸郎(弁護士)
幹事	川村 俊明(弁護士)
幹事	浦田 萬里(弁護士)
幹事	岸本 佳浩(弁護士)

幹 事 迎 純嗣（弁護士）

幹 事 入江 寛（弁護士）

会計幹事 寺内 清視（弁護士）

会計幹事 塩路 広海（弁護士）

なお、ちなみに大阪分会では年会費金三〇〇〇円とし、うち本部会へ金一〇〇〇円を納付することを総会で決議した。

八 中大法曹会則改正検討委員会（木戸弘委員長）では幹事長の諮問を受けて、中央大学法曹会分会会則の見直しをされ、その成案を得た。当委員長として筆者も特別参加して意見を述べた。平成一三年三月の幹事会で「中央大学法曹会支部会則（案）」を報告して議論される予定である。分会年会費を一律金三〇〇〇円とし、本部会へは金二五〇〇円を納付することと規定している。当委員会では、現在組織拡大を第一目標として年会費の設定は分会の自由決定に委ねるべきであるとの意見が多数であったことを付け加える。

九 猪股執行部として、仙台・広島・福岡の三分会の創立を残している。是非実現するべく当委員会全員あげて協力する所存である。

一〇 発足した分会について、当委員会が中心となって、分会の発展のために意見交換をしながら、当

初計画の趣旨の実現・強化をはかるべきである。例えば札幌分会の例のように、年次大会に本部会もしくは中央大学から出席して分会との意思の疎通をはかるべきである。そして会則の整備への協力、会員の入会の勧誘への協力など肌目細かい後援が必要であろう。分会の会長との少なくとも年一回の会合を聞くこともその一つである。本部会への幹事の割当ての調整も急がれるべきである。

これらの意見は、当委員会の月例会での委員の発言の集約である。中央大学法曹会の本部会並びに分会が一丸となって、母校中央大学法学部の二一世紀に生き残り、「法科の中央」の名を名実ともに早期に回復することに邁進しようではありませんか。



## 大学問題委員会活動報告

委員長

及川 昭二

### 一、当委員会の目的・構成・運営について

当委員会は法曹会幹事長の諮問により、中央大法曹会会則第二条第一号に定める事項に回答する（中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申する）について回答することを目的としております（大学問題委員会会規則第二条）。

右目的達成のための当委員会定員は大学問題委員会会規則第三条によると、法人評議員から若干名、東弁二四名、一弁・二弁各一一名、裁判・検察公証人各二名以内になっております。しかし当期（一年五月～一三年四月）に於ては右の法人評議員・裁判検察からの選出はなく、東弁二四名、一・二弁各一二名の総勢四八名（その後辞任者一名）で組織されております。このように中大法曹会各種委員会（人事、公報、会則検討、法職教育検討・施設設備・機構改革実行特別）の中で委員の数だけは一番多い委員会ではないかと思えます。

当委員会の運営は、委員長が諮問事項を審議する会議を主催することと定められており、定例会か毎月一回、必要により臨時会を招集できることになっております（規則五条、六条）。当期は原則として月一回、今まで全部で一九回開催してきました。

組織論当委員会の性格を見ますと法曹会の代表者（執行部の長）である猪股幹事長からの諮問に対し書面又は口頭でご回答すること、すなわち諮問機関であります。当委員会が独自の課題決定により実践行動展開することは右性格からの限界として許されないのではないかと考えております。

## 二、本年度の諮問事項審議とその後の具体化について

### （一）諮問事項の多様性

本年度猪股幹事長から頂戴した諮問事項は次に挙げる1乃至7の通り。このうち1乃至5は前田宮執行部の中津大学問題委員長から書面により承継した諮問事項。4と5は現猪股幹事長から新たに諮問されたものです。

#### 1. 本学関係者の司法試験合格者の増加のための中期並びに長期対策について。

（平成一一年三月一九日付諮問）

2. 文部省の大学審議会で現在検討されている「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」の答申中に、「高度専門職業人養成」に特化した実践的教育を行う大学院の設置促進・プロフェッショナルスクール、ロースクールの設置があるが、これに対する本学の対応策について。

(平成二一年三月一九日付諮問)

3. 「学校法人中央大学 基本規定(寄附行為) 第二章 総長」制度の存廃について。

(平成二一年三月一九日付諮問)

4. 中央大学学則第一一条(教授会)の改正について。

(平成二一年四月六日付諮問)

5. いわゆる「市ヶ谷キャンパス」の開校と国家試験受験指導のあり方について。

(平成二一年六月二三日付諮問)

6. 法科大学院の創立協力委員会「仮称」の設置について。

(平成二一年二月一六日付諮問)

7. 中央大学法学部教育今後の在り方、その充実について(特に法科大学院の開設に合わせて、様々な要請に応える学部はどのように改めかつ充実を図るべきか)

(平成二一年九月八日付諮問)

(二) 市ヶ谷キャンパス施設設備委員会の設置

右の諮問事項全七件のうちからどれを一番先に取り上げ審議するかの重要性、緊急性については執行部が選択するところであり、当委員会としては執行部からの特別要請を特に尊重し考慮するにいたしました。そのため発足後であまり時間がありませんでしたが、大学当局の市ヶ谷キャンパス

開校準備に合わせて右の5の『いわゆる「市ヶ谷キャンパス」施設整備委員会（仮称）の新設とそ  
のあり方について』を急ぎ取り上げることとし、直ちに審議を開始することになりました。そこで  
先ず当委員会第二回委員会（一一年七月七日）に於て十分審議の結果、大学問題委員会のほかに別  
に独立した実行部隊としての「市ヶ谷キャンパス施設整備委員会（仮称）の設置」を決定したので  
あります。そして市ヶ谷キャンパス施設整備委員会設置大綱（目的・組織・運営の要領）に作定し、  
この委員会委員就任の懇請をしかるべく行ったところ、七月三〇日迄に次の各ブロックから合計七  
名の先生が委員として就任することを快諾され、学研連からも出向委員二名御就任いただき、直ち  
に大学問題委員会と共同して市ヶ谷キャンパスの建物その他物的施設のすべてについて調査検討を  
開始いたしました（その後の各種変更などの活動詳細は施設整備委員会委員長新井嘉昭先生のご報  
告に譲ります）。

①【東弁ブロック】（敬称略ー以下同じ）

金沢 恭男（大学問題委員）・曾田 多賀（法職教育検討委員）

坂巻 国男（大学問題委員）

②【一弁ブロック】

萬羽 了（法職教育検討委員長）・森田 昌昭（大学問題委員）

金沢 賢一（若手として特別参加・四九期）

③【二弁ブロック】

新井 嘉昭（大学問題・法職教育検討各委員）

④【学研連】

小林 喜浩・横井 弘明

(三) 法科大学院等創立協力委員会の設置について

平成一二年二月一六日開催の当委員会第八回定例委員会は大学当局が進めていたロースクール設置推進の具体化に関し、中大法曹会執行部の別動組織としてかねて検討中であつた『法科大学院等の創立協力委員会（仮称）の設置』が執行部猪股幹事長から当委員会に対し緊急諮問されました。

当委員会は最重要案件として直ちにこれを取り上げ審議の結果、満場一致で承認の上回答いたしました。その後具体化は執行部で早急に行われ、大学側との協議、小委員会の設置等現在まで果敢なる活動を展開していること会員各位のすでにご高承のとおりであります。

(四) その他の諮問事項の審議について

①前記諮問事項3「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第二章総長」制度の存廃については大西学会会長先生はじめ法曹会長老諸先生のご意見を委員会ご出席の上お伺いたすと共に、このため、全九回にわたる委員会を開催して十分の審議を盡くしました（特にこの審議に際しては柳澤委員先生に座長として取りまとめなどご指導をいただき有り難く感謝しているところです）。

また本審議事項中の重要論点については大学問題委員会全委員の先生からアンケートを求めて参考とし、常任幹事会の場で口頭回答いたしました。



②同諮問事項7「中央大学法学部教育今後の在り方、その充実について（特に法科大学院の開設に  
合わせて様々な要請に応える学部はどのように改めかつ充実を図るべきか）の審議は昨年九月八  
日を第一回として本年三月九日まで合計七回の委員会を開催し審議しました。永井法学部長を招  
き法学部の現状等についてご説明をいただき（昨年十一月七日）又法学部事務室長から現状カリ  
キュラムについての貴重な参考資料を大量に入手し配布するなどいたし相当程度の審議を盡しま  
したが答申する迄にいたらず次年度送りとなりました。

以上



## 法職教育検討委員会活動報告

委員長 萬羽了

当委員会は、一八名の委員で構成されておりますが、実働は、委員長の私と曾田多賀副委員長・新井嘉昭委員・川崎直人事務局長の四名で行っているのが実状であります。

毎月一回定例委員会を開催していますが、これ迄の主な活動について以下の通り報告致します。

### 一 二〇〇一年度司法特設講座担当講師の推薦

講師には三年以上継続とのことで就任して頂いておりますが、既に大幅にこれを超え、慰留困難な先生方からの退任希望と大学からの講座数の増加希望が重なり、多数の新任講師の推薦が必要となりました。

本講座は、法学部の目玉商品として学生に人気があることから、例えば民法Ⅰは一六コマから一九コマに、他の科目についてもほぼ各一コマの増加となりました。

講義場所が多摩キャンパスであることがネックとなり、なかなか引き受けて貰うことが困難でありましたが、ようやく後記名簿の通り、推薦することができました。

尚、牧野 忠検事には昨年度は副幹事長を務めて頂き、今回は刑法Ⅰ・同Ⅱ共2コマずつお引き受け頂き、感謝しております。

しかし、尚、憲法については各一コマが不足となっております。

会員諸先生におかれましては、御多忙とは存じますが、是非母校の為にお力をお貸し頂きたくお願い致します。

又、今回退任された諸先生には、永年の御努力に厚くお礼申し上げます。

## 二 法職講座運営委員会への「答案書き方ゼミチューター」の推薦

(1) 平成一二年七月、五名の推薦依頼、五〇・五一期の会員から、清水重呂・石橋克郎 ・小林昌弘・木村政之・小川謙司の各先生を推薦

(2) 平成一三年二月、七名の推薦依頼、五二・五三期の会員から、高橋邦明・渡辺克彦・小笹勝章・馬場和佳・大岩和美・的場美友紀の各先生を推薦（場所が多摩キャンパスであることと、木曜日の一八時三〇分からであるために難行）

## 三 法廷見学会

(1) 平成一二年一月四日・東京地方裁判所・参加学生四六名  
出入国管理法違反事件・傷害事件・道路交通法違反事件

いずれも当日判決言渡

(2) 平成一二年六月二二日・東京地方裁判所・参加学生五〇名

(3) 平成一二年一月六日・東京地方裁判所・参加学生八〇名

窃盗事件・強盗致傷事件・出入国管理法違反事件

各回とも傍聴終了後、弁護士会館において、質疑応答・検討会を実施、極めて好評

#### 四 司法特設講座講師との打ち合わせ及び反省会

恒例の同会を平成一三年一月一三日に開催

場所 「魚市場」(新宿区西新宿二一六一一 住友三角ビル五二階)

会費 三〇〇〇円(大学関係者を除く)

大学から永井法学部長外2名及び法職講座運営委員会委員長三和教授に参加して頂き、活発な意見交換を行いました。

楽しく、有意義な会合でありました。

## 平成13年度演習担当講師推薦名簿

1コマとは90分単位の1クラスのことです。

科目	コマ数	氏名	期	弁護士 会	担当コマ数	備考
法曹論		才口 千晴	18	東	1	
憲法Ⅰ	7コマ	青木 康國	29	一	1	
		寺本 吉男	39	一	1	
		草薙 一郎	39	東	1	
		山田 明文	46	二	1	
		川崎 直人	39	一	2	新 任
		野田 幸裕	51	一	1	新 任
憲法Ⅱ	5コマ	青木 康國	29	一	1	
		山崎 司平	31	二	1	
		小林 喜浩		東	1	
		草薙 一郎	39	東	1	
		藤原 力	44	東	1	新 任
憲法Ⅲ	5コマ	佐々木健二	46	東	1	
		山崎 司平	31	二	1	
		小林 喜浩		東	1	
		真野 文恵	45	二	1	
		藤原 力	44	東	1	新 任
民法Ⅰ	19コマ	石井 芳光	17	東	1	
		曾田 多賀	19	東	2	
		清水紀代志	21	東	1	
		川村 延彦	22	一	2	
		元木 徹	29	一	1	
		行方 美彦	36	二	1	
		中野 正人	40	二	1	
		澤野 忠	40	一	1	
		萩原 恵子	39	東	1	
		草薙 一郎	39	東	1	
		溝口 敬人	35	東	1	憲法から移籍
		翁川 雄一	40	一	2	新 任
		井手 慶祐	42		1	新 任
		加藤 慎	42	一	2	新 任
		田中 宏	46	二	1	新 任
民法Ⅱ	16コマ	石井 芳光	17	東	1	
		村田 裕	21	東	1	
		山田 忠男	23	二	1	
		篠原 由宏	24	一	1	
		萩原 恵子	39	東	1	

科 目	コマ数	氏 名	期	弁護士会	担当コマ数	備 考
		大森八十香	33	東	1	憲法から移籍 新任 新任 新任
		釘澤 知雄	39	二	2	
		土井 隆	39	二	2	
		柳川 恒子	25	一	1	
		溝口 敬人	35	東	1	
		翁川 雄一	40	一	2	
		富永 浩明	42	一	1	
		田中 宏	46	二	1	
民法Ⅲ	16コマ	大辻 正寛	16	東	1	新任 新任
		村田 裕	21	東	1	
		杉井 静子	21	二	1	
		山田 忠男	23	二	1	
		御園 賢治	23	東	1	
		宮崎万寿夫	34	一	1	
		平松 和也	37	東	2	
		河東 宗文	38	東	1	
		厚井乃武夫	40	東	1	
		伯母 治之	40	東	1	
		鈴木 和憲	41	一	1	
		海老原 寛	44	東	1	
		大森八十香	33	東	1	
		富永 浩明	42	一	1	
		高岡 信男	42	東	1	
刑法Ⅰ	13コマ	塚越 豊	31	東	1	新任 新任
		伊達 俊二	36	二	1	
		八木 清文	41	一	1	
		松田 豊治	43	一	1	
		寺島 秀昭	30	東	2	
		平手 啓一	39	一	1	
		保倉 裕		検	1	
		牧野 忠		検	2	
		志賀 剛一	41	東	1	
		松江 仁美	45	東	2	
刑法Ⅱ	10コマ	宮崎万寿夫	34	一	1	
		伊達 俊二	36	二	1	
		寺島 秀昭	30	東	2	
		向井惣太郎	31	二	2	
		遠藤常二郎	39	東	2	
		牧野 忠		検	2	
刑法Ⅲ	6コマ	羽成 守	28	東	1	新任
		向井惣太郎	31	二	2	
		川添 丈	43	一	1	
		佐藤 浩秋	45	二	2	

中央大学大学院講座 特殊講義Ⅰ  
「民事訴訟実務研究」 ゲストスピーカー

1	安 西 愈
2	石 井 恒
3	石 井 芳 光
4	春 日 寛
5	蜂 須 優 二
6	小 海 正 勝
7	清 水 洋 二
8	鈴 木 利 廣
9	鈴 木 正 貢
10	田 中 美登里
11	羽 成 守
12	山 崎 源 三
13	山 下 清兵衛



## 人事委員会活動報告

委員長 石井芳夫

私は、平成二十一年六月二三日に開催された平成二十一年度第一回人事委員会で委員長に選任されました。平成二十一年度、平成二十二年度の委員会ごとの各委員選任の状況を列挙して活動報告にかえさせていただきます。

一 平成二十一年度第一回委員会（平成二十一年六月二三日開催）

（中央大学関係）

1 総長選考委員会委員候補者として次の七氏を選任しました。

猪股喜藏 紺野 稔 岸 巖 （東弁）

柳澤義信 若林秀雄 （一弁）

田宮 甫 野宮利夫 （二弁）



2 商議員候補者推薦委員会委員候補者として、次の五氏を選任しました。

猪股喜藏 紺野 稔 金澤恭男 (東弁)

柳澤義信 (一弁)

石井芳夫 (二弁)

(中央大学学員会関係)

副会長および補欠一名選任委員会委員候補者として、次の二氏を選任しました。

及川昭二 (東弁)

柳澤義信 (一弁)

二 平成一一年度第二回委員会(平成一一年七月二三日開催)

(中央大学関係)

商議員候補者として次の六氏を選任しました。

坂巻国男 白井典子 (東弁)

森田昌昭 (一弁)

伊達俊二 (二弁)

橋本和夫

(裁判所)

なお、檢察ブロックの候補者は、東京檢察支部へも推薦依頼がなされているので、当会からは推薦しませんでした。

三 平成一一年度第三回委員会(平成一一年九月一三日開催)

(中央大学関係)

基本規定(寄附行為) 検討委員会委員欠員に伴う後任候補者として、次のとおり選任しました。

柳澤義信

(一弁)

四 平成一一年度第四回委員会(平成一二年二月七開催)

(中央大学関係)

1 法職講座運営委員会委員任期満了に伴う後任者として次のとおり推薦しました。

伊達俊二

(二弁)

2 平成一二年司法特別講座講師推薦の件

法職教育検討委員会の人選に基づき、各講座について講師を推薦しました。

3 大学院社会人向講座「法律事務」のゲストスピーカー推薦の件

法職教育検討委員会の人選に基づき、一三名の講師を推薦しました。

(財団法人白門奨学会関係)

次のとおり推薦しました。

理事 中津靖夫

(二弁)

監事 山崎源三

(一弁)

五 平成一二年第一回委員会(平成二二年一月一七日開催)

(財団法人白門奨学会関係)

評議員および選考委員会委員の任期満了に伴う後任候補者として以下の委員を決定答申しました。

1 財団法人白門奨学会評議員

太田 豊

(東京法務局所属公証人)

増田暢也

(千葉地方検察庁次席検事)

才口千晴

(東弁)

福田 寛

(東弁)

深沢 守

(一弁)

大井勅紀

(二弁)

2 財団法人白門奨学会選考委員会委員

新井嘉昭

(二弁)

六 平成一二年第二回委員会(平成一三年二月一九日開催)

(中央大学関係)

法職講座運営委員会委員として、次のとおり推薦しました。

鈴木猛秋

(二弁)

以上は、平成一三年二月末現在の活動報告ですが、平成一二年第三回委員会は平成一三年三月五日に、第四回委員会は同月二三日に開催予定で、ここで中央大学評議員会正副議長、評議員および中央大学学員会正副会長、常任幹事、幹事などについて協議する予定です。



## 会則検討委員会活動報告

中央大学法曹会会則  
検討委員会委員長

木戸 弘

一、当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする委員会である（当委員会規則第二条）。

私は、最も尊敬する本学正法会研究室会長の岡田錫淵先生をはじめ、深澤守先生、松家里明先生ほか一弁の諸先生方のご推薦で、平成一一年五月、当委員会の浅見昭一前委員長（東弁）の後任として委員長に就任し、副委員長に飯沼允先生（東弁）、同委員に松尾紀良先生（一弁）らが就任し、担当副幹事長に川村延彦先生（一弁）、担当事務局次長に川崎直人先生（一弁）が就任した。

二、田宮甫前幹事長は、本学の司法試験合格者の増加を図り、「法科の中央」の復活・再生、会員相互の親睦の充実、我国の「司法改革」への貢献等の目標を掲げて、首都圏を中心とする会員を全国規模に拡大等を目的とする諮問事項に対し、浅見昭一前委員長は、左記の答申書を提出し、総会又は幹事会の承認を得て本会の会則（以下「会則」という。）、規則等の改正、新設をした。

1. 本会の会員資格について、従来の東京在住、在勤の制限を外し、広く本学出身の法曹（約四、五〇〇名）を「正会員」とし、司法修習生等を「準会員」とする旨並びに入会・退会規定の整備を答申し、答申通り会則第四条、同第四条の二を改正した。

2. 幹事は、本会が全国規模に拡大するに伴い、常任幹事を五〇名以内から一〇〇名以内に、幹事三〇〇名以内を、都内所属会員から六〇〇名以内、各支部（分会を含む）所属会員から四〇〇名以内、合計千名以内に増加すべきである旨答申し、答申通り会則第五条第三号、同第四号、幹事候補者選出規程を改正した。

3. 本会会費規則の制定並びに会則の整合性を答申し、答申通り会費規則を新設し、会則を改正した。

4. 「中央大学法曹会授与に関する内規」を新設し、卒業式において学業成績優秀者又は文化活動に顕著な功績をあげた卒業生を顕彰する。

「司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規」を新設した。

三、猪股喜蔵幹事長は、田宮前幹事長の掲げた前記目標を強力に推進され、同幹事長からの、①平成一年六月二三日付諮問事項、②同一年三月二三日付諮問事項、③同年九月八日付諮問事項に対し、当委員会は、左記の答申書を提出した。

1. 平成二一年六月二三日付諮問事項 右諮問事項は、「幹事長・副幹事長制」の可否（会則第五条）並びに事務局制度（会則第十三条の二）拡充の件であった。

当委員会は、地方分会も未だ熟せず、又、本会の設立以降の歴史等に鑑みて、「会長・副会長制」

の導入を検討するまでに至らず、現段階では「幹事長・副幹事長制」を採ることを相当とする旨同一二年六月二七日答申した。

尚、「幹事長・副幹事長制」の可否の問題は、今後本会が全国規模に拡大強化されると共に再検討されるべき重要課題である。

事務局制度は、本会の全国規模化、各委員会への専従体制、執行部体制の機能化、効率化を図るために、事務局次長を六名から一〇名以上に増加し、事務局次長の補佐役として若手会員、準会員から選出した事務局員制度を新設することとし、会則第十三条の二第二項、本会事務局規則第一条、第三条を改正する旨答申した。

2. 平成一二年三月二三日付諮問事項 右諮問事項は、会報編集委員会の名称変更及び同委員会規則の新設の件であった。

当委員会は、田宮前執行部、猪股現執行部において、同委員会が、会報（「中大法曹」隔年度発行）の外に「中大法曹ニュース」を適宜発行する等の活動内容に鑑みて、執行部原案通り「広報委員会」と名称を変更すると共に「広報委員会規則」（六か条・付則）を新設し、同委員を五名増加して十五名とし（第三条）、又、事務局の設置（第六条）等を規定する旨同一二年四月一九日答申し、同年五月一二日幹事会において答申通り改正し、新設した。

3. 平成一二年九月八日付諮問事項 右諮問事項は、「本会の支部・分会」についての統一的会則・規則等の制定の件であった。

当委員会は、本会の機構改革実行特別委員会（大高満範委員長・東弁、村山芳朗前委員長・二弁）並びに各地の有力会員らの多大な尽力によって、昨年、札幌分会、四国分会、中部分会が設立され、本年二月一六日大阪分会が創立総会を開催し、八高等裁判所管内（関東・関西（近畿）・中部・中国・九州・東北・北海道・四国）において、又、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木各県において本会の分会を立ち上げ創立をすすめている現状に鑑みて、左記の通り平成一三年一月三〇日答申書を提出した。

当委員会は、本年五月の総会又は幹事会の承認を得て、答申通り会則・規則等が改正、新設されることを希望する。

(1) 八高裁管内の分会は、会則第十七条の規定する「支部」として、府県単位の「分会」と区別すると共に、支部が設立した場合本部と支部の連絡を密にし、本会の全国組織化、活性化の充実を図るために、各支部長が副幹事長を兼務することとし、副幹事長を八名増加して合計十三名とし、会則第五条第二号、同第六条第二項但書、同第十七条第四号を改正する。

(2) 支部に入会した会員が、本会に自動的に入会したかどうかについては、本会の本部と支部の関係に鑑みて、「支部に入会した正会員又は準会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会した」とする。」との会則第十七条第五項を新設する。

(3) 支部に関連する重要事項等を審議するために、左記の通り、定時・臨時支部長会議等を規定した会則第十八条第一項ないし第四項を新設する。



第十八条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年一回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長三名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

(4)別紙一の「中央大学法曹会支部規程(案)」を新設し、趣旨、支部の設置、会員、支部長、会費、会則等の準用、分会の設置、改正等を規定する

(5)支部(分会も含む。)所属会員から選出される幹事候補者四〇〇名以内について同選出規程第二条第七号を新設し、各支部の幹事候補者を「若干名」と規定し、各支部の会員数がほぼ確定した段階において各候補者数を規定する。

(6)本会の会費規則第二条では、会員の会費は、年額金三、〇〇〇円(但し、会則第五条の役員は、本部・支部を問わず年額金一万円を負担する。)と規定したが、支部の独自性を考慮して支部の会費の決定・徴収等を支部に一任する代わりに、本会の会費として会員一名につき年額金二、五〇〇円を本会本部に一括送金するとの同会費規則第二条二号を新設した。

(7)各支部の会則の統一性を図り、参考に供するために、別紙二の「中央大学法曹会支部会則(案)」を新設した。

四、当委員会は、前記の各答申を審議し作成する過程において、左記の諸先生方に当委員会に出席頂き又は貴重な御意見、御提言等を頂いたことについて心からお礼申し上げます。

猪股喜蔵幹事長、田宮甫前幹事長、柳澤義信元幹事長、松家里明本学理事、石渡光一事務局長（東弁）、事務局長経験者の及川昭二先生（東弁）・森田昌昭先生（一弁）・諸永芳春先生（二弁）、大高満範・村山芳朗機構改革実行特別委員会現・前委員長、千葉昭雄広報委員長（二弁）、川村延彦担当副幹事長、村上昭夫前事務局次長（東弁）、伊達俊二事務局次長（二弁）、川崎直人担当事務局次長ら諸先生方。

当委員会は、前記各答申に基づいてなされた会則・規則等の改正、新設が、本年秋実施予定の本会創立五〇周年記念行事を契機として、本会が全国規模に拡大強化され、もって、田宮前幹事長並びに猪股幹事長が掲げた前記各目標を達成する一助となれば幸いである。

（平成一三年二月二七日記）

（別紙一）

中央大学法曹会支部規程（案）

第一条（趣旨） この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）

第十七条第一項に基づき、本会の支部の設置について定める。

第二条（支部の設置） 本会の幹事会の承認を経て、各高等裁判所（以下「高裁」という。）管内（東

京（本部）を除く関東（以下「関東」という。）・関西（近畿）・中部・中国・九州・東北・北海道・

四国)ごとに八支部を設置することができる。

第三条(会員) 支部は、当該高裁管内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。

2 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

第四条(支部長) 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届けなければならない。

第五条(会費) 支部は、会費を定め、所属会員から徴収した会費のうち、本会の会費として、会員一名につき年額金二、五〇〇円を本会に一括送金する。

第六条(会則等の準用) 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

第七条(分会の設置) 支部は、当該高裁管内における府県単位の分会(但し、北海道支部は、地方裁判所管内における分会)を設置することができる。

第八条(改正) この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附則 この規程は、平成一三年五月 日(幹事会承認の日)から施行する。

(別紙二)

中央大学法曹会支部会則（案）

第一条 本会は、中央大学法曹会〇〇支部と称し、「中大法曹〇〇支部」と略称する。

2 本会は、本会事務所を〇〇道・府・県〇〇市内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学法曹会支部である中央大学法曹会（以下「本部」という。）の支部として学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事案

第四条 本会は、〇〇高等裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の二種の会員をもって組織する。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会会員として入会しようとする者は、幹事会の承認を得なければならぬ。

3 本会会員は、本部会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会会員となる。  
第四条の二 本会会員は、支部長に届け出て、退会することができる。

2 本会会員が退会した場合には、当然、本会会員も退会とする。

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 支部長 一名

二 副支部長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名

但し、支部長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事 二名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

2 支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の内任期は、二年とする。但し、再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の内任期は、前任者の残存期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席し、意見を述べ

ることができる。

第九条 支部長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 支部長は、本部の副幹事長を兼務する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

4 連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事務連絡を行う。

5 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

6 会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年四月中に支部長が召集する。

2 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を召集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上支部長の召集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を召集しなければならない。

3 幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部から求められた事項、中央大学

の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て別に定める。

3 本会は、会費のうち、本部の会費として会員一名につき年額金二、五〇〇円を本部に一括して送金する。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十六条 本会は、当該高等裁判所管内における府県単位の分会（但し、北海道支部は、地方裁判所管内における分会。）を設置することができる。

#### 附 則

この会則は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行する。

〔関係諸規程〕 (資料)

## 学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)

### 目次

### 第一章 総則

第一章 総則 (第一条—第三条)

(名称)

第二章 総長 (第四条—第十条)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

第三章 役員及び顧問 (第十一条—第二十四条)

(事務所の所在地)

第四章 理事会 (第二十五条—第二十七条)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野

第五章 評議員会 (第二十八条—第三十九条)

七四二番一に置く。

第六章 商議員会 (第四十条)

(目的)

第七章 資産及び会計 (第四十一条—第四十七条)

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、

第八章 収益事業 (第四十八条・第四十九条)

次に掲げる学校及び研究所を設置する。

第九章 基本規定 (寄附行為) の変更 (第五十条)

一 学校

第十章 合併及び解散 (第五十一条・第五十二条)

ア 中央大学

第十一章 公告 (第五十三条)

大学院 法学研究科・経済学研究科・

附則

商学研究科・理工学研究科・

文学研究科・総合政策研究科

法学部 法律学科・国際企業関係法学



科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部 経済学科・産業経済学科・

国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・

国際経済学科

商学 部 経営学科・会計学科・商業・

貿易学科・金融学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・

貿易学科

理工学部 数学科・物理学科・土木工学

科・精密機械工学科・電気電

子情報通信工学科・応用化学

科・経営システム工学科・情

報工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気・電子工

学科・応用化学科・経営シス

テム工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科・社

会学科・教育学科

文学部二部 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化

学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

## 二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による  
事業を行う。

## 第二章 総 長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、総長選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、理事会が選任する。

(選考委員会の構成)

第六条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 学長・研究所長及び高等学校長
- 二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人
- 三 理事会で互選した者五人
- 四 評議員会で互選した者若干人
- 五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者

二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計

と同数とする。

(選考委員会の議事)

第七条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

4 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第八条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第九条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第十条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない

らない。

### 第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一 理事 十八人以上二十二人以内

二 監事 二人又は三人

3 第十二条第一項第一号の理事(以下「職務上理事」という。)において、総長と学長とが兼ねる場合に

は、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、

十七人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一 総長、学長及び事務局長

二 専任教授六人

三 評議員その他の者九人以上十三人以内

2 前項第二号及び第三号の理事は、理事選考委員会

(以下この章において「選考委員会」という。)の選

考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(選考委員会の構成)

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 総長

二 学長

三 各学部長

四 大学院研究科委員長で互選した者一人

五 研究所長(大学附置研究所の所長を含む。)で

互選した者一人

六 高等学校長で互選した者一人

七 評議員会議長・副議長

八 中央大学学員会会長

九 評議員会で互選した者十一人(この法人の専任

教職員を除く。)

十 事務局長

(理事候補者の推薦等)

第十四条 各学部教授会は、当該学部の専任教授各一人を、理事候補者として選考委員会に推薦する。

2 選考委員会は、前項により推薦された者を、第十二条第一項第二号の理事候補者に選考するものとする。

3 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(理事長)

第十六条 理事長は、理事(職務上理事を除く。)の

うちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長とが兼ねる場合は、この限りでない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

第十七条 理事の互選によって、常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十八条 監事は、監事選考委員会が評議員その他の者から選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、監事と評議員とは兼ねることができない。

2 前項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

3 監事選考委員会については、第十三条及び第十五条の規定を準用する。

4 監事候補者の推薦については、別に定める。

5 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十九条 役員（職務上理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の決議をもって、役員（職務上理事を除く。）を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第二十一条 総長たる理事は、第四条第二項に規定す

る事項について、この法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担当事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。  
(監事の職務権限)

第二十三条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、前項の監査の結果を評議員会に報告する。  
3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。  
3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

## 第四章 理事会

### (理事会)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む）、情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長及び高等学校校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

### (理事会の議事)

第二十六条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

### (理事会の権限)

第二十七条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

2 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

## 第五章 評議員会

### (評議員会)

第二十八条 この法人に評議員会を置き、百五十人以上の評議員をもって組織する。

(評議員の被選資格)

第二十九条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一 理事長、総長及び学長

二 学部長

三 高等学校長

四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員

から選任された者四十九人以内

五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選

任された者八十七人以内

六 学識経験者その他の者から選任された者若干人

2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教

職員である者を含まない。

3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の

修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉

利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中

央大学予科・専門部・工業専門学校)の卒業生

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として

議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして

学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事

会において学員として議決した者

4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

(評議員の選任)

第三十条 前条第一項第四号から第六号までの評議員

(以下「選任評議員」という。)は、評議員選考委員

会(以下この章において「選考委員会」という。)

の選考した候補者について、評議員会が選任する。

ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決

に加わることとはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任を

する場合に準用する。

(選考委員会の構成)

第三十一条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 理事会で互選した者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各

一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者

二人

四 評議員会議長・副議長

五 選任評議員で互選した者十二人

2 前項第五号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十二条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第三十三条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって

決定する。

(評議員の任期)

第三十四条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十九条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十五条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十六条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。



2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、

(議決事項等)

会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求

第三十七条 次に掲げる事項については、評議員会の

された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

議決を経なければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入を

その議事を開き、議決をすることができない。

な資産の処分に関する事項

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、

二 基本規定(寄附行為)の変更

出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は

改廃

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。

四 合併

委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

6 大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信

六 残余財産の処分に関する事項

教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況

情報研究教育センター所長、保健センター所長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その

又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

所管事項について意見を述べることができる。

7 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評

(委員会)

議員二人が署名し、事務局長が保管する。

第三十八条 評議員会は、その権限に属する事項を審

議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(名誉評議員)

第三十九条 この法人に功績顕著であった者を名誉評

議員に委嘱することができる。

2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項については、別に定める。

## 第六章 商議員会

(商議員会)

第四十条 この法人に商議員会を置く。

2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

## 第七章 資産及び会計

(資産)

第四十一条 この法人の資産は、現有の固定資産及び

流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第四十二条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関

する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第四十三条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、

評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

#### (予算)

第四十四条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

#### (決算)

第四十五条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

#### (財務諸表の備置)

第四十六条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。  
(会計年度)

第四十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

### 第八章 収益事業

#### (種類)

第四十八条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

#### (利益金の処理)

第四十九条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

### 第九章 基本規定(寄附行為)の変更

#### (議決の方法)

第五十条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第十章 合併及び解散

### (議決の方法)

第五十一条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

### (残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

## 第十一章 公 告

### (公告)

第五十三条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

### 附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け  
た日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

### 附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

### 附 則

### (施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

### (経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

### 附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

### 附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

### 附 則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け  
た日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

### 附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。  
（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

た日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百十一号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。た  
だし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項

第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム  
工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本  
規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にか  
かわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学す  
る者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続す  
るものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
た日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け  
けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。  
（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定

（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百四十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは

「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中

「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二人以上については、その任期中、平成十五年五月二十四日まで、十八人以上については、その任期中、平成十七年五月三日までとして選任する。

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。

ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数

学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

施行 昭和二六・三・八  
改正 昭和二七・七・二一

(経過措置)

2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定(寄附行為)第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (規程第七百十四号)

平成十一年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成十二年四月一日から施行する。



# 中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内

三 常任幹事 二十人以上二十五人以内

四 幹 事 八十人以上百人以内

五 会計監事 四人又は五人

六 協議員 七百人以上八百人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

#### (役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

#### (役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、

現任役員残任期間とする。

#### (役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

#### (名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に  
応ずる。

#### (名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認めら

れる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は六歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行ふ。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行ふ。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員

会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入（以下「会費」という。）、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。  
(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三

月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める

中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下

「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、

常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第

一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、

出席協議員の三分の二以上の議決を経なければなら

ない。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効

と同時に退任する。ただし、この会則による役員が

選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、

幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定に

かわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期

は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十

一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第

十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める

会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納

したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならぬ。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月31日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

## 中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三、平一〇・五・一四、平一一・五・二三)

第一条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学  
員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人

中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司

法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与すること  
を目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の  
事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す  
ること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法  
律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び  
司法試験合格者、又は外国の法曹で本会  
の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹  
事会の承認を得なければならない。

第四条の二 会員は、幹事長に届け出て、退会するこ  
とができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会  
の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 一名



二 副幹事長 五名

三 常任幹事 百名以内

四 幹事 千名以内

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第十三条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、

委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第一三条の二の改正規定は、平成二年五月一六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

附則

第四条第一項、第四条の二、第五条第三号、同第四号、

第十四条の改正規定は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成一一年五月一三日から施行する。

#### 会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

## 幹事候補者選出規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第六条第一項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 二五〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
- 五 都内各検察庁所属会員
- 六 検事出身の公証人を含む）中より 四〇名以内
- 七 その他の正会員または準会員の中より 二〇名以内

七 各支部所属会員中または都内所属会員以外の会員中より 若干名

（ただし、この幹事は、合計四〇〇名以内とする。）

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

## 附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

## 附則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から施行する。

## 中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局（以下「事務局」という。）に次の職員を置く。

- 一 事務局長 一名
- 二 事務局次長 若干名

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

#### 附則

この規則は、平成二年五月一六日から施行する。

#### 中央大学法曹会会費規則

第一条 (趣旨) この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第十四条第二項に基づき、会費の納入について定める。

第二条 (会費) 会費は、年額金三〇〇〇円とする。

但し、役員(本会会則第五条記載の者)は、年額金一万円を負担する。

第三条 (納入の時期・方法) 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

第四条 (改正) この規則は、幹事会の議を経て改正す

ることができる。

#### 附則

この規則は、平成九年一二月四日から施行する。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

#### 第一条 (目的)

中央大学法曹会(以下「本会」という)は、中央大学在学学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を贈呈することによって、中大法曹としての誇りと榮譽を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新たな発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

#### 第二条 (贈呈方法)

本会執行部は、大学または学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

#### 第三条 (印刻)

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈

式に出席している印章店に対して、自己の希望する書体の印刻を無料にて注文することができる。

#### 第四条（費用）

本会執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇〇個の予算を計上しておくものとする。

#### 第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

### 中央大学法曹会賞授与に関する内規

#### 第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに統こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

#### 第二条（表彰方法）

本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒

業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

#### 第三条（選考方法）

大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

#### 第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

#### 第五条（施行）

本内規は、平成一一年三月の卒業式から施行する。

# 中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」とい

う）を置く。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置く、必要に應じ

副委員長若干名を置くことができる。

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本

会が学校法人中央大学、中央大学学会、その他に

推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。  
委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある

(委員会の構成)

ときは、委員長に代わる。

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

(会議)

一、東京弁護士会ブロック

四名

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随

二、第一東京弁護士会ブロック

二名

時招集し、審議答申する。

三、第二東京弁護士会ブロック

二名

(幹事長等の出席)

六、裁判所、公証人ブロック

一名

第七条 本委員会は、必要に應じて幹事長、副幹事長

七、検察庁、公証人ブロック

一名

および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の任期)

付則

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再選を妨

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

# 中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

## (設置)

第一条 本会に、法職教育検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

## (委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

## (委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師

三、東京弁護士会ブロック

四、第一東京弁護士会ブロック

五、第二東京弁護士会ブロック

六、裁判所ブロック

七、検察庁

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、

同条第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招



集する。

附 則

この規程は、平成六年二月九日から施行する。

## 中央大学法曹会大学問題委員会規則

### (設置)

第一条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

### (本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

### (委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一、中央大学法曹会選出の  
学校法人中央大学評議員 若干名
- 二、東京弁護士会ブロック 二四名以内
- 三、第一東京弁護士会ブロック 十一名以内
- 四、第二東京弁護士会ブロック 十一名以内
- 五、裁判所ブロック 二名以内
- 六、検察庁、公証人ブロック 二名以内

### (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長、副委員長)

第五条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

### (委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

### (事務局)

第七条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員

会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成六年三月二三日から施行する。

## 中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、会則検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

(本委員会の目的)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。付

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

則本規則は、平成六年三月二三日から施行する。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。委員長は、会議を主

# 中央大学法曹会広報委員会規則

## (設置)

第一条 本会に、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

## (本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

## (委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一五名以内とし、本会幹事会において選任する。

## (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長・副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (事務局)

第六条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

## 付 則

本規則は、平成一二年五月一二日から施行する。  
(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第四条の定めにかかわらず、平成一三年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

# 学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

（順不同・敬省略）

## 一 学校法人中央大学

◎顧問 堂野達也

◎理事長 阿部三郎

理事 中津靖夫・松家里明・松崎勝一

◎監事 及川昭二

◎評議員会

副議長 信楽敏男

評議員

阿部三郎・新井弘二・飯塚信夫・猪股喜蔵・飯島正典  
 市橋千鶴子・岩田豊・大西保・大高満範・岡田錫淵  
 荻原静夫・川上正俊・木川統一郎・木戸口久治・岸巖  
 紺野稔・才口千晴・坂本建之助・篠原千廣・信部高雄  
 菅沼隆志・杉山英巳・鈴木喜三郎・鈴木康洋・鈴木秀雄  
 田中慎介・田宮甫・高橋守雄・瀧澤國雄・寺口真夫  
 中津靖夫・中津川彰・縄稚登・野宮利雄・藤井光春  
 堀合辰夫・本間崇・松家里明・松田昇・柳澤義信

二 財団法人 白門奨学会

横山 昭・若林秀雄

◎理事長 大西 保

◎理事 中津靖夫・市橋千鶴子

◎監事 山崎源三

◎評議員 稲田 寛・大井勅紀・太田 豊・才口千晴・深沢 守

◎選考委員会委員

新井嘉昭

# 中央大学学員会役員名簿（中大法曹推薦）

（十三年四月現在）

名誉会長 堂野達也

会長 大西保

副会長 瀧澤國雄

名誉顧問 阿部三郎

顧問 内山弘・松井宣

参与 石井一郎・木戸口久治・日下文雄・倉田雅充・小池金市

鈴木秀雄・竹村照雄

常任幹事 猪股喜藏・紺野稔・坂本建之助・設樂敏男

幹事 阿部三郎・大井勅起・篠原千廣・信部高雄・中津靖夫

中津川彰・繩稚登・野宮利雄・藤井光春・村山芳朗

安原正之・吉田和夫・若林秀雄

會計監事 杉山英巳



# 中央大学法曹会役員名簿 (平成一一・一二年度)

## 一、顧問・参与

### (1) 顧問

小池金市 (瀧澤國雄) 堂野達也 (安原正之)

倉田雅充 (設樂敏男) 信部高雄 (柳澤義信)

石井一郎 (大西保) 木戸口久治 (坂本建之助) 野宮利雄

松井宣 (参与)

### (2)

奥原喜三郎 (小竹耕) 木川統一郎 (日下文雄) 児島平

笹原桂輔 (鈴木秀雄) 山本忠義 (原秀男) (東弁)

岡田錫淵 (竹村照雄) 寺尾正二 (原秀男) 依田敬一郎

吉本英雄 (内山弘) 近藤三代次 (二弁)

内山弘 (二弁)

## 二、幹事 (○は常任幹事)

相田利隆 (我妻真典) 秋知和憲 (秋元修二) 浅見昭一

阿南三千子 (阿部三郎) 阿部正博 (雨宮真也) 鮎川定徳

児島平	黒岩哲彦	久木野利光	木戸口久義	木川統一郎	神谷咸吉郎	粕谷秀男	海法幸平	奥原喜三郎	大塚一夫	大澤成美	榎本峰夫	宇田川濱江	井上聡	伊東正	○石渡光一	五十嵐二葉	安藤貞一	新井清志
小竹耕	黒須雅博	日下文雄	木下健治	○岸巖	亀井忠夫	片岡義広	加賀美清七	小澤治夫	大辻正寛	太田孝久	海老原覚	内丸義昭	井上壽男	伊藤まゆ	市川照己	池田治	安藤良一	荒井清壽
小林明彦	小池金市	草川健	木村晋介	北澤純一	川勝勝則	勝野義孝	笠井浩二	小名雄一郎	大西清	大谷隼夫	遠藤和夫	伯母治之	猪股喜蔵	○稲田寛	井出慶祐	石井芳光	○伊井和彦	荒井洋一
小林健二	厚井乃武夫	楠忠義	木村康定	北村一夫	川瀬仁司	金井孝雄	笠原克美	小野紘一	小川信明	太田秀夫	○及川昭二	海野秀樹	上野廣元	井上章夫	伊藤茂昭	石川秀樹	飯塚孝	有坂正孝
小林信明	古賀政治	倉田大介	木村美隆	北村忠彦	河東宗文	金澤恭男	春日寛	小山田辰男	奥野善彦	○大高満範	大澤一正	榎本逸郎	植松功	井上勝義	伊藤孝雄	石葉泰久	飯沼允	有馬幸夫

服部邦彦	二瓶和敏	名波倉四郎	中村生秀	中根茂夫	登坂真人	堤淳一	田中紘三	瀧澤國雄	高崎一夫	○曾田多賀	須藤正彦	水津正臣	島田種次	志賀剛一	佐藤真喜夫	佐々木敏行	紺野稔	小林秀正
羽成守	野口和俊	○繩稚登	中村裕二	中野博保	堂野達也	津村政男	田中英雄	竹内義則	高谷圭一	高石昌子	○瀬川徹	菅沼隆志	清水紀代志	志澤徹	佐藤勝	笹原桂輔	○才口千晴	小林元治
原山庫佳	橋本幸一	新津勇七	中村玲子	中村浩紹	内藤貴昭	寺井一弘	千葉憲雄	竹原孝雄	高橋崇雄	高氏 侖	関口徳雄	鈴木修司	白石道泰	穴倉秀男	佐藤むつみ	佐瀬正俊	○榊原卓郎	小林喜浩
馬場栄次	長谷川武弘	西込明彦	中山忠男	中村茂八郎	中島義勝	寺口真夫	千葉宗武	田崎信幸	高橋 信	高木國雄	関口博	鈴木秀雄	白井典子	篠原千廣	佐藤義行	佐藤正八	○坂巻國男	小山 勲
平野大	八戸孝彦	西林経博	永松栄司	中村治郎	中陳秀夫	天坂辰雄	塚越 豊	田堰良三	多賀健三郎	高城俊郎	芹沢博志	○鈴木康洋	○白井正明	島田修一	真田淡史	佐藤隆男	櫻井公望	近藤智孝

加 小 大 伊 飯 青 脇 吉 山 山 安 森 村 源 水 松 堀 福 平  
毛 口 西 藤 田 木 田 澤 本 崎 原 田 田 上 崎 家 野  
修 隆 昭 忠 数 一 輝 敬 剛 哲 正 太 光 喜 勝 岩 辰 智  
夫 郎 敬 美 男 次 夫 嗣 之 三 信 景 一 夫 夫 嘉  
義

川 梶 岡 今 池 青 吉 山 山 矢 森 村 三 水 松 本 藤 平  
崎 原 田 村 内 木 田 本 地 田 森 田 羽 野 嶋 間 井 野  
直 止 錫 敬 稚 康 幸 本 忠 義 之 英 一 徹 由 正 人 邦 夫 英 機 崇 眞 人 幸  
人 淵 二 利 国 一郎 義 之 郎 徹 美子 人 夫 機 崇 人 幸

川 加 翁 岩 池 赤 吉 湯 山 矢 安 本 村 御 松 牧 藤 平  
原 藤 川 田 田 井 野 川 吹 岡 島 上 園 永 野 井 松  
史 慎 雄 一 豐 郎 文 弥 徹 將 茂 誠 夫 信 昭 賢 涉 之 光 春  
郎 慎 一 豐 郎 弥 徹 將 茂 誠 夫 信 昭 賢 涉 之 春 子

川 金 荻 梅 石 新 吉 横 山 山 安 百 村 溝 松 增 船 平  
辺 澤 原 澤 田 谷 原 山 田 岸 田 瀬 上 口 本 田 戸 松  
直 均 静 和 裕 謙 大 俊 憲 隆 和 敬 泰 彦 一 実 和  
泰 均 夫 雄 久 一 吉 昭 昭 司 彦 男 徹 人 次 一 也

川 金 奥 大 市 安 若 好 山 山 安 森 村 溝 圓 松 堀 深  
村 澤 平 崎 野 西 林 川 田 山 田 森 田 田 口 山 岡 合 沢  
延 優 力 博 澤 裕 愈 安 西 安 行 弘 之 八 千 子 博 彪 右 裕 文 司 光 夫 久  
彦 優 力 博 裕 愈 愈 行 之 千 子 博 彪 右 裕 文 司 光 夫 久

(東弁 二六一名)

渡邊洋一郎	吉本英雄	山本卓也	○山崎源三	守屋文雄	御宿哲也	○松家里明	藤本英介	平手啓一	成富安信	友野喜一	田邊勝己	田口邦雄	鈴木和憲	下山田聰明	篠原由宏	齋藤祐一	倉田雅充	神部範生
	依田敬一郎	山本政敏	山田賢次郎	八木清文	村下憲司	松尾紀良	藤本猛	廣渡鉄	西坂信	○豊田泰介	綱取孝治	竹川忠芳	鈴木喜久子	○白河浩	信部高雄	酒井憲郎	小林美智子	木戸弘
	米林和吉	横溝高至	山田滋	柳川恒子	元木徹	萬羽了	藤本博史	深澤隆之	丹羽健介	仲居康雄	寺尾正二	竹村照雄	鈴木則佐	○神洋明	柴田徹男	酒井伸夫	小屋敏一	木ノ元直樹
	六田文秀	吉川壽純	山本繁樹	柳澤義信	森田昌昭	宮崎万壽夫	辺見紀男	○深澤守平	萩原正人	中野正人	寺本吉男	田中茂	鈴木英夫	杉本秀夫	島田一彦	佐々木和郎	今野昭昌	木村宏
(一弁 一二一名)	○若林秀雄	葭葉昌司	山本隆幸	矢部耕三	森寿男	宮島崇行	細田良一	福吉實	羽田忠義	奈良道博	遠山信一郎	田中慎介	高橋正則	鈴江辰男	清水肇	設楽敏男	斎藤勝	窪木登志子

相川俊明 飯畑正男 石川宏 今村健志 上原康弘 大西保 笠井盛男 木村雅暢 近藤三代次 ○鈴木喜三郎 田代則春 田宮武文 柄木敏明 中村鉄五郎 野宮利雄 藤原真由美 榎枝一臣 丸山輝久 村重慶一

藍谷邦雄 池田眞一郎 石黒竹男 入倉卓志 内山弘 岡田弘隆 門屋征郎 釘澤知雄 坂本建之助 鈴木誠 多田武 田宮甫 友部富司 中吉章一郎 羽尾芳樹 船越廣 増田浩千 三木茂 村野守義

浅見精二 石井一郎 伊藤圭一 岩瀬外嗣雄 遠藤英毅 尾崎毅 嘉本益巳 小海正勝 坂本行弘 鈴木雅芳 田中宏 伊達俊二 土井隆 行方美彦 原誠 古山昭三郎 ○増田徑子 水嶋幸子 村山幸男

新井弘二 石井芳夫 今泉政信 岩本公雄 ○大井勅紀 ○小野道久 川津裕司 小林幸夫 猿山達郎 高橋守雄 ○田中美登里 千葉昭雄 中川隆博 西川忠良 播磨源二 堀内幸夫 松井宣 宮山雅行 ○村山芳朗

新井嘉昭 石川幸吉 今中美耶子 上野操 大塚功男 笠井直人 木戸口久治 駒沢孝 杉井静子 滝田裕 谷直樹 ○中津靖夫 根岸清一 藤光巧 本田洋司 松田洋啓 向井惣太郎 森誠一

諸永芳春 安井桂之介 山崎司平 山下清兵衛 山田忠男  
 雪下伸松 横井弘明 吉岡讓治 吉田和夫 ○吉野純一郎  
 脇坂治國 渡邊三樹男  
 (二弁 一〇八名)

三、會計監事

大塚一夫 大井勅紀

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 猪股喜藏(東弁)  
 副幹事長 紺野稔(東弁)  
 " 川村延彦(一弁)  
 " 諸永芳春(二弁)  
 " 橋本和夫(裁判所)  
 " 牧野忠(檢察庁)  
 事務局長 石渡光一(東弁)  
 事務局次長 坂卷國男(東弁)  
 " 白井典子(東弁)  
 " 安藤良一(東弁) (平成十三年十二月退任)  
 " 中根茂夫(東弁)

” ” ” ”

川崎直人(一弁)  
伊達俊二(二弁)  
寺尾洋(裁判所)  
千葉雄一郎(検察庁)



中央大学法曹会 各種委員会委員名簿 (平成一一・一二年度)

◎委員長  
○副委員長

一、人事委員会 (一〇名)

- (東 弁) 安原正之・猪股喜藏・及川昭二・才口千晴  
才口千晴・中村浩紹・安原正之・横山 昭  
(一 弁) 柳澤義信・松家里明  
(二 弁) ◎石井芳夫・村山芳朗  
(裁判所) 橋本和夫  
(檢察庁) 牧野 忠

二、広報委員会 (一〇名)

- (東 弁) 伊藤和夫・海法幸平・圓山 司・村上昭夫  
(一 弁) 白河 浩・福吉 實  
(二 弁) ◎千葉昭雄・土井 隆  
(裁判所) 寺尾 洋  
(檢察庁) 千葉雄一郎

三、会則検討委員会（一〇名）

（東 弁） 浅見 昭一 ・ 飯 沼 允 ・ 伯 母 治 之 ・ 藤 井 眞 人

（一 弁） ◎木 戸 弘 ・ 松 尾 紀 良

（二 弁） 井 出 大 作 ・ 青 山 正 喜

（裁判所） 橋 本 和 夫

（検察庁） 牧 野 忠

四、法職教育県等委員会（二〇名）

（東 弁） 石 井 芳 光 ・ 大 辻 正 寛 ・ 木 村 美 隆 ・ 厚 井 乃 武 夫

鈴 木 康 洋 ・ ○曾 田 多 賀 ・ 御 園 賢 治 ・ 安 田 隆 彦

（一 弁） ◎萬 羽 了 ・ 田 中 茂 ・ 仲 居 康 雄 ・ 守 屋 文 雄

（二 弁） 鈴 木 孟 秋 ・ 山 崎 司 平 ・ ○新 井 嘉 昭 ・ 伊 達 俊 二

（裁判所） 橋 本 和 夫 ・ 寺 尾 洋

（検察庁） 牧 野 忠 ・ 千 葉 雄 一 郎

五、大学問題委員会（五〇名）

（東 弁） 井 上 勝 義 ・ 飯 田 義 則 ・ ◎及 川 昭 二 ・ 金 澤 恭 男

岸 巖 ・ 北 村 忠 彦 ・ 久 木 野 利 光 ・ 小 林 信 明

小林 元 治 ・ 佐 藤 正 八 ・ 坂 卷 國 男 ・ 榊 原 卓 郎

六、機構改革実行委員会（二八名）

（一 弁）  
 白井正明・菅沼隆志・田堰良三・繩稚登  
 深澤武久・福家辰夫・堀合辰夫・本間崇  
 松崎勝一・松永涉・安原正之・山岸憲司  
 岡田錫淵・荻原静夫・倉田雅充・設楽敏男  
 田中慎介・豊田泰介・深澤守・松家里明

（二 弁）  
 森田昌昭・柳澤義信・山崎源三・吉本英雄  
 中津靖夫・新井弘二・新井嘉昭・坂本建之助  
 高橋守雄・野宮利雄・鈴木誠・根本隆  
 田中美登里・吉野純一郎・小野道久・吉田和夫

（裁判所）  
 橋本和夫・寺尾洋  
 牧野忠・千葉雄一郎

（東 弁）  
 浅見昭一・稲田寛・◎大高満範・大谷隼夫  
 川勝勝則・瀬川徹・堀岩夫・吉田幸一郎

（一 弁）  
 山本隆幸・神部範生・竹川忠芳・小口隆夫  
 （二 弁）  
 村山芳朗・諸永芳春・行方美彦・小林幸夫

（裁判所）  
 橋本和夫

（檢察庁）  
 牧野忠

七、法科大学院等創立協力委員会

委員長 猪股喜蔵

小委員会委員長 石井芳光

※法曹養成教育小委員会委員を兼ねる

(東 弁)

阿部三郎・※安藤良一・※荒井洋一・※石井芳光  
市橋千鶴子・※稻田寛・猪股喜蔵・今井勝

※荻原静夫・※小幡雅二・川勝勝則・※木川統一郎

岸 巖・※古口章・※才口千晴・※清水紀代志

菅沼隆志・※鈴木康洋・須藤正彦・※曾田多賀

※田中紘三・※寺崎政男・※寺島秀昭・永石一郎

繩稚登・※平賀睦夫・堀合辰夫・※村田裕

安原正之・山岸憲司・※山本剛嗣・横山昭

(二 弁)

※安西愈・飯塚信夫・岩田豊・※大西昭一郎

※酒井憲郎・設楽敏男・信部高雄・※永石一郎

松家里明・※柳澤義信・※矢部耕三・山根彬夫

※矢部耕三・※横溝高至・若林秀雄

(二 弁)

新井弘二・※新井嘉昭・石井芳夫・大西保

田中美登里・※中津靖夫・野宮利雄・※原誠

※松田政行・※向井惣太郎

(裁判所) 川上正俊

(検察庁) 中津川 彰

事務局長 大高満範、事務局員 太田治夫・阿部 剛

八、創立五〇周年記念行事実行委員会

委員長 瀧澤國雄、委員長代行 横山 昭

(接待部会)

部長 牧野 忠、副部长 及川昭二・森田昌昭・小野道久

部員(東弁) 太田孝久・菅沼隆志・高石昌子・田中紘三

藤井光春・安原正之

(二弁) 石井芳夫・今中美耶子・田宮 甫

(式典部会)

部長 鈴木康洋、副部长 岩田 豊・大井勅紀・山岸憲司

部員(東弁) 大谷隼夫・岸 巖・高谷圭一・堀合辰夫

本間 崇

(一弁) 大西昭一郎・鈴木喜久子・松尾紀良

(二弁) 新井弘二・田代則春・野宮利雄・雪下伸松

(祝宴部会)

部長 榊原卓郎、副部長 中村浩紹・村山芳朗・山本隆幸  
部員(東弁) 北村忠彦・厚井乃武夫・寺口真夫・中村茂八郎

(二弁) 吉田幸一郎  
猿山達郎

(記念講演部会)

部長 橋本和夫

副部長 浅見昭一・新井嘉昭・安西愈・寺尾洋

部員(東弁) 伊井和彦・木川統一郎・曾田多賀・服部邦彦

(二弁) 藍谷邦雄・丸山輝久

(財務部会)

部長 深沢守

副部長 大高満範・木戸弘・嘉本益巳

部員(東弁) 飯塚孝・伊東正・飯沼允・石山治義

井上勝義・岩井重一・宇田川濱江・内野経一郎  
大澤一正・大谷隼夫・小名雄一郎・大場勝男

(二 弁)

(二 弁)

岩本公雄	石川孝吉	元木徹	横溝高至	寺本吉男	齋藤裕一	飯田数美	山近道宣	御園賢治	本間勢三郎	福家辰夫	長谷川武弘	成毛由和	千葉憲雄	峠野 兪	佐藤義行	近藤 誠	黒沢雅寛	春日 寛
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
上野操	石黒竹男	森 寿男	網取孝治	加藤 慎	佐々木和郎	伊藤忠敬	渡辺法華	源 光信	松井清旭	藤井真人	原山庫佳	繩 稚登	土肥倫之	高木國雄	柴田五郎	才口千晴	小林元治	菊池仙治
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
上原康弘	今泉政信	米林和吉	鈴木則佐	深沢隆之	篠原由宏	加毛 修	森田憲右	松崎勝一	船戸 実	平野智嘉義	西嶋勝彦	中陳秀夫	高橋嶺雄	水津正臣	櫻井公望	小室貴司	木村濱雄	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
小川恵司	岩瀬外嗣雄		竹川忠芳	辺見紀男	鈴木和憲	木ノ元直樹	矢田英一郎	松永 涉	堀 岩夫	深澤武久	野尻禮次郎	名波倉四郎	茅根 勉	菅野谷信宏	佐藤正八	小山 勲	久木野利光	

(記念特集号編集部会)

部長 中津 靖夫

副部長 荻原 静夫 ・ 白井 正明 ・ 杉井 静子 ・ 寺尾 弘

千葉 雄一郎

部員(東弁) 植松 功 ・ 川勝 勝則 ・ 木村 美隆 ・ 須藤 正彦

湯川 将

(一弁) 酒井 憲郎 ・ 田中 茂 ・ 遠山 信一郎 ・ 友野 喜一

(二弁) 遠藤 英毅 ・ 笠井 盛男

(総務部)

部長 稲田 寛、 副部長 金澤 恭男 ・ 行方 美彦 ・ 奈良 道博

門屋 征郎 ・ 嘉本 益巳 ・ 木村 雅暢 ・ 釘澤 知雄  
小海 正勝 ・ 坂本 行弘 ・ 鈴木 誠 ・ 多田 武  
伊達 俊二 ・ 田宮 武文 ・ 千葉 昭雄 ・ 栃木 敏明  
中村 鉄五郎 ・ 中吉 章一郎 ・ 根岸 清一 ・ 原 誠  
本田 洋司 ・ 榎枝 一臣 ・ 三木 茂 ・ 村野 守義  
森 誠一 ・ 諸永 芳春 ・ 安井 桂之助 ・ 山下 清兵衛



部員(東弁)

瀬川 徹・圓山 司・三羽 正人・村上 昭夫

(二 弁) 島田 一彦

(二 弁) 向井 惣太郎・山崎 司兵

# 会 務 報 告 書

中央大学法曹会事務局長

石 渡 光 一

一、平成一二年五月一三日の定時総会に於いて選任されました猪股喜藏幹事長を中心とする執行部もまもなく二年の任期を終わろうとしています。その間、当会は、各種委員会活動報告、平成一一・一二年度開催行事報告書に記載の通りの活動をして参りました。会員各位のご協力により、活発且つ実りのある活動がなされたと思っております。

## 二、(法職講座、司法演習への協力)

例年の通り、法職教育検討委員会(萬羽了委員長)が中心になっていただき、講師の推薦等法職講座及び司法特設講座(司法演習)の運営への協力を行いました。択一答練成績優秀者の表彰にも協力しました。

また、平成一二年度には、初めての試みですが、本学大学院において社会人向け法律実務講座として行われる特殊講義「民事訴訟実務研究」(小島武史教授担当)に、各分野に於いて活躍されている当会会員中から講師一三名を推薦しました。各講師が一乃至二時限を担当し、それぞれの分野の訴訟

の実態について講義をしていただきました。講座は大好評であったとの報告を受けています。同講座は、平成一三年度も継続されることになりました。

### 三、(法科大学院いわゆるロースクール構想)

法曹養成制度に関する司法制度改革審議会の審議開始に呼応して、本学でも法学部及び大学院法学研究科に於いて法科大学院(いわゆるロースクール)構想の検討が進められています。大学とは数回の懇談会を持ち、右構想に対する大学側の検討結果の説明を受けました。その際、協力要請がありました。

平成一二年三月一日には法学部及び大学院法学研究科の主催でシンポジウム「二世紀に求められる法曹の養成と大学の役割」が開催されましたが、当会も学研連とともにこれを後援してシンポジウムに参加しました。このシンポジウムでは、各方面から関心を寄せられていた右構想に対する本学の考え方が発表され、シンポジウムは成功裡に終了しました。

当会では、全精力を挙げて本学の法科大学院設置に協力すべく、猪股幹事長自らを委員長とする大学院等創立協力委員会(大高満範事務局長)を設置して、準備に着手しました。また、同委員会内に法曹養成教育小委員会(石井芳光小委員長)を設置し、法科大学院が設置された場合のカリキュラム等の検討も進めて頂いております。委員会及び小委員会ともに度々委員会を開催し、精力的に活動していただいております。

#### 四、(機構改革—地方支部・分会の設立)

前年度に引き続き、機構改革特別委員会(大高満範委員長)を中心として、八高裁所在地に支部を設ける構想を推進して参りました。その結果、現在までに既に札幌・名古屋・大阪・四国に於いて支部が設立され、仙台に於いても近く設立されます。その他の地区に於いても支部設立に向けて準備を進めていただいております。

一方、会則検討委員会(木戸弘委員長)に於いて、会則面から検討をいただき、定時総会には支部の設置を内容とする会則改正案及び支部会則(案)を提案いたします。

#### 五、(市ヶ谷キャンパス)

本学では、市ヶ谷にあるアジア経済研究所の土地建物を取得して、都心の施設として此処に市ヶ谷キャンパスを開校しました。文系大学院、法職講座、学研連等で使用する施設です。これに伴い、平成一一年度の早い時期から、市ヶ谷キャンパスの利用問題が持ち上がりました。当会では、当初は大  
学問題委員会(及川昭二委員長)が、後には新たに設置された(市ヶ谷キャンパス)施設整備委員会(新井嘉昭委員長)が中心になって、建物の見学を行い、その利用について検討していただき、学研連と協力して、利用に関する要望・提言を内容とする要望書を大学へ提出しました。市ヶ谷キャンパスは平成一二年四月から使用されてます。

#### 六、(本学の多摩地区オフキャンパス施設建設)

本学では、多摩地区オフキャンパス施設(仮称炎の塔)建設構想が検討されてきましたが、既に理

事会で承認され、設計段階に入りました。延床面積約五五〇〇平方メートル・総工費約一五億円の三階建ての施設で、平成一三年八月着工、平成一四年六月完成予定です。当会の岡田賜淵先生がなされた寄付金が、この建設費の一部に繰り入れられることになっており、これにより本計画は大きく前進しました。ここは、国家試験研究棟として、法職講座、学研連その他の受験生向けの研究室、ゼミ室、資料室等に使用されます。

当会では、施設整備委員会に於いて右の構想についてその規模、建設場所、利用方法等をご検討いただき、学研連と共に大学へ要望書を提出しました。

#### 七、(総会幹事会)

平成一一・一二年度開催行事報告書記載のとおり、総会、常任幹事会・幹事会を開催しご審議いただきました。

平成一二年度総会・叙勲受章者栄進者祝賀会・新入会員歓迎会、懇親会

平成一二年度五月一二日開催

平成一一年度及び平成一二年度常任幹事会・幹事会

各四回開催しました。

#### 八、(関係団体との懇談会)

例年のように関連団体との懇談会を行いました。

平成一一年一〇月一九日、平成一二年度三月六日 南甲倶楽部

平成二二年七月二日 日本比較法研究所

九、(その他業)

① 平成二二年二月一〇日高木友之助総長が逝去されました。三月一九日の大学葬には当会も参列しました。

② 本学ホームカミングデイ(平成一一年一〇月二四日、平成二二年一〇月八日)に参加し、各回アトラクションの福引きに景品として高級自転車一台を贈呈しました。

③ 本学の司法試験合格者平成一一年度九四名、平成二二年一〇二名全員に合格祝いとして象牙製印鑑を贈呈しました。

④ 本学の卒業生中成績優秀者(三年在学時司法試験合格者)(平成一一年度二名、平成二二年度一名)に法曹会賞を授与しました。

一〇、この二年間の会員各位のご協力に対し厚く御礼申し上げます。

# 中央大学法曹会平成一一・一二年度開催行事報告書

自平成一一年五月一三日  
至平成一三年五月一五日

中央大学法曹会事務局

年月日	行事	摘要
11・5・13	<p>平成11年度定時総会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成11年度幹事等役員選任の件</li> <li>2 会則改正の件</li> <li>3 決算・予算案承認の件</li> <li>4 感謝状・記念品贈呈の件</li> <li>5 評議員の選出母胎に関する申し合わせの件</li> <li>6 会務報告・委員会報告・テミスを育む会報告</li> </ol>	<p>於 スクワール麹町</p>
5・27	<p>平成11年度第1回執行部会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幹事長代行者の指名</li> <li>2 副幹事長、事務局次長の職務分担・所管委員会決定</li> <li>3 各種委員会委員人選</li> <li>4 年間行事日程の協議</li> <li>5 新旧執行部引継会開催の件</li> <li>6 本年度活動の基本、委員会の諮問事項の検討</li> <li>7 収支予算の執行、会費徴収の件</li> </ol>	<p>於 スクワール麹町</p>
6・3	<p>新旧執行部、各種委員会委員長引継会</p>	<p>於 新橋亭新館</p>

7・21	日本比較法研究所との懇談会	於 駿河台記念館
7・15	LEC見学会	於 東京リーガルマインド
7・6	第2回大学問題委員会 1 市ヶ谷キャンパスの利用計画について 2 「学校法人中央大学基本規定第二章総長」制度について	
7・1	平成11年度第1回常任幹事会・幹事会・懇親会 1 会務報告 2 会計報告	於 東京会館
6・23	平成11年度第1回各種委員会 1 正副委員長の選任 2 本年度運営方針について 3 その他	
6・23	第2回執行部会 1 各種委員会第1回委員会の運営方法 2 各種委員会に対する幹事長諮問事項 3 委員会委員の補充 4 会費徴収の時期・方法 5 第1回幹事会開催、修習生の招待、出席勧誘の件 6 ワープロ、FAXの文書の形状統一	於 弁護士会館 以下記載のないものはいずれも 弁護士会館



8・30	第3回法職教育検討委員会 1 答案ゼミチューター派遣の件 2 中大生法廷傍聴の件	
8・25	第2回市ヶ谷キャンパス施設整備委員会 市ヶ谷キャンパス見学実施	
8・12	第1回市ヶ谷キャンパス施設整備委員会 1 活動方針について	
7・29	第2回会則検討委員会 1 副委員長選任の件 2 諮問事項検討の件	
7・28	第2回機構改革実行特別委員会 1 各ブロックに対する取組について	
7・26	第2回法職教育検討委員会 1 答案ゼミチューター派遣の件 2 施設整備委員会委員推薦の件 3 中大生法廷傍聴の件	
7・22	第2回人事委員会 1 商議員会議員候補者決定の件	

9・27	9・22	9・20	9・16	9・13	9・3
<p>学長との懇談会 大学院構想について</p>	<p>第3回機構改革実行特別委員会 1 分会設立の件</p>	<p>第4回法職教育検討委員会 1 答案ゼミチューター派遣の件 2 中大生法廷傍聴の件</p>	<p>第3回会則検討委員会 1 事務局局長経験者の意見聴取 第3回市ヶ谷キャンパス施設整備委員会 1 要望書提出の件 第3回大学問題検討委員会 市ヶ谷キャンパス見学</p>	<p>第3回人事委員会 1 基本規定（寄附行為）検討委員会 欠員に伴う後任候補者選任の件</p>	<p>第3回執行部会 1 施設整備委員会の設置の件 2 特科型大学院構想等に関する懇談会について 3 第2回幹事会開催とその準備について</p>
於 駿河台記念館					

10 ・ 25	10 ・ 24	10 ・ 20	10 ・ 19	10 ・ 12	10 ・ 4
<p>第5回大学問題検討委員会 第5回市ヶ谷キャンパス施設整備委員会 要望書提出の件 第5回法職教育検討委員会 1 答案ゼミチューター派遣の件</p>	<p>ホームカミングデー参加 景品贈呈</p>	<p>第4回大学問題検討委員会 市ヶ谷キャンパス見学</p>	<p>第4回会則検討委員会 事務局長経験者の意見聴取 南甲倶楽部との懇談会</p>	<p>第4回市ヶ谷キャンパス施設整備委員会 1 要望書提出の件</p>	<p>第4回執行部会 1 第2回常任幹事会・幹事会及び忘年懇親会の準備に ついて 2 法科大学院構想に対する対応について 3 南甲倶楽部との懇談会について 4 法職講座運営委員会主催の、五者協議会について</p>
	於 大学多摩校舎		於 銀座高松		

11・25	11・24	11・22	11・18	11・11	11・2	10・26	
<p>1 大学院社会人向講座ゲストスピーカー推薦打ち合わせ 小島武司教授推薦依頼</p>	<p>2 第5回機構改革実行特別委員会 1 分会設立の件 2 分会の幹事の件</p>	<p>第5回会則検討委員会 事務局長経験者の意見聴取</p>	<p>法職関連五者協議会</p>	<p>第5回執行部会 1 第2回幹事会開催の件</p>	<p>法職教育検討委員会 中大生法廷傍聴実施</p>	<p>第4回機構改革実行特別委員会 1 分会設立の件</p>	<p>2 中大生法廷傍聴の件 創立五十周年記念行事準備会 三十周年、四十周年当時の幹事長、 事務局長との懇談会</p>
			於 駿河台記念館				

12・21	12・20	12・15	12・13	12・2	11・29
<p>大学院社会人向講座ゲストスピーカー推薦打ち合わせ          第六回機構改革特別委員会          1 分会設立の件</p>	<p>第七回法職教育検討委員会</p>	<p>第六回大学問題委員会          1 総長問題について</p>	<p>第七回執行部会          1 第2回常任幹事会・幹事会報告          2 総長問題、総長選考委員会の件          3 創立五十周年記念行事準備の件</p>	<p>第六回執行部会          第2回常任幹事会・幹事会・懇親会          会務報告・会計報告          各種委員会報告          中大司法試験合格者に印鑑贈呈</p>	<p>第六回法職教育検討委員会          1 司法演習講師推薦の件          2 司法研修講師との懇談会開催の件          3 大学院社会人向講座ゲストスピーカー推薦の件</p>
				<p>於          東京会館</p>	

3 ・ 27	3 ・ 27	3 ・ 22	3 ・ 21	3 ・ 19	3 ・ 16	3 ・ 15	3 ・ 11	12 ・ 1 ・ 8
<p>第3回常任幹事会・幹事会</p> <p>1 事業報告</p> <p>2 決算報告、予算原案承認の件</p>	<p>第8回執行部会</p> <p>1 常任幹事会、幹事会運営の件</p>	<p>第7回会則検討委員会</p>	<p>第9回機構改革特別委員会</p> <p>1 分会設立の件</p>	<p>故高木友之助総長大学葬列席</p>	<p>法職関連五者協議会</p> <p>1 新年度の協力体制について</p> <p>2 抜本的改革の現状報告</p>	<p>第9回大学問題委員会</p> <p>1 総長問題について</p>	<p>中大法学部・大学院法律研究科主催 シンポジウム「二一世紀に求められる法曹の養成と大学の役割」 当会后援</p>	<p>法職検討委員会と司法演習講師・大学・法職講座運営委員会との懇談会</p>
於 東京会館	於 東京会館			於 青山斎場	於 駿河台記念館	於 弁護士会館	於 ニューオータニ	於 新宿「魚市」

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 法職講座運営委員推薦</li> <li>4 (財)白門奨学会理事・監事候補者推薦</li> <li>5 法科大学院創立協力委員会の件</li> <li>6 委員会報告</li> </ul>	
4・12	<p>第10回大学問題委員会</p>	
4・14	<p>第9回執行部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成12年度活動方針</li> <li>2 各日程策定</li> <li>3 幹事会・総会付議事項・報告事項</li> </ul>	
4・17	<p>拡大顧問会議</p>	
5・1	<p>第10回執行部会(臨時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 四国分会創立総会報告</li> <li>2 拡大顧問会報告</li> <li>3 委員会名称変更、広報委員会会則制定の件</li> <li>4 幹事会・総会・懇親会運営の件</li> </ul>	
5・12	<p>平成12年度定時総会常任幹事会・幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成11年度決算・平成12年度予算案承認の件</li> <li>2 平成12年度活動方針の件</li> <li>3 創立50周年事業実施の件</li> <li>4 法科大学院等創立協力委員会設置の件</li> <li>5 報告事項</li> </ul>	<p>於 東京会館</p>

6・19	機構改革実行特別委員会(第2回)	
6・15	<p>五者協議会</p> <p>1 本年度択一試験結果</p> <p>2 法職講座抜本的改革の現状と本年度協力体制について</p> <p>3 市ヶ谷キャンパスの移転、多摩オフキャンパス建設について</p>	於 駿河台記念館
6・14	<p>会則検討委員会</p> <p>1 答申書作成の件</p>	
6・13	<p>第1回執行部会</p> <p>1 各種委員会の活動内容について</p> <p>2 中央大学白門学債の募集について</p> <p>3 会費納入依頼について</p> <p>4 第1回常任幹事会・幹事会について</p>	
6・12	<p>大学問題検討委員会(第2回)</p> <p>1 総長問題について</p>	
5・24	<p>機構改革実行特別委員会(第1回)</p>	
5・17	<p>大学問題検討委員会(第1回)</p> <p>1 総長問題について</p>	



7・24	法職教育検討委員会(第2回) 司法演習講師依頼の件	
7・14	法科大学院等創立協力委員会(第3回) 前回報告に基づく自由討議 法曹養成教育小委員会設置の件	
7・11	第1回常任幹事会・幹事会 会務報告・会計報告 各種委員会報告	於 東京会館
7・10	大学問題検討委員会(第3回) 1 総長問題について (委員に対するアンケート調査結果をふまえて)	
7・7	法科大学院等創立協力委員会(第2回) 1 大学及法人側の意向聴取	
7・3	創立50周年記念行事実行委員会	
6・22	中大学研連新旧委員長歓送迎会	於 駿河台記念館
6・20	法科大学院等創立協力委員会(第1回) 1 名称、目的、範囲について 2 活動、協力の内容、方法について	

	<p>答案書き方ゼミ講師5名推薦の件</p>	
7・24	<p>機構改革実行特別委員会（第3回） 分会設立経過報告</p>	
7・25	<p>創立50周年記念行事実行委員会（第2回） 行事の規模・内容の基本的事項確定の件 委員増員の件</p>	
7・26	<p>法科大学院等創立協力委員会 法曹養成教育小委員会（第1回）</p>	
7・26	<p>法科大学院等創立協力委員会（第4回） （自由討議）</p>	
8・3	<p>創立50周年記念行事実行小委員会 委員増員の件</p>	
8・4	<p>法科大学院等創立協力委員会（第5回） 長井和之法学部長出席 （自由討議）</p>	
8・8	<p>執行部会（第3回） 各種委員会委員長参加 1 白門学債勧誘の件 2 法科大学院等創立協力委員会の件</p>	

	<p>3 大学問題委員会に対する諮問の件          4 大学基本規定(寄付行為)の件          5 創立50周年行事実行の件          6 他の支部との懇談会の件          7 会費納入お願いの件          8 留学生を励ます会、ホームカミングデーの件          9 分会設立経過          10 会則検討委員会答申の件          委員会報告</p>	
8・17	<p>創立50周年記念行事実行小委員会</p>	
8・24	<p>法科大学院等創立協力委員会(第6回)          (自由討議)</p>	
8・28	<p>法曹養成教育小委員会(第2回)          審議の進め方について</p>	
9・4	<p>創立50周年記念行事実行委員会財務部会正副委員長会</p>	
9・6	<p>法科大学院等創立協力委員会(第7回)          阿部三郎理事長出席          (自由討議)</p>	
9・8	<p>大学問題委員会(第4回)          今後の運営について</p>	

9・28	法科大学院等創立協力委員会(第8回) 小島武司教授出席
9・27	法曹養成教育小委員会(第3回) カリキュラム及び教材について
9・25	法職教育検討委員会(第3回) 司法演習講師依頼の件 答案書き方ゼミ講師推薦の件 法廷傍聴実施の件
9・21	機構改革実行特別委員会(第4回)
9・12	会則検討委員会
9・12	執行部会(第4回) 1 第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会・合格者を招いての忘年懇親会開催の件 2 会費納入お願いの件 3 学研連中間答申の件 4 会則検討委員会に対する諮問の件 5 ホームカミングデー寄贈の件 6 委員会報告
9・11	創立50周年記念行事実行委員会財務部会

10・23	10・20	10・19	10・13	10・12	10・12	10・10	
法職教育検討委員会(第4回) 司法演習講師依頼の件	機構改革実行特別委員会(第5回)	法曹養成教育小委員会(第4回) 審議の進め方(分担)について	法科大学院等創立協力委員会(第9回) (自由討議)	会則検討委員会	執行部会(第5回) 1 第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会・合格者を招いての忘年懇親会準備の件 2 会費納入お願いの件 3 学研連中間答申の件 4 会則検討委員会に対する諮問の件 5 各種委員会報告	大学問題委員会(第5回) 中央大学法学部教育の今後のあり方とその充実―法科大学院開設に合わせて	(自由討議)

11・13	法曹養成教育小委員会（第6回）	
11・8	<p>執行部会（第6回）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法科大学院等創立協力委員会委員増員の件</li> <li>2 勸白門奨学会評議員・選考委員会委員候補者推薦の件</li> <li>3 第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会・合格者を招いての忘年懇親会準備の件</li> <li>4 各種委員会報告</li> </ol>	於 高橋 伊せ喜
11・7	<p>大学問題委員会（第6回）</p> <p>長井和之法学部長出席</p> <p>中央大学法学部教育の今後のあり方とその充実</p> <p>―法科大学院開設に合わせて―</p>	
11・6	<p>創立50周年記念行事実行委員会財務部会（第3回）</p> <p>法廷傍聴（法職教育検討委員会）</p> <p>学生七〇名 弁護士七名外参加</p>	
10・31	<p>法曹養成教育小委員会（第5回）</p> <p>委員増員の件</p> <p>（自由討議）</p>	
10・24	<p>法科大学院等創立協力委員会（第10回）</p> <p>（自由討議）</p>	
	法廷傍聴実施の件	

11・14	委員増員の件 部会設置・分担の件	
11・15	法科大学院等創立協力委員会（第11回） 小島武司教授出席 法科大学院（仮称）構想に関するまとめの検討 会則検討委員会	
11・17	第1回人事委員会 （財）白門奨学会評議員・選考委員会委員候補者推薦の件 機構改革実行特別委員会（第6回）	
11・21	五者協議会	於 市ヶ谷キャンパス
11・28	法曹養成教育小委員会（第7回） 永井法学部長出席 改革審中間答申の検討・分析	
12・4	第2回常任幹事会・幹事会 会務報告 会計報告 各種委員会報告	於 東京会館
12・5	法科大学院等創立協力委員会 浜田常任理事、永井法学部長出席	

1・24	法科大学院等創立協力委員会 会則検討委員会	
1・22	法科大学院法曹養成教育小委員会	
1・18	機構改革実行特別委員会	
1・17	大学講座ゲストスピーカー打合せ会	
1・13	司法特別講座講師との打合せ	於 新橋「魚市場」
1・12	大学問題委員会	
13・1・11	第7回執行部会 1 幹事長挨拶 2 事業報告・会計報告 3 委員会報告	於 虎ノ門「虎ふぐ」
12・21	機構改革実行特別委員会	
12・19	法科大学院 法曹養成教育小委員会	
12・13	会則検討委員会	
12・8	大学問題委員会	



2・26	創立五十周年記念行事実行委員会 正副部会長会 財務部会	
2・22	法科大学院等創立協力委員会	
2・20	法科大学院法曹養成教育小委員会	
2・19	人事委員会 法職講座運営委員会委員推薦の件	
2・16	大阪分会創立総会	於 大阪帝国ホテル
2・14	会則検討委員会	
2・13	第8回執行部会 1 第3回常任幹事会・幹事会開催の件 2 事業報告・会計報告 3 委員会報告	
2・9	大学問題委員会	
1・30	法科大学院法曹養成教育小委員会 法務省・大学 意見交換会	於 法曹会館

3 ・ 5	第3回人事委員会 学校法人中央大学及び中央大学学員会の役員候補者推薦の件	
3 ・ 14	会則検討委員会	
3 ・ 16	法科大学院法曹養成教育小委員会	
3 ・ 21	機構改革実行特別委員会	
3 ・ 22	五者協議会 中央大学卒業生成績優秀者に対し曹会賞授与	於 於 市ヶ谷キャンパス 多摩キャンパス
3 ・ 23	第4回人事委員会 学校法人中央大学及び中央大学学員会役員候補者推薦の件	
3 ・ 27	法科大学院法曹養成教育小委員会	
3 ・ 28	第3回常任幹事会・幹事会 1 事業報告承認の件 2 会計報告承認の件 3 学校法人中央大学及び中央大学学員会の役員候補者推薦の件 ア 学校法人中央大学評議員候補者並に同推薦委員推薦の件 イ 学校法人中央大学評議員会議長、副議長候補者選考の件	於 東京会館

4 ・ 17	4 ・ 16	4 ・ 10	4 ・ 5	3 ・ 29	
<p>第5回人事委員会 中央大学学員会役員候補者等推薦の件</p>	<p>法科大学院法曹養成教育小委員会</p>	<p>第10回執行部会 平成13年度総会開催準備の件 事業報告・会計報告 委員会報告</p>	<p>創立五十周年記念行事実行委員会正副部会長会</p>	<p>法科大学院等創立協力委員会</p>	<p>ウ 同 選考委員推薦の件 エ 中央大学学員会正副会長、幹事・会計監事、協議員候補者推薦の件 オ 同 推薦委員選考の件 4 会則改正並に支部会則案作成の件 5 創立五十周年記念行事の件 記念式典及び祝賀会 平成13年9月25日(火) 於 クレオ 6 各種委員会報告 7 その他</p>

4 ・ 20	法科大学院等創立協力委員会	
5 ・ 2	創立50周年記念行事実行委員会 正副部長会	
5 ・ 8	第11回執行部会	
5 ・ 11	法科大学院法曹養成教育小委員会	
5 ・ 13	<p>平成13年度第4回常任幹事会・幹事会 平成12年度定時総会及び懇親会・祝賀会 1 平成12年度事業報告 2 会計報告 3 平成13年度活動方針の審議 4 予算案の承認 5 会則改正並に支部会則案作成の件 6 幹事・会計監事選任の件 7 顧問選任の件 8 本会創立50周年気炎行事実施の件 9 委員会及び委員選任の件 10 事務局長及び事務局次長選任の件 11 各種委員会年間活動報告 12 その他</p>	於 東京会館

平成12年度 司法試験第二次試験大学別合格者数（最終）

（単位・人）

順位	大学名	本年度	平成 11年度	平成 10年度	平成 9年度	平成 8年度
①	東京大学	198（ ）	229（ ）	213（ ）	188（ ）	181（ ）
②	早稲田大学	140（ ）	139（ ）	117（ ）	99（ ）	108（ ）
③	慶應義塾大学	116（ ）	95（ ）	91（ ）	67（ ）	71（ ）
④	京都大学	108（ ）	112（ ）	73（ ）	86（ ）	76（ ）
⑤	中央大学	102（ 9）	92（ 7）	68（ 9）	76（ 7）	57（ 4）
⑥	一橋大学	41（ ）	46（ ）	31（ ）	33（ ）	34（ ）
⑦	同志社大学	31（ ）	25（ ）	26（ ）	11（ ）	10（ ）
⑧	大阪大学	29（ ）	28（ ）	20（ ）	15（ ）	20（ ）
⑨	東北大学	18（ ）	12（ ）	19（ ）	11（ ）	10（ ）
⑩	上智大学	17（ ）	26（ ）	18（ ）	15（ ）	16（ ）
⑪	明治大学	17（ ）	21（ ）	17（ ）	15（ ）	15（ ）
⑫	名古屋大学	17（ ）	8（ ）	11（ ）	9（ ）	13（ ）
⑬	神戸大学	15（ ）	14（ ）	14（ ）	10（ ）	8（ ）
⑭	九州大学	14（ ）	12（ ）	14（ ）	13（ ）	16（ ）
その他		131（ ）	141（ ）	80（ ）	98（ ）	89（ ）
合計		994（ ）	1000（ ）	812（ ）	746（ ）	734（ ）
本学の占める割合		9.74%	10.8%	8.37%	10.19%	7.77%

（注）1.（ ）内の数字は、内数で在学学生を示す。ただし平成7年度の論文式試験より公表されていない。

## 編集後記

「中大法曹」第一八号をお届けします。

昭和三五年に中大を卒業し、勤めを辞めて、早稲田大学法職課程にお世話になって、司法試験に合格したことから、法曹仲間には早稲田の人が多く、中大法曹会には、ほとんど出席することは無かったところ、敬愛する前幹事長田宮甫先生から誘われて、中大法曹会に関わるようになりました。

中大法曹の先生方が、中大のため、献身的に奉仕している姿に接し、そして諸永芳春先生の名指揮のもとに、校歌を斉唱しているうちに、いいしれない愛校心が醸成されてきたことを実感しており、中大法曹のために、微力を尽くす機会を頂いたことに感謝している次第です。

従来の本誌は、中大法曹会幹事長、大学理事長、学長等の役員の就任挨拶が、主要なものとして掲載されてきました。

今回は、中央大学の講師として教育の現場で活躍し

ている新進気鋭の伊達俊二、土井隆の両先生が中心となって編集され、ことに法曹養成問題、ロースクール構想等について、造詣が深く、多方面にわたって活躍しておられる伊達俊二先生に、ほとんどお任せするよ  
うな形で、企画実行して頂きました。

それぞれの立場で活躍されている先生方に、現在取り組んでおられるテーマを中心に、原稿をお願いした次第です。

また、中大法曹になられて間もない人達に向けて、研修所教官、新任裁判官、弁護士等の声も掲載しました。本号発刊にあたっては、先生方に無理を承知のうえ原稿を依頼し、多忙にもかかわらず、原稿を寄せていただいたことを感謝する次第です。

そして、本号を発刊できましたのは、ひとえに猪股喜蔵幹事長を初めとする、執行部、広報委員会の諸先生方の尽力の賜物であります。殊に伊達俊二、土井隆両先生には、大変なお力添えを頂きましたことを、紙上をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

広報委員会 委員長 千葉 昭雄

中大法曹 第十八号

平成一三年五月 五日 印刷

平成一三年五月一〇日 発行 (非売品)

発行人 猪 股 喜 藏

編集人 千 葉 昭 雄

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話 (三九五六) 六五五〇 (代)